

会報

第 167 号

◇エッセー

言っておきたいこと 電気通信大学長 有山 正孝

■諸会議議事要録

理事会

第105回総会

第72回事務連絡会議

第1常置委員会

第2常置委員会

第3常置委員会

第4常置委員会

第5常置委員会

第6常置委員会

医学教育特別委員会

教員養成特別委員会

国立大学協会50周年記念行事準備委員会

■要望書

国立大学の施設の整備・改善について（要望）

国立大学の学生納付金について（要望）

放送大学での科目の開講について（要望）

■資料

国立大学の独立行政法人化問題の議論を越えて—高等教育の将来像を考える—（会長談話）

教育職員養成審議会「養成と採用・研修との連携の円滑化について（審議経過報告）」に対する意見

中央教育審議会「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」（中間報告）に対する意見

平成12年度大学、短期大学及び高等教育専門学校卒業予定者の就職・採用活動について

国立大学協会

平成 12 年 2 月

会報

平成12年 2月 第167号

第50巻第1号通巻第167号

平成12年 2月号

国立大学協会

●エッセー

言っておきたいこと 電気通信大学長 有山 正孝7

【事業報告】

■諸会議議事要録（平成11年10月～12月）

理事会（11.1）13

報告

小委員会の設置について
委員長の交代について
会務報告
各委員会委員長報告
大学入試センターからの報告

協議

常置委員会の委員（教員）の選出について
入学者選抜についての平成13年度実施要領，実施細目について
第5常置委員会短期学生交流計画小委員会の設置について
委員会等関係について
当面する諸問題について

その他

第105回総会の日程について
第106回総会の日時・場所等について

第105回総会〔第1日目〕（11.17）24

報告

学長の交代について
委員長の交代について
常置委員会委員（教員）の選任について
小委員会の設置について
会務報告
各委員会委員長報告

協議

国立大学の入学者選抜についての平成13年度実施要領，実施細目について

報告

大学入試センターからの報告

協議

第8常置委員会の設置について
当面する諸問題について

第105回総会〔第2日目〕（11.18）39

協議

当面する諸問題について

その他	
第106回総会の日時・場所について 退任学長挨拶	
第72回事務連絡会議（11.19）	43
総会付議事項報告 大学入試センターからの連絡事項 文部省からの説明及び連絡事項	
第1 常置委員会（12.27）	54
専門委員の委嘱について 「高等教育・学術研究の将来像に関するご意見について （お願い）」の回答の整理について	
第2 常置委員会（10.5）	56
報告事項 平成12年度国立大学追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する 情報交換事務取扱要領（案）について 「国立大学の入学者選抜についての平成13年度実施要領，実施細目」 （案）について	
第3 常置委員会（10.14）	62
大学におけるメンタルヘルスについて 男女共同参画社会実現について 今後の委員会の審議事項について リベラル・アーツ特別委員会報告書の配布について 専門委員の交替について その他（商工会議所からの要望）	
第4 常置委員会（11.8）	66
教員委員の選任について 男女共同参画に関するWGの設置について 独立行政法人化の問題について 作業委員会委員及び専門委員の交替について その他（教官の勤務時間のあり方）	
第5 常置委員会・JUSSEP小委員会合同委員会（10.13）	71
「日米共同の新しい短期留学プログラム」の出張報告及び2年目の参 加大学の照会について 放送大学における授業科目の開講希望について	

第7回UMAP総会について
 教員委員候補者の推薦について
 JUSSEP小委員会の設置継続及びドイツ等の大学との学生交流について
 日豪学術交流協定について

第6常置委員会・学生納付金等検討小委員会合同委員会(10.26)76

学生納付金等について
 平成12年度概算要求並びに大蔵省との折衝状況について
 その他(要望書提出の報告)

医学教育特別委員会(10.19)78

独立行政法人化の問題について
 「生物」を医学部入試に加えることについて
 卒後臨床研修の義務化について

教員養成特別委員会(10.21)82

国立大学における教員養成と教育学部の在り方に関する調査について
 独立行政法人化問題について

国立大学協会50周年記念行事準備委員会(11.5)83

記念祝賀会について
 国立大学協会50年のあゆみについて

■諸 会 合(平成11年10月~12月までの開催会議)86

■第105回総会国立大学協会事業報告87

諸会合
 要望その他の諸活動
 要望書の受理
 刊行物

【要 望 書】

国立大学の施設の整備・改善について(要望)92

国立大学の学生納付金について(要望)94

放送大学での科目の開講について(要望)96

【資 料】

国立大学の独立行政法人化問題の議論を越えて—高等教育の将来像を考える—（会長談話）	97
教育職員養成審議会「養成と採用・研修との連携の円滑化について（審議経過報告）」に対する意見	99
中央教育審議会「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」（中間報告）に対する意見	102
平成12年度大学，短期大学及び高等専門学校卒業予定者の就職・採用活動について	105

【そ の 他】

小委員会の設置等	110
----------------	-----

編集後記

言っておきたいこと

電気通信大学長 有山 正孝

学長としての2期6年間の年月は、長くもあり短かくもあった。間もなく任期が終わろうとする今、振り返ってみれば学内においても何程のことも出来ず、また国立大学協会に対してもさしたる寄与を為し得なかったことに、忸怩たる想いがある。たまたま会報に執筆の機会を与えられたのをさいわいに、何かの折に言っておけばよかったと思っていることどもの中から、幾つかを述べさせていただく。

大学入試について

今年も例の如く年始早々に大学入試センター試験が実施された。この試験に費やされる労力は多大である。私の勤務する比較的小規模の大学でも今年、約3,300人の受験生を割り当てられたが、実施の2日間に教官で約3,000人・時間、事務官等で約2,200人・時間、さらに事前の準備のために数十人・時間の労力を費やしている。

ご承知の通りこの試験も近年は仕組みが甚だ複雑となったため、監督者は大変な神経を使い、無駄になる問題冊子の量も少々のものではない。また少数の、あるいは一人も居ない受験者のために数人の監督者が拘束されるという空しい状況がしばしば出現する。

実施にこれほどの手間をかけても、この試験が教育上好ましい効果を収めているのなら我々も報いられるが、残念なことに必ずしもそうとは云えない。

受験生に過度とも思われる選択の自由を与えているのは、基本的には高校教育に大きな選択の自由度が与えられたことに起因し、その背後には高校進学率が95

%を越えて生徒の多様性が甚だしくなった現実がある。選択の自由度を与えることにはそれなりの意義があると思うが、世間には受験生の負担軽減を求める声が高く、大学の側も受験者を確保するため少数の教科・科目による入試に走った。その結果、高校の教育に受験科目偏重という好ましくない状況が生じ、大学入試後の教育・学習に困難を生ずる事態が起こって問題にされている。これでは折角の選択の自由度が正しく活用されているとは言い難く、センター試験実施に関わる我々の労苦も空しい。

センター試験の問題そのものは、関係者の絶大な努力によって良問が出題されていると思う。また統計的に見てまぐれ当たりで点数を取れないような工夫も為されているはずである。しかし、幾つかの教科・科目の得点の合計が数百点に達するにもかかわらず、1点差を争うことになるのはいかにも不合理である。また偏差値という怪物が若者の進路を左右したり、大学の不条理な順位付けに用いられて、関係者一同の上に重苦しい影を落しているのも好ましいことではない。

センター試験は幾つかの基礎的教科・科目を必須として課する資格試験とし、これによって選抜された者に対して各大学が入念な選考をする方が、はるかに理に適っていると私は考える。同様な考えを持つ人は少なくないようであるから、国大協、入試センターがこの問題を本格的に取り上げて、速やかに英断を下されることを期待したい。

個別学力検査も、現在の分離・分割方式が国大協において議論の末に選択されたことは承知しているが、現場にとっては大変な手間である。このような方法が真に良い効果を挙げているのであろうか。これも手間と効果を秤にかけて評価し、その存廃を再検討すべきではないだろうか。

この他にも推薦入学・社会人特別選抜等々、入試の多様化の名の下に入試の種類と回数が大幅に増加し、その結果、教官・事務官の負担は莫大なものとなっている。再び我が大学の例を引けば、1学部2研究科からなる本学で、入試はセンター試験を含めて実に年間38種類もある。他の国立大学におかれても、状況は似たようなものであろう。しかも教職員の負担・労苦に見合うほど入試は改善されたかと云うと、残念ながららさに非ず、相変わらず大学入試が初等中等教育を歪める原因と見なす意見は多い。

もともと入試は必要悪というところがある。また言うまでもなく、制度には必ず長所と短所があり、ある時期に優れた制度であっても、時が経てばいつまでも良く機能するとは限らない。

千数百年も続いた中国の科挙の制度にしても、元来は出自に関わらず才能ある人材を発掘し、国政に登用して新風を吹き込む手段として有効に機能したのであろうが、年を経るほどに弊害も生じ、制度自体もますます複雑なものとなった。幾つもの関門を順番に突破するシステムであるから、これに馴染まない異能の士を見出す仕組みとして、今日のいわゆる一芸入試のような制科という試験が並行して行われていたことも興味深い。そして結局、時代の変化の中で硬直した制度が却って教育の近代化の足を引っ張るようになったため、20世紀の初め、清朝の末期に遂に廃止されたのであった。

科挙の千年に比べれば、共通一次試験から数えても20年余にしかない現在の我が国の大学入試制度を根本的に改めるのは尚早とする意見もあろうが、高等教育進学率の急増と少子化の進行で大学全入の時代が迫りつつあるのを契機として、大学入試のあり方を再度根本的に考え直すべきではないだろうか。国大協が

この問題に速やかに、そして本格的に取り組まれることを、繰り返し期待する次第である。

教養教育について

平成3年の大学設置基準の「大綱化」以来、各大学において教養部の改組が続いた。そして今、改めて教養教育の空洞化が問題とされている。しかしこれは予想されなかったことではない。

専門教育と一般教育の階層化とそれに端を発する諸問題は、新制大学の発足に際してビルトインされた宿痾というべきものであろう。旧制大学と旧制高等学校等が併合されて生まれた大学ならばともかく、そうでない大学にまで同様の対立構造が発生したのは、不思議な話である。そして一般教育は、学生と外部からはとかく「高校教育の繰り返し」で無用のものと嘲られ、内部でも何かにつけて厄介視され、批判されてきた。

確かに、学生一人々々の顔の見えない一般教育、学生からも社会からも軽んじられた一般教育を担当するのと、曲りなりにも研究の後継者養成につながると思える専門教育を担当するのでは、教官の意気込みが異なるかも知れない。しかし、私も長らく一般教育を担当したが、知る限りにおいて一般教育担当者は、当り校費や資格面積等の格差に不満を述べることはあっても、教育を疎かにすることはなかった。

「高校の繰り返し」と云う非難も、甚だ無責任なステレオタイプの言い様である。一部にそういうことはあったかも知れないが、決して全部がそうではない。自分自身の経験でも、例えば力学の講義の最初はたしかに高校で学んだことと同

じで学生はまたかと云う顔をするが、数週間で早くも勉強しなければ分からなくなる。また大学で始めて学ぶ第2外国語はどうか。にもかかわらず「高校教育の繰り返し」という無責任な説は一般化され、すべてがそうであるかのように世の中に定着してしまった。その責任の一端はマスコミにもあると思うし、一般教育担当者が組織的に強く反論しなかったのも残念である。

嘗ての大学設置基準の一般教育科目等の規定は、その量的な最低限度を保証する効果は持っていたが、同時に専門教育担当者はそれを一般教育担当者に任せおけば済むものと考え、一般教育担当者も自分の領域を聖域化する風潮を生んだ。さらに問題は、一般教育と専門教育との間に一種の上下意識が生じたことである。これらは双方の担当者間のコミュニケーションの欠如に基づく相互無理解・相互不信に原因があったと私は思う。そう感じるのは、その双方の立場を経験した者の偏見であろうか。

ともあれ設置基準の改正によって、カリキュラムの改正と一般教育担当組織の解体が進行した結果、従来的一般教育が分担していた基礎教育・教養教育を実施する主体が不明確になり弱体になってしまった。しかし今、初等中等教育の変化に伴って逆に学部教育全体が基礎教育・教養教育とならざるを得ない状況、さらに「高校教育の繰り返し」どころか高校教育の補習になりかねない兆候が見られる。一方で大学に要求される専門教育の水準は、学問・技術の進歩および国際化という二つの観点から、一層高度化する傾向にある。学部教育と大学院教育の役割分担の見直しが急がれ、学部教育の性格の変化も避けられない。しかしその際に、日本の教育システム全体の中で若者が真の教養を身につける場が消滅するようなことがあっては由々しいことである。大学は一步誤れば、それこそ教養の無

い専門家、基礎力・応用力に欠け how to しか知らぬ技術屋を製造する機関になりかねない。そうはなって欲しくないと願っている。

一般教育担当組織が解体されたのをむしろ奇貨として、基礎教育・教養教育は学部全体の責任と捉え、その充実を図っていただきたいものである。

国立大学の独立行政法人化について

さてこのことについては改めて多くを語るまでもないが、一言云わずには居れない。

有馬前文部大臣が説かれたように、大学が法人格を持つのは恐らく良いことなのであろう。しかし昨年7月に制定された独立行政法人通則法は、これを教育・研究の場である大学に適用することは到底承服できないものである。この通則法に対して文部省が提案した特例措置も、受け入れられるか否か、未だ明らかでない。

既に多くの人々によって指摘されているように、現在政府が推進しようとしている事態は、どうすれば大学を良くできるかという理念から出発したものではなく、「始めに法人化ありき」であることに、さらにまた政治的取引から発した定削問題によって圧力をかけられていることに、大いなる疑問と不信を抱かざるを得ない。そもそもの事の起りこりは国の財政破綻である。設置形態もさることながら、国が高等教育並びに国立大学と国立の大学共同利用機関が今日まで担ってきた基礎研究を今後どうする心算りなのか、それを維持して行く覚悟と能力があるのかは、この国の将来を左右する根本問題の一つである。このことを、政治家を始め国民に広く訴えることもまた国立大学協会の責務であらう。

職を離れるに当たっての最大の心掛りは、正にこの一事である。

事業報告

諸会議議事要録

理事会

日時 平成11年11月1日(月) 13:30~16:20

場所 学士会分館(本郷)6号室

出席者 蓮實会長

中嶋, 長尾副会長

丹保, 山田, 阿部, 北原, 磯野, 内藤, 石, 林, 佐藤, 松尾, 岸本, 西塚,
廣中, 齋藤, 近藤, 杉岡, 江口, 二神各理事

佐藤(第3), 梶井(第4), 鈴木(第6)各常置委員会委員長

兵藤, 板垣各監事

(大学入試センター)丸山所長, 法月事業部長

蓮實会長主宰のもとに開会。

初めに, 会長から次のように述べられた。

本日は, ご多忙のところご出席いただき, 厚くお礼を申し上げる。本理事会は11月17日~18日の両日開催される総会に付議するいくつかの案件についてご審議いただくとともに, 各委員会からの報告をお願いするためお集まりいただいた。よろしく願いたい。

なお, 委員会報告のため, 特別委員会の委員長にもご出席いただき, また, 大学入試センター試験に係る問題等についてご説明いただくため, 後刻, 丸山大学入試センター所長にもご出席願うのでご了承いただきたい。

以上のように述べられたのち, 会長から学長交代による新理事について, 次のとおり紹介があった。

林 勇二郎 金沢大学長〔前任:岡田 晃〕

平成11年9月22日付

ついで, 会長から本日は理事会構成メンバーが全員出席されている旨述べられたのち, 議事に入った。

I 報告

1. 小委員会の設置について

会長から, 6月開催の総会で, 独立行政法人化問題について第1常置委員会でご検討いただくことが了承され, また, 「資料3」のとおり第1常置委員会のもとに「独立行政法人化問題に関する検討小委員会」を設置することが常務理事会で了承された旨報告があった。

2. 委員長の交代について

会長から, 教員養成特別委員会の木下前委員長が6月9日付で退任されたため, 7月23日開催の同委員会で岡本東京学芸大学長が委員長に選任された旨報告があった。

3. 会務報告

会長から, 前回理事会以降のものについては「資料4」, 「資料5」にその概要が記されているが, ここではその要点を伊藤事務局長から報告

していただく旨、述べられたのち、同局長から両資料に基づき報告があった。

4. 各委員会委員長報告

会長から、これより各委員会の報告をお願いするが、その際、時間の関係もあり要点のみを簡潔にお願いしたい。また、協議題となっている部分については、その時点でご説明願いたい旨述べられたのち、各委員長から、前回理事会以降の各委員会の審議状況について、次のように報告があった。

(1) 第1常置委員会（阿部委員長）

本委員会は、先の臨時総会で報告した以降、委員会等を開催していないので、ご報告することは特にない。

(2) 第2常置委員会（杉岡委員長）

本委員会は、10月5日に開催し、主として次の事項について報告と審議を行った。

1) 文部省からの報告

樋口生涯学習振興課長から、「大学入学資格検定及び中学校卒業程度認定試験の受験資格の弾力化」についての趣旨及び具体的措置等について、また、野家大学入試室長から、中央教育審議会のこれまでの審議状況等及び大学入試に関する最近のマスコミ等の報道についてそれぞれ報告があった。

2) 大学入試センターからの報告について

丸山所長から、リスニングテストの実施に向けての検討を開始したこと及び新学習指導要領にもとづき平成18年度から実施する出題教科・科目の検討を開始したことについて報告があった。

3) 平成12年度国立大学追加合格者決定業務

に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領（案）について

この原案作成に関わった東京大学の日野入試課長から、暦による日付の繰り上げ及び曜日の変更のほか、前年度と基本的に変更はない旨説明があり、審議の結果、原案を承認した。

4) 国立大学の入学者選抜についての平成13年度実施要領・細目（案）について

去る6月総会において平成13年度の入学者選抜については、平成12年度を踏襲して「分離分割」で行うという基本方針が了承されたので、入学者選抜についての平成13年度実施要領・細目の原案を作成し、あらかじめ各大学あてに照会した。その結果、いくつかの大学から意見が寄せられたので審議したが、それぞれの大学に原案どおり了解願うこととした。また、日本私立大学団体連合会会長から「前期日程の合格者発表の開始日を5日間繰り上げて3月1日から3月10日まで」とする案に対して、再検討願いたい旨の要望書が提出されたので審議し、その結果、「3月1日」を「3月6日」とすることで総会に提案することとした。

(3) 第3常置委員会（佐藤委員長）

本委員会は、9月10日に作業委員会、10月14日に本委員会を開催した。主に10月14日開催の本委員会における検討内容等を中心に、次のような報告があった。

1) 大学におけるメンタルヘルスについて

配付資料6「メンタルヘルスからの高等教育への中間提言（21世紀の人間形成に向けて）」を参照願いたい。これはメンタルヘルス研究協議会運営委員会から本協会に同協議会の「中間提言」を提出したいとの要望があり、それを受けて10月14日の本委員会に中島潤子（元同協議会

運営委員長、元茨城大学教授)並びに影山任佐東京工業大学保健管理センター教授の両名に出席願ひ説明していただいた。その主な内容は大学におけるメンタルヘルスの教育、学生が「人間として成長するのを支援する」態勢の必要性がその骨子となっている。第3常置委員会としては、この「中間提言」を検討のうえ、来る11月の総会に本提言を配付し、各大学での取り組みをお願いすることにした。

2) 男女共同参画社会実現について

国大協の代表として第3常置委員会委員長が参加している総理府の男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)で国大協の取り組みについて報告するよう求められており、またこれに関連して、本年5月には蓮實会長あてに「女性科学者の環境改善に関する懇談会」(JAICOWS)から女性科学者の環境・待遇改善の要望書が出され、会長指示により第3常置委員会と第4常置委員会が共同でこの問題を検討することになった。これを受けて、両常置委員会による共同作業部会(WG)を設けて、国立大学における女性科学者の現況調査及び男女共同参画推進策に関する検討を行うことを決定した。当該部会の構成メンバー等は、配付資料7を参照願ひたい。なお、この作業部会は本日の理事会で了承された後に発足し、来年3月末までに作業を終える予定である。

3) リベラル・アーツ特別委員会報告の配付について

大学教育におけるリベラル・アーツの役割について、同特別委員会で報告書をまとめ、6月の総会で報告し、会報に掲載してすでに各大学に送付したが、会長とも相談して、さらに増刷して各大学の教官に読んでもらうようにしたいとの提案があり、本委員会として了承されたの

で、おって、ご審議願ひたい。

4) 商工会議所検定試験の単位認定資格採用のお願いについて

日本商工会議所から会長あてに来たもので、その文面については配付資料8を参照願ひたい。本委員会として、この依頼に対し検討した結果、来る11月の総会で紹介し各大学に善処方をお願いすることとした。

(4) 第4常置委員会(梶井委員長)

委員長から、次のように述べられた。

6月の総会で承認された「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」を、7月14日、人事院、大蔵省、文部省等の各関係者と面談のうえ、提出した。なお、6月総会で会長及び第4常置委員長に一任された「人事院勧告の取扱いに関する要望書」については、今回の人事院勧告がマイナス勧告であり、例年のように「勧告どおり速やかに行われることを強く要望する」理由がないこと、国立大学をめぐる諸般の状況を勘案するとき、要望書を提出することは適当とは思われないことから、会長とも相談のうえ、本年度は要望書は提出しないことにした。

また、本委員会でも独立行政法人化問題が話題となり、国立大学が仮に法人化した場合、教職員の任用、服務、給与等がどのように変わるのか、その辺りの勉強をしておく意味で、来る11月8日に文部省関係者にもお越しいただき本委員会を開催する予定にしている。

(5) 第5常置委員会(内藤委員長)

本委員会は、前理事会後、10月13日に第5常置委員会・JUSSEP小委員会合同委員会を開催した。審議内容は次のとおりである。

1) 日米共同の短期留学プログラムについて

このプロジェクト1年目の日本側の参加校は、北海道大学、名古屋大学、京都大学、広島大学、九州大学の5校と決定されたが、その後、都合により京都大学が辞退し、4校となった。4校は、それぞれパートナー校を選定し、9月7日～8日にワシントンで開催されたオリエンテーションに出席し、その後4校の代表者はそれぞれ各自の提携希望校を訪問し、視察、意見交換を行った。各校からは大変意義ある意見交換であったとの報告を受けている。なお、TOEFLに対する要求としては、概ね550点前後であった。

また、2年度目の参加希望校については7校の申し出があった。参加希望が5校を超える場合の取り扱いが委員長に一任されていたので、種々の点を考慮し、小樽商科大学、筑波大学、東京外国語大学、横浜国立大学、大阪大学の5校に決定し、その旨米国大学協会に通知した。

2) 第7回 UMAP 総会について

UMAP 総会が9月16日～17日、11ヶ国の参加のもと、ソウルで開催され、参加各国から COUNTRY REPORT の報告があった。また留学生交流のための奨学金制度については検討中という国が多いが、オーストラリアが266名、日本が40名の予算枠を本年度用意した旨の報告があり、その意味では少し動きはじめたところである。

なお、UMAP 国際事務局の事務総長(中嶋東京外国語大学長)の下に、SUPPORT COMMITTEE を設置することが了承された。

(6) 第6常置委員会(鈴木委員長)

本委員会は、前回理事会以降、8月20日、10月26日の2回、第6常置委員会・学生納付金等検討小委員会合同で開催した。主に10月26日開

催の合同委員会における審議内容等を中心に、次のような報告があった。

1) 学生納付金等について

文部省から、学生納付金等に関する説明を受けたが、平成12年度は入学料の値上げの年であり、現下の経済状況、家計への圧迫等を考慮し、物価上昇程度に止めたいとのことであった。また、財政当局から学部別授業料等、値上げの話もあるが、文部省としては国立大学の果たす役割等も考慮に入れつつ、財政当局と折衝したいとの意向である。なお、本委員会からも例年のごとく、要望書の提出を行うこととした。

2) 国立学校特別会計について

文部省から、平成12年度概算要求並びに大蔵省との折衝状況について、次の事項等について説明があった。

- ・大学院の教育研究の高度化・多様化
- ・教育研究の活性化等大学改革の推進
- ・人間性豊かな医療人育成のための実習の充実等
- ・創造的な人材養成をめざす理工系教育の推進等
- ・高度情報化社会に対応した教育研究の推進
- ・研究支援体制の充実・強化
- ・卓越した研究拠点(COE)の形成

以上の他、数点に及ぶ事項について説明を受けたのち、意見交換が行われ、その際に、独立行政法人化との関連で、財政面における諸課題について、今後さらに検討していく必要があるとの認識で一致した。

3) 国立大学の施設の整備・改善の要望について

国立大学の施設の老朽化、狭隘化に対する整備・改善についての要望を、配付資料10のとおり、去る10月18日から同27日にかけて、第6常

置委員会委員長と伊藤国大協事務局長とで、自由民主党を始めとする各関係機関へ要望書を提出した。

(7) 第7常置委員会（丹保委員長）

本委員会は前回総会以降、特に委員会を開催していないが、今後の検討課題等に関し、次のような報告があった。

1) 情報公開法について

去る6月に開催された総会において、その中間的なまとめとして「国立大学における情報公開についての検討経過報告」を提出させていただいた。しかし、省令等がまだ出ていない状況で、その動向を見据えている段階である。

2) 公務員倫理法について

倫理法は本年8月に法律が制定され、来年4月から施行されることになった。それに伴い文部省における省令等の策定作業が進められる模様であるが、現段階においてその動きは出ていないので、それを見据えながら文部省人事課とも相談しつつ、対処していきたい。

3) 助手問題について

この問題は、長年にわたり検討してきたが、去る7月28日に第4・第7常置委員長の両名が文部省大学課長及び同人事課長に面談し助手問題に関する意見交換を行った。

しかし、その後の動きは進んでいないようであり、今のところ、この問題は文部省に一応説明した段階に止まっている。

4) 科学研究費補助金の審査と評価について

これは西澤元委員長（前東北大学長）の時代からの継続審議事項であるが、本年、日本学術会議の第4常置委員会において、科学研究費第一次審査の審査員の大幅な増員が図られることになった。その意味では密度の濃い審査が期待

されると思われる。さらに第二次以降の審査体制についても同会議において検討が進められているが、国大協としても検討を行い、何らかの提案を出さなければならないと考えている。

5) 大学院問題について

大学院問題は大きな問題であるが、公式な議論はしていない。さまざまな寸法と専門を持つ、マスターやドクターコースを持っている大学が増えてきた。国際的に学位のレベルを維持することに一定の努力が必要になってきたように思われる。学位の審査について大学院が数多く大小さまざま存在するようになってきたとき、学位のレベルと評価の手続きを各大学院にわたって、どのように考えたらよいか論点となる大学相互の支援体制等も含め、学位授与機構との意見交換や各大学の実情も聞いて議論していくことは重要と考えている。なお、大学院に関連し、本年7月に文部省高等教育局から「大学院部会における審議の概要—大学院入学者選抜の改善について」（部会から総会への報告）に対する意見を求められ、時間的なこともあり書面審議をしたうえ、配付資料11にあるように、そのまとめを7月26日に意見として提出した。

(8) 医学教育特別委員会（鈴木委員長）

本委員会は10月19日に開催した。審議内容として次のとおりである。

1) 当面の諸問題、特に独立行政法人化の問題について

9月20日付文部省の国立大学の独立行政法人化の検討の方向を踏まえ、独立行政法人化した場合、医学部・歯学部等は附属病院をかかえており、その対応等も含めて、活発な意見交換が行われた。その結果、各委員において医学歯学教育、研究・診療の視点から、文部省の検討の

方向のなかで示されている点で重要並びに譲れない点を列挙し、11月5日までに委員長に提出することとなった。

2) 医学部・歯学部入試において「生物」を課すことについて

医学部入試に生物を課すことについては、医学部、歯学部、その他の理系学部等で強い要望があるなか、大学・高校の教育レベルを上げる点からも、再度、医学部長会議において早急に結論が得られるよう、強く求めることとなった。

3) 卒後研修の義務化について

1月の国会で成立する見込みであるが、これに係る経費の手当等について厚生省側からの回答を得ていないため、学部長・病院長会議等で厚生省へ要望、申し入れ等を行うことを考えている。卒後研修の義務化については、①指導医、②プログラム、③研修生への経済的支援が絶対的条件であるので、本委員会としても支援していくことを了承した。

(9) 教員養成特別委員会（岡本委員長）

本委員会は、前回の理事会以降、7月23日に本委員会、10月14日に作業委員会、さらに10月21日に本委員会を開催した。今までの審議内容及び今後の審議事項等については次のとおりである。

1) 新たな時代に向けた教員養成の改善方策に関する意見聴取について

文部省教育助成局から、教育職員養成審議会「養成と採用・研修との連携の円滑化について（論点整理）」について意見を求められ、7月23日の本委員会で検討願い、そのまとめの意見を集約し、配付資料12にあるような内容で、去る8月5日に意見を提出した。

2) 国立大学における教員養成と教育学部の

在り方に関する調査について

昨年の秋以降、この問題に取り組んで来た。その第一次報告を本年3月に刊行し、先の総会でご報告させていただいたところである。

本委員会としては、先ず第一次報告後における補充の追加調査等を加え最終報告に向けての具体的な作業をしていく必要があり、専門委員会を中心として、今後そのための作業を進めていく予定にしている。

3) 独立行政法人化問題について

この問題については、国大協から9月7日付で「国立大学と独立行政法人化問題について(中間報告)」が出され、さらに9月20日に、国立大学長・大学共同利用機関長等会議が開催されるなど、その動きも見据えつつ、特に教員養成との関係について、9月10日の作業委員会で今までに得た情報等をもとに意見交換を行うとともに、10月21日の本委員会でも同様に検討し、今後さらに検討することとした。

(10) 大学評価に関する特別委員会（阿部委員長）

委員長から、次のように述べられた。

先ほどの会務報告にあるように、大学評価機関（仮称）創設準備委員会（委員長・井村前京都大学長）において同機関の創設へ向けての検討がなされているところであるが、本協会からも意見を述べさせていただいた。また、同準備委員会の下に専門委員会が設置されており、そこで具体的な比較的細かな検討がなされている。この両委員会には本特別委員会から数名の委員も出席している。また、平成12年度概算要求で同機関創設の大体の骨格が文部省としても決まり、大蔵省へ要求している段階であるが、この評価の問題は平成12年度からフル稼働できると

いうものではなく、年々歳々これを育成していかなければならないという側面もある。そのようなこともあり本特別委員会の下にあるワーキング・グループでまとめた「ワーキング・グループ中間報告」を各学長に送らせていただいた。なお、これまでワーキング・グループの座長は立川高知大学長にお願いしていたが、同学長が9月19日付けで退任されたことに伴い、その後任として、田中鹿児島大学長にお願いし、引き続いて検討願っている。またその際に、ワーキング・グループからの提言として、第三者評価機関である大学評価機関（仮称）は、その対象が全国立大学に及ぶものであり、その意味では国大協の中に新たな常置委員会を設けて、創設予定の大学評価機関（仮称）と諸々の連携や具体の提言等、相互の緊密な関係が持てる体制をつくるべきとの意見、提案がなされた。ついてはこれに関し、後ほどご審議願いたい。

(II) 国大協50周年記念行事準備委員会（佐藤委員長）

本委員会は、前理事会以降、2回開催した。審議内容等については次のとおりである。

1) 「国立大学協会五十年史」の年表について

年表については記載内容・記述方法等がほぼ固まった。今後は、専門的立場の委員から業者への助言、チェックのほか、年末年始の休暇を利用して、各委員がそれぞれ「あゆみ」の原稿の点検を行うことにした。なお、年表がほぼ固まったことにより、今後は「国立大学協会五十年のあゆみ」について集中的に検討することとした。

2) 「特別寄稿」について

6月の総会で「特別寄稿」のテーマと執筆予

定者が承認されたことを受けて執筆予定者に依頼したところ、全員から承諾を得た。なお、この特別寄稿については国立大学の独立行政法人化の動き如何ではさらに1項目が必要となる可能性が話し合われた。

3) 記念祝賀会について

伊藤事務局長から、配付資料13「国大協50周年記念行事について（改正案）」にもとづき説明があり、審議の結果、行事日程・場所等について了承された。なお、行事内容の詳細については、別途協議することとした。

5. 大学入試センターからの報告

丸山所長から、次のように述べられた。

平成12年度大学入試センター試験は、去る10月20日に出願受けを終了した。現段階における志願者数は昨年度の同時期により約1,900名多い、581,900名で、その内、現役志願者数は約1万人増の43万人とこれまでの最高となっている。但し、浪人生は約9千人減で、15万2千人程度である。18歳人口が減少しているなかで、現役志願者数が増加している理由は、今年度は高等学校卒業予定者数の減少が、前年度より少ないということで、結果として現役の志願率の上昇がその減少分を上回ったものと思われる。志願者数については11月上旬に一応公表し、その後点検ののち、12月上旬に最終的な志願確定者数を公表する予定である。以上が志願状況の動きであるが、あと二点ほど申し上げたい。

一点は、大学入学者選抜における外国語のリスニングテストの導入である。これは文部省も前向きな姿勢であり、また中央教育審議会においても審議が進められ、大学入試センター試験の改善に関してリスニングテストの実施に向けて検討を進めることが必要であるとの提言が中

間報告に盛り込まれると聞いている。また、平成15年度より実施される新学習指導要領に基づく大学入試センター試験が、平成18年1月の同センター試験から実施されるが、この指導要領においても外国語のコミュニケーション能力の育成が重視されている。このような状況も踏まえて、当センターでは外国語のリスニングテストの導入について具体的な検討を開始した。については、その第一歩として、入試センター試験利用大学の放送設備の整備状況等に関しアンケート調査を行う予定にしているので、ご協力のほどお願いしたい。

二点目は、新教育課程の実施に伴う出題教科・科目についてである。これは平成18年度から実施する新教育課程による大学入試センター試験の出題教科・科目についてで当入試センター内の委員会で検討を始めている。平成13年度に中間的な考え方を示し、翌14年度には最終の「まとめ」を公表する予定である。センター試験を取り巻く諸課題については中央教育審議会や大学審議会からの提言も踏まえ、また併せて国大協第2常置委員会からの要望も視野に入れて、今後検討を進めていきたいと考えている。

II 協 議

1. 常置委員会の委員（教員）の選出について

会長から、この10月末で2年の任期が満了する教員委員の選出について、各常置委員会委員長から推薦のあった候補者名簿(案)「資料14」の通り委嘱してよろしいか諮られ、承認された。

2. 入学者選抜についての平成13年度実施要領、実施細目について

会長から、この案件については、先ほど杉岡

第2常置委員長から説明があったが、これを今月開催される総会に付議することについてお諮りしたい旨述べられ、了承された。

3. 第5常置委員会短期学生交流計画小委員会の設置について

内藤第5常置委員長から、「資料16」にもとづき小委員会の設置につき説明があったのち、引き続き配付資料9「放送大学での科目の開講について(要望)」について、急遽、協議題として提案したい旨発言があり、種々協議の結果、会長から、小委員会の設置について諮られ、承認された。また、放送大学への要望については、授業科目等の細部に関し、今後、第3常置委員会で検討することになっており、その動きも踏まえて、会長に一任することで了承された。

4. 委員会等関係について

1) 新常置委員会の設置について

会長から、第三者評価機関である大学評価機関(仮称)が来年4月に創設予定となっているが、これに対応する形での新常置委員会を国大協のなかに作るべきとの提言があり、については、大学評価に関する特別委員会の阿部委員長からこの問題について説明願いたいとの発言があり、引き続き同委員長から次のように述べられた。

先ほど触れたように、平成12年度予算が確定した場合、大学評価機関(仮称)が来年4月1日に正式に発足し、同機関の業務が開始されることになる。99国立大学すべてが評価対象になっている。従って、今までも大学評価機関(仮称)創設準備委員会等ともいろいろな形での折衝、要望等もしてきたわけであるが、しかし、同機関が動き出しても、さまざまな問題あるい

は場面等に出くわすことも想像される。

そのようなことも踏まえ、国大協として、常に迅速に意見交換ができる体制を整えておくことが必要との考えによるもので、一つの例として、大学入試センターと第2常置委員会との関係がそれにあたるのではないかとと思われる。当然のこととして、新しい常置委員会が設置されれば、現在の「大学評価に関する特別委員会」の所管事項は、新常置委員会に移行し、内容も継続していただくことになる。

次いで、最新の設置例として、第7常置委員会の設置経過及び手続き等について具体的説明があったのち、新たな常置委員会をなるべく早い時期に設置されることが望ましいとの判断から、ご提案させていただいた次第である。また、設置手続きの選択肢として、常務理事会あるいは理事会の議を経て、来年4月に発足させ、同年6月の総会で追認いただくのも一つの方法である。

次いで会長から、次のように述べられ、了承された。

この問題については両副会長及び阿部委員長も交え、後刻、その対処方法を相談することで、ご一願いたい。

2) リベラル・アーツ特別委員会報告の配付について

会長から、次のように述べられ、了承された。佐藤第3常置委員長から提言のあった教養教育に関しての報告書は、大変意義あるもので、その意味では社会に知らしめる価値あるものと思われる。これを瀟洒なパンフレットにして、前書きなり、後書きなりを会長名あるいは同委員長名で記載するなりして、これを増刷のうえ、配付することにした。

3) 裁量勤務時間制について

会長から、現在、人事院のなかに「大学教官の勤務の在り方に関する研究会」が設けられ、同研究会において大学教官の勤務時間等に関し検討がされている。その研究会に国大協から、阿部学長が参加されているので、その経緯、内容等について説明願いたい旨述べられたのち、阿部理事から次のように述べられた。

既に、新聞にも報道されたように国立大学の教官が民間企業等の役員を兼ねることの可否について種々論議がされてきたが、その前提も含め大学教官の勤務時間の在り方についても各方面から指摘があり、これを検討するための研究会が人事院の中に設けられたものである。同研究会には文部省関係で、阿部学長以外に同省官房人事課及び一橋大学法学部の先生が委員として参加している。座長は塩野 宏氏（東京大学法学部名誉教授）である。

討議内容としては、大学教官に対し裁量勤務時間制の導入を検討するものであるが、それは現行の勤務時間（週40時間）は残し、割り振りには行わず、この時間を勤務したものとみなすという内容である。すなわち教官の実際に勤務する時間帯の選択は、基本的には個人の判断に委ねられ出退勤の管理は行わないことになり、その意味では、教官の自由度が増すことになるが、その一方で、適切な職務遂行がなされているかどうかを学生、国民に対しても説明できるようにしておく必要がある。また、一定期間ごとの教育・研究活動等の勤務状況について報告が求められることになる。さらに教官が無定量に近い長時間勤務を一方的に強いられることのないよう各大学においてガイドラインを置く必要があること、また、この制度の導入に伴う関連事項として教官の対象範囲や時間外手当等、多岐にわたり検討されたが、その根幹にあるものは

欧米諸国（米、英、独、仏）に共通な勤務態様の導入を検討することが、その趣旨とも言える。概ね以上のような内容であるが、このほど同研究会における検討結果のまとめ案が出された。

これを受けて、文部省は国大協に対し、この「まとめ案」に対する国大協の意見を求めて来ており、しかも時間的な制約もあることから、11月12日までに回答願いたいとの要請であった。

ついては、この要請に対する取扱いに関し、どのように対処すべきかご審議願いたく、ここに提案させていただいた次第である。

以上の説明について、若干の意見交換があったのち、会長から次のように述べられ、了承された。

この問題は、総会の議を経る必要があり、11月12日までに国大協から正式な意見を述べることは困難である。従って、この問題に関わりがあると思われる第1・第4・第7常置委員会の各委員長にご検討願ひ、意見調整のうへ、その感触を11月12日までに文部省へ伝えることにしたい。これは国大協としての最終的な見解でないこともお含みおき願ひたい。

5. 当面する諸問題について

会長から、次のように述べられた。

独立行政法人化問題については、去る9月20日の国立大学長・大学共同利用機関長等会議において文部省の考え方が示され、それ以降は各地区ごとに検討していただいているところである。この間、様々な方々から、会長宛に要望書あるいは電話等で要望を伺ってはいるが、未だ各地区に対する文部省の説明が終わっていない状況である。最終的には11月5日に終了すると聞いている。従って、文部省説明が終了した段階で各地区当番校から、どのような問題があっ

たかご報告をいただくことになっているが、現時点において、地区会議が終了していないところもあり、すべての報告書が出揃う段階に至っていない。そのため本日の理事会に資料としてお出しすることは出来ないが、既に会議が開催された地区においてはその状況等を把握されていると思われるので、自由討議形式で意見交換を願ひたい。

引き続き、意見交換が行われたのち、会長から次のように述べられた。

9月20日の文部省案に対し、どこを最大の争点とするかまだ国大協のなかで決まっていない。まずそれを固めていかなければならないが、それを固められるかどうか若干気になる場所である。それぞれの大学でしかるべく決めていただかざるを得ないケースもあり、国大協に全て委ねられても不可能なケースもある。最終的には今回の多様な意見を踏まえ、そのまとめをしたいと思うが、それが外に向かって決定的に言うことの可否の選別が必要であり、細かなことを逐次上げて外部に対し発言する時期は終わったと思う。また、第1常置委員会に改めて問題の細かな検討をお願いすることは若干危惧する。それが逆に我々の足枷にならないとも限らない。従って、何が最も重要な問題であるのか、どれが譲れない最も重要な点なのか、その大きな柱のようなものを我々が作れるかといった重要な点について次の総会で検討願ひたい。さらに、以前に比べ新聞記事の論調も通則法の下での独法化は無理とか、日本の高等教育に対する国家財政の支出が少ない等の記事が見受けられるようになった。今後は政治的にこれがどのような決断が下されるかそれを見ていかなければならないが、明らかに事態は変わって来ている。また、今、お配りしたように10月27日付けで「国

立大学の独立行政法人化問題に関する日本学術会議会長談話」も出された。このような状況も見据えつつ、若干の疑問もあるが、何時誰に向かって何処で何を言うかということについては、もう少し時間をいただきたい。

Ⅲ その他

1. 第105回総会の日程について

会長から、来る11月17日、18日両日開催の第

105回総会の日程を「資料17」のとおりとしてよろしいか諮られ、了承された。

2. 第106回総会の日時・場所等について

会長から、平成12年6月13日、14日開催の第106回総会及び同6月16日の第73回事務連絡会議を「資料18」のとおり予定したい旨述べられ、了承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

第105回 総 会〔第1日目〕

日 時 平成11年11月17日(水) 10:00~17:10

場 所 学士会館(神田)210号室

出席者 各国立大学長

(オブザーバー) 堀田国立遺伝学研究所長

初めに、蓮實会長から開会の挨拶に引き続き次のように述べられた。

今総会は定例総会であり、各委員長から審議状況のご報告をいただくとともに、いくつかの案件についてご審議いただきたい。世間の専らの注目は、独立行政法人問題だが、それ以外の国立大学が抱えている重要な問題についても学長各位の英知を結集し、解決すべき問題を解決していきたいと思っているので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

なお、大学入試センター試験についてご説明願うため、後刻大学入試センターの丸山所長にご出席いただくことにしているので、ご了承願いたい。

○ 会議資料の確認

事務局長から、今回総会の配付資料について説明があった。

○ 日程について

事務局長から、今回総会の日程について「資料3」にもとづき説明があった。

I 報 告

1. 学長の交代について

会長から、去る9月13日開催の臨時総会以後交代された学長について、次のとおり紹介があった。

(大学名)	(前 任)	(新 任)
東京水産大学	小泉 千秋	隆島 史夫
金 沢 大 学	岡田 晃	林 勇二郎

奈良教育大学 赤井 達郎 大久保哲夫
高知 大学 立川 涼 山本 晋平
九州工業大学 細川 邦典 宮里 達郎
また、代理出席について、欠席の広島大学原田学長及び島根大学吉川学長に代わりそれぞれ出席の、生和秀敏副学長及び中川政樹教育学部長の紹介、並びに大学共同利用機関の代表としてオブザーバー出席の堀田凱樹国立遺伝学研究所長の紹介があった。

2. 委員長の交代について

会長から、前回総会以後交代になった委員長について、次のとおり紹介があった。

(委員会)	(旧委員長)	(新委員長)
教員養成特別委員会	木下 繁彌 (大阪教育大学長)	岡本 靖正 (東京学芸大学長)

3. 常置委員会委員(教員)の選任について

会長から、この10月で2年の任期を満了した教員委員については、去る11月1日開催の理事会で「資料5」のとおり選任された旨報告があった。

4. 小委員会の設置について

会長から、①第1常置委員会「独立行政法人化問題に関する検討小委員会」の設置が常務理事会(書面審議)で承認された、②第5常置委員会「JUSEEP小委員会」の設置期間終了(平成11年10月14日)に伴い、新たに同委員会「短期学生交流計画小委員会」の設置が去る11月1

日開催の理事会で承認された旨報告があった。

5. 会務報告

事務局長から、前回総会以後の会務報告事項について「資料7」にもとづき、次の報告があった。

(1) 入試情報開示について記者会見

6月16日総会終了後、蓮實会長、杉岡第2常置委員会委員長、安藤検討小委員会委員が、「国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方について」記者会見を行った。

(2) 大学評価機関（仮称）の在り方についての要望

蓮實会長、阿部大学評価に関する特別委員会委員長が、6月17日、木村学位授与機構長と、6月24日、井村大学評価機関（仮称）創設準備委員会委員長と面談し、その趣旨を説明し、要望を行った。（会報第165号）

(3) 国立大学教官等の待遇改善に関する要望

7月14日、蓮實会長、梶井第4常置委員会委員長、伊藤事務局長が人事院に赴き、市川人事官、大村給与局長と面談し、要望を行った後、大蔵省並びに文部省に赴き、関係官に要望書を提出し、その趣旨に則り配慮方を要望した。（会報第165号）

(4) 大学審議会「大学院部会における審議の概要—大学院入学者選抜の改善について—」（部会から総会への報告）に対する意見

文部省高等教育局から、「大学院部会における審議の概要—大学院入学者選抜の改善について—」（部会から総会への報告）に対する意見を求められ、第7常置委員会に依頼し、7月26日、意見を提出した。（会報第166号）

(5) 教育職員養成審議会「養成と採用・研修との連携の円滑化について（論点整理）」に対する意

見

文部省教育助政局から、教育職員養成審議会「養成と採用・研修との連携の円滑化について（論点整理）」について意見を求められ、教員養成特別委員会に依頼し、8月5日、意見を提出した。（会報第166号）

(6) 臨時理事会の開催について

8月20日、独立行政法人化問題について臨時理事会を開催した。（会報第166号）

(7) 臨時総会の開催について

9月13日、「国立大学と独立行政法人化問題について」（第1常置委員会報告）を中心に、臨時総会を開催した。（会報第166号）

(8) 独立行政法人化問題について記者会見

9月13日臨時総会終了後、蓮實会長、中嶋副会長、長尾副会長、阿部第1常置委員会委員長、松尾検討小委員会委員長が「国立大学と独立行政法人化問題について」記者会見を行った。

(9) 国立大学の施設の整備・改善についての要望

10月18日、鈴木第6常置委員会委員長及び伊藤事務局長が森自由民主党幹事長並びに亀井自由民主党政務調査会長と面談し、国立大学の施設の整備・改善についての要望を行った。引き続き大蔵省に赴き、武藤主計局長並びに細田主計官（文部担当）と面談し、要望を行うとともに関係官に要望書を提出した。

10月20日、鈴木第6常置委員会委員長及び伊藤事務局長が森山自由民主党文教制度調査会長と面談し、要望を行った。

10月21日、鈴木第6常置委員会委員長及び伊藤事務局長が文部省に赴き、河村総括政務次官並びに小此木政務次官と面談し、国立大学の施設の整備・改善について要望を行った。引き続き佐藤事務次官、小野官房長、佐々木高等教育局長等と面談し、要望を行った。

10月22日、鈴木第6常置委員会委員長及び伊藤事務局長が文部省に赴き、中曽根文部大臣と面談し、国立大学の施設の整備・改善についての要望を行った。(資料13)

(10) 裁量時間制について

11月5日、文部省人事課長より、人事院の大学教官の勤務のあり方に関する研究会がまとめた「裁量時間制に関する報告書」について意見を求められたので、阿部第1常置委員会委員長、梶井第4常置委員会委員長、丹保第7常置委員会委員長が出席し、説明を受け意見を述べた。

6. 各委員会委員長報告

各委員会からの報告に先立ち、会長から次のように述べられた。

各委員会の審議状況の要旨を「資料10」として配付してあるので、それをご参照いただきたい。なお、協議事項になっている事項については、後刻協議のところの説明いただくことにしたい。

ついで、前回総会以後の各委員会の審議状況について各委員長から概ね次のように報告があった。

(1) 第1常置委員会(阿部委員長)

独法化問題について、小委員会を設置し対応を検討してきたが、これについては既に9月13日開催の臨時総会に報告したとおりであり、報告を省略したい。

それ以外の主な件としては、7月29日開催の委員会において、文部省合田大学課長から、大学審議会答申をうけて制定された学校教育法等の一部を改正する法律に関わる文部省令の改正案について説明を受け、質疑応答を行った。なお、文部省担当官退出後、省令改正に際して要

望等の必要がないか意見交換を行ったが、特に改めて要望すべき点等はないことを確認した。

(2) 第2常置委員会(杉岡委員長)

去る10月5日に本委員会を開催し報告と審議を行った。

1) 報告事項

文部省から、①大学入学資格検定及び中学校卒業程度認定試験の受験資格の弾力化についての趣旨及び具体的措置について(樋口生涯学習振興課長)、②中央教育審議会の審議状況及び大学入試に関する最近のマスコミ等の報道について(野家大学入試室長)説明があった。

また、大学入試センターから、大学入試センター試験における外国語のリスニングテストの実施に向けて検討を始めたこと、高等学校学習指導要領改訂に基づき平成18年度から実施する大学入試センター試験出願教科・科目等について検討を開始した旨説明があった。

2) 「平成12年度国立大学追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領」について

各大学が追加合格者を決定するについては、既に入学者手続を完了している者はその対象としないこととして毎年定めている大学間の情報交換の具体的取扱要領の平成12年度版の原案について、これの原案作成に携わった東京大学日野入試課長から、若干の日にちの繰り下げ及び暦による曜日の変更等以外は前年度と基本的に変わらない旨説明があり、審議の結果、異議なく原案が了承された。

3) 「国立大学の入学者選抜についての平成13年度実施要領、実施細目」(案)についてこの件については、後刻説明し、ご審議いただきたい。

そのほか、委員会開催以後、中央教育審議会会長から、同審議会が取りまとめた「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」(中間報告)について、国大協に書面ヒアリングの依頼があったので、第3常置委員会及び第7常置委員会にそれぞれ関係部分について意見を伺い、これと併せて国大協としての意見を目下取りまとめているところである。

また、平成4年に横浜市立大学に合格した受験者が、センター試験を含む本人の入学試験成績の開示を求めて横浜市と国を被告として起こした裁判で、本年3月8日、横浜地方裁判所は、この開示請求を棄却したが、原告はこれを不服として東京高等裁判所に控訴し、これに関連して原告からの要請を受けた同裁判所から、国大協の「大学入試情報開示に関する基本的な考え方」及びこれを取りまとめるに当たっての審議経過に関する議事録並びに関係諸資料を提示されたい旨依頼があった。そこで、「大学入試情報開示に関する基本的な考え方」及びこれに関連する第2常置委員会、理事会及び総会の議事要録を9月24日付で同裁判所に提出した。

(3) 第3常置委員会(佐藤委員長)

前回総会以後、9月10日に作業委員会、10月14日に本委員会を開催した。

1) 大学におけるメンタルヘルスについて

メンタルヘルス研究協議会の中島潤子元運営委員長及び影山任佐東京工業大学保健管理センター教授から、大学においてメンタルヘルスの問題が深刻化している旨指摘があり、配付資料「メンタルヘルスからの高等教育への中間提言—21世紀の人間形成に向けて—」について内容の説明と大学に対する要望事項の説明があり、意見交換した結果、同資料を総会で紹介し、各

大学のメンタルヘルスの取組みを促すこととした。

2) 男女共同参画社会実現について

総理府の男女共同参画推進連携会議(第3常置委員会委員長が国大協代表として参加)から、男女共同参画社会実現に向けて国大協としての取組みについて報告が求められていること、また、女性科学研究者の環境改善に関する懇談会から蓮賀会長あてに女性科学研究者の環境・待遇改善の要望書が提出され、会長から検討要請があったことから、この取扱について協議した結果、第4常置委員会と合同で対応すべきとの意見となった。そこで、梶井第4常置委員会委員長と相談し、「資料11」のとおり両委員会で「男女共同参画に関するワーキング・グループ」を設置することとした。

3) 今後の委員会の審議事項について

委員会の今後の審議課題について協議し、教養教育の問題、インターンシップの推進、奨学金制度、放送大学との単位互換、学寮の問題等について検討していくこととした。

4) 「大学教育における〈リベラル・アーツ〉

の役割について」の冊子の配布について

前回総会に特別委員会から提出された報告書を広く教官の方々に読んでいただきたいので、会長と相談し、これを冊子にして各大学に配布することとした。

5) その他

①日本商工会議所から会長あてに送付があった「商工会議所検定試験の単位認定資格採用のお願い」について、各大学に善処方を依頼することとした。

②第2常置委員会杉岡委員長から、中央教育審議会が取りまとめた「初等中等教育と高等教育の接続の改善について」について、第3常置

委員会担当事項に関して意見を求められたので、作業委員会各委員と協議して意見をまとめ、第2常置委員会に回答した。

③去る11月12日開催の就職問題懇談会（国公私立大学等関係団体で構成）で、平成12年度大学・高専等卒業者に係る就職の「申合せ」の方針を決めた。特に、最近、就職活動の早期化について、企業側だけでなく大学側にも一部行き過ぎた行為がみられることもあって、今回の「申合せ」では、大学としての自覚を促す記述を書き込むこととした。各学長をはじめ学内で「申合せ」の内容についてご理解いただき、この趣旨に沿った指導をお願い申し上げる。

(4) 第4常置委員会（梶井委員長）

1) 「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」の提出については、会務報告で報告があったので、省略する。

なお、「人事院勧告の取扱いに関する要望書」については、今回はマイナス勧告であり、また、国立大学をめぐる諸般の状況に鑑みて本年度は要望書は提出しないこととした。

2) 女性科学研究者の環境改善に関する懇談会から蓮實会長あてに提出された、女性科学研究者の環境・待遇改善の要望書の取扱いについて協議した結果、第3常置委員会と合同のワーキング・グループを設けて検討していくこととなった。

3) 仮に国立大学を独立行政法人化した場合に、教職員の人事、服務、給与等がどうなるか、文部省担当官を招き質疑を行った。その中で、これまでの議論になかった問題の一つとして、特定独立行政法人の職員の退職金のことが問題になった。一般職員については、国家公務員退職手当法が適用され、国の在職期間も通算され

支給されることになるが、役員については、法人の定める退職手当基準が適用され、国の在職期間の通算は不可になるので、特に副学長が不利益になるケースが起こり得るということがある。また、職員の給与法は、各法人が労使交渉等を経てそれぞれつくることになるが、この場合、大学としてのスタンダードを何らかの機関でつくる必要があるのではないかと、ということが議論された。

(5) 第5常置委員会（内藤委員長）

1) 「日米共同の短期留学プログラム」について

このプロジェクト1年目の日本側参加校として5校を決定していたが、その後1校が辞退し、4校（北海道、名古屋、広島、九州各大学）が参加することになった。本年9月にこの4校の代表者がワシントンでオリエンテーションをうけたのち、各自がそれぞれのパートナー校（3校乃至4校）を視察し意見交換を行った。帰国後各大学から訪問は大いに有益であったとの報告をいただいたが、一つ問題と思われることは、先方の TOEFL に対する要求が550点から600点ということで既して予想していたより高かったということである。第2年度の参加希望校は7校から申出をいただいたが、種々の点を考慮し、小樽商科、筑波、東京外国語、横浜国立、大阪の5大学に決定した。

2) ドイツ等の大学との学生交流について
米国との短期留学プログラムが動き出したが、ここに来て、ドイツ、カナダ、オーストラリアから相次いでわが国国立大学との間の学生交流を促進したいという申出がきている。これについて、今後、米国も含めて諸外国の学生との交流の問題を扱う組織として「短期学生交流

計画小委員会」(略称 JANUSSEP) を設けることとし、この設置について11月1日開催の理事会上に諮り、承認を得た。

3) 日豪学術交流協定について

1992年に国大協と全豪州大学長協会との間で、学生交流、研究者交流、共同研究等々の実施に関し協定(「日豪学術協定」)を締結したが、これまで両者間で実質的な交流が行われていないことが豪州側から指摘された。これについて検討したが、この協定はアンブレラ協定であり、この中で個々に交流を始めているところがあり、また UMAP を通じた交流が始まろうとしていることでもあるので、当面これを見守ることとし、特別対応はしないこととした。

4) 第7回 UMAP 総会について

去る9月16日、17日に第7回 UMAP 総会がソウルで開催された。参加各国からカンントリー・レポートがなされた。短期留学交流事業については、今年度オーストラリアが266名、日本が40名の枠で実施する旨の報告があった。また、UMAP 国際事務総長(中嶋東京外国語大学長)の下にサポート・コミッティを設置することが了承された。

5) 放送大学への新規科目開講の要望について

外国人留学生のための「日本語・日本事情」の講義については、留学生センターなどが設置されている大学では何とか対応できているようであるが、それは全国立大学中30数校に止まる。そこで、留学生の便宜を図り、放送大学で「初級日本語」の講座を開講してほしいこと、それも学習効果の面から英語若しくは中国語によること、かつ留学生に限り単位取得を無料とすること、を放送大学長に要望することとした。

(6) 第6常置委員会(鈴木委員長)

前回総会以後、本委員会を8月20日及び10月26日に開催した。

1) 教官等積算校費の改善について

文部省合田大学課長から、教官等積算校費の改善について説明を聞いた。委員会委員長報告(「資料10」)の14頁に、文部省の説明に基づき現行と改正後を図式化した。

従来、教官当積算校費については、教官の職種別(教授・助教授・講師・助手)に「博士講座・修士講座・学科目」の分類と「実験講座・非実験講座」の分類を組合せて単価設定が行われており、また、学生当積算校費についても、学生の区分(博士課程・修士課程・学部)の分類と「文科・理科・医科・教育」の分類によって単価設定が行われてきたが、これを教育研究基盤校費として括り、その中で①教官数積算分=教官の職種別に現行の修士講座・非実験に単価を統一、②学生数積算分=学生の区分別に文科に単価を統一、③大学分=配分は大学の裁量による、の区分に改められた。このように計算基準を改めた利点として、大学の自律性の拡大、競争的環境の創出、非実験講座と実験講座間の公平性の確保、教官数純減の場合の減額分の圧縮等があるという。文部省の説明に対し、従前どおりの積算基準に戻す余地はないか、大学分の金額が13年度以降も保障されるのか、等の質疑があり、本委員会として、これまでの当積算校費に相当する金額が13年度以降減ることにならないよう強く要望した。

2) 学生納付金について

文部省高塩学生課長から、従来隔年ごとに入学金と授業料の改定があり、平成12年度(平成13年度入学者)は授業料の改定の年に当たるが、現下の国の財政状況、家計等を考慮し、値上げ

せざる得ないことになった場合でも、物価上昇程度に止まるように努めたい旨の説明があった。本委員会として、例年のごとく要望書を作成することとした。

3) 平成12年度国立学校特別会計概算要求について

文部省合田大学課長及び永山視学官から、平成12年度国立学校特別会計概算要求及び大蔵省との折衝状況について説明をうけたのち質疑応答を行ったが、独立行政法人化に関連し、財政面の検討が必要であるということを確認した。

4) 国立大学の施設の老朽化、狭隘化に対する整備・改善について

会務報告にあったとおり、国立大学の施設の老朽化、狭隘化に対する整備・改善についての要望書（「資料13」）を作成し、各関係方面に対し、特に補正予算について陳情を行った。

以上の報告・説明について、○予算の積算の変更ということは国立大学にとって重大な問題であり、今回の件は事前に説明があつてしかるべきである。今後のこともあるので、文部省に遺憾の意を申入れる必要があるのではないかとの意見が出された。これに対し会長から善処したい旨述べられた。

(7) 第7常置委員会（丹保委員長）

1) 情報公開法の問題について

前回総会に「国立大学における情報公開についての検討経過報告」を提出したのち、文部省から省令等が出てくるのを待っているところであるが、なお時間がかかりそうである。

2) 公務員倫理法について

去る8月にこの法律が成立公布し、来年4月から施行されることになっているので、いずれ文部省で省令等の策定作業が進められるであろ

うから、それに合わせて対応していきたい。

3) 助手問題について

長年にわたり検討を続けてきて、委員会として考え方をまとめなければいけないと思っており、関連の第1常置及び第4常置両委員会と連携して議論を詰めていきたい。

4) 科学研究費補助金の審査と評価について

科学研究費補助金の審査と評価の問題については、西澤元委員長（前東北大学長）時代からの継続審議事項であり、いずれ考え方をまとめたいと考えている。

5) 大学院問題について

大学院問題について新たに検討を始めることにしている。大学院が大・小さまざまに存在するようになってきた今日にあって、学位の審査のレベルをどうやって国際的に通用するようキープするかということが大きな問題になると思うので、場合によっては調査を含めて検討を行っていきたい。

なお、大学院問題に関連し、文部省から、大学審議会「大学院における審議の概要—大学院入学者選抜の改善について—」に対する意見を求められ、期限が切迫していたこともあり、書面審議のうえ意見をまとめ、7月26日付会長名をもって文部省へ提出した。

(8) 医学教育特別委員会（鈴木委員長）

去る10月19日に本委員会を開催し、次の事項について審議した。

1) 独立行政法人化問題について

独立行政法人化された場合、附属病院を擁する医学部・歯学部等はどう対処すべきかについて意見交換を行った。出された意見は委員会委員長報告（「資料10」）にあるとおりである。この意見交換の結果、文部省の「独立行政法人化

の検討の方向」で示されている中で、特に重要であり、しかも譲れない点について、各委員が委員長あて意見を提出することとした。

2) 医学部・歯学部入試の試験に「生物」を課すことについて

生物を入試の試験科目に課すことについては、特に医学部・歯学部から強い要望がある。全国医学部長会議では、この問題について東京大学医学部長を委員長に委員会をつくって検討中であるが、速やかに前向きな結論が得られるよう医学部長会議に要望することとした。

3) 卒後研修の義務化について

厚生省が卒後研修の義務化についての法案を国会に提出する準備をしているが、これに係る経費の手当等について厚生省から回答を得ていないため、全国医学部長・病院長会議等で厚生省へ要望、申入れを行おうとしている。卒後研修の義務化については、①指導医がいること、②充実したプログラムがあること、③研修期間中の経済的支援があること、が不可欠であるので、これらの実現のために本委員会としても支援していくことを了承した。

(9) 教員養成特別委員会（岡本委員長）

前回総会以後、本委員会を2回（7月23日、10月21日）、作業委員会を1回（9月10日）を開催し、次の事項について審議した。

1) 委員長の交代について

木下前委員長が去る6月で学長任期が終了し退任されたことに伴い、委員長の選出を行い、岡本東京学芸大学長を委員長に選任した。

2) 新たな時代に向けた教員養成の改善方策に関する意見聴取について

文部省助成局から、教育職員養成審議会「養成と採用・研修との連携の円滑化について（論

点整理）」について意見を求められたので、7月23日開催の本委員会で検討のうえ意見を取りまとめ、8月5日付会長名をもってこれを提出した。

3) 国立大学における教員養成と教育学部の在り方に関する調査について

前回総会に「今後の教員養成と教育学部の在り方について」（第一次報告）を提出したが、その後、補充の追加調査等を行い、目下作業委員会を中心に最終報告の取りまとめを進めている。

4) 独立行政法人化問題について

教員養成との関わりで、独立行政法人化問題について意見交換を行った。

(10) 大学評価に関する特別委員会（阿部委員長）

前回総会以後、本委員会を2回（6月29日、8月13日）開催した。

1) 前回総会において了承を得た「大学評価機関（仮称）の在り方について」の要望書の提出については、会務報告にあったとおり、井村大学評価機関（仮称）創設準備委員会委員長及び木村学位授与機構長にそれぞれ面談し、要望を行った。

2) 文部省企画課長から、科学研究費補助金による「大学評価機関に関する研究グループ」（代表者：阿部東北大学長）が取りまとめた「中間まとめ」及び「大学評価機関」（仮称）の創設に向けた平成12年度概算要求の取組みについて説明をうけ、質疑応答を行った。

3) 「大学評価機関」（仮称）の創設に当たって国大協が進んで協力・支援することを声明として出すことを求める意見が提起された。そこで、この旨会長に報告・相談し、会長からこれ

の案を各理事に諮ったうえ、去る7月26日に委員長コメントを添えて会長声明「大学評価機関(仮称)の創設への協力・支援について」を各学長あて送付した。

4) ワーキング・グループで、大学評価機関に関する検討経緯及び国大協としての今後の対応について取りまとめた「中間報告」について、本委員会として検討し、加筆補正のうえ、これを「ワーキング・グループ中間報告」として各学長に送付した。その中には、大学評価機関(仮称)が平成12年4月から正式に発足したあと、国大協とこの機関を繋ぐ組織は、従来の特別委員会ではなく、新たに常置委員会を設けるべきという提案が含まれている。なお、立川ワーキング・グループ座長が学長任期終了に伴い退任されたので、その後任に田中鹿児島大学学長をお願いした。

ついで、会長から、常置委員会設置の提案に関し、次のように述べられた。

大学評価に関する特別委員会に代る新たな常置委員会設置の件について、本日昼休みに常務理事会を開き検討し、午後の総会にその結果をご報告したうえで取扱いについてご協議いただくこととしたい。

(1) 国立大学協会50周年記念行事準備委員会 (佐藤委員長)

国大協50周年記念行事について、引続き『五十年史』の編纂と「記念祝賀会」行事の準備を進めている。『五十年史』の「年表」については、原稿がほぼできあがったので、これを各委員にチェックしていただく。また「50年のあゆみ」について検討を始めることにしている。それから、「特別寄稿」については、前回執筆候補者としてご了承いただいたすべての方からご承諾が

いただけたが、最近の独立行政法人問題の動きもあり、場合によってはこれを一項加えることも考えている。

引続き事務局長から、「記念祝賀会」の実施計画案について次のような説明があり、了承された。

50周年記念祝賀会については、平成12年秋の総会(11月15日、16日)開催時に併せて挙行いたしたいと考えている。通常、秋の総会は、第1日目の会議終了後懇親会をもっているが、これを止めて2日目の文部省との学長懇談会が終了したあとに祝賀会(パーティ)を行いたい。その祝賀会の会場は、設営の準備等の都合もあるので、総会及び記念祝賀会は如水会館を予定したい。なお、式典については、諸般の状況を勘案し、行わないこととしたい。去る11月1日開催の理事会でこのような方向で行うことをご承認いただいたところであり、ご了承を賜りたい。

II 協 議

1. 国立大学の入学者選抜についての平成13年度実施要領、実施細目について

杉岡第2常置委員会委員長から次のように説明があった。

去る6月総会において平成13年度の入学者選抜については、平成12年度を踏襲して「分離分割方式」で行うという基本方針が了承されたので、その後、本委員会として、「入学者選抜についての平成13年度実施要領、実施細目」の原案を作成し、これを各国立大学長あて意見照合を行った。これに対し2大学から意見等が寄せられ、審議した結果、いずれも全体の試験日程に影響を及ぼすことになるので、原案どおりとす

ることとし、この旨2大学に説明しご了解願うこととした。また、日本私立大学団体連合会会長から、「前期日程の合格者発表の開始日」を従前の「3月6日から」を5日間早めて「3月1日から」に変更した案に対し、再検討願いたい旨の要望書が提出されたので、この取扱いについて協議した結果、従前どおり「3月6日から」を原案とすることとした。については原案「資料16」を提案いたしたい。

以上のような説明があったのち、会長から、「国立大学の入学者選抜についての平成13年度実施要領、実施細目」(案)について諮られ、審議が行われた。

その結果、特に異議なく、これが承認された。

III 報 告

1. 大学入試センターからの報告

大学入試センターの丸山所長から、大学入試センター試験に関し次のように報告があった。

平成12年度大学入試センター試験志願者数は、昨年度に比べて約2,000人増の約58万2,000人である。18歳人口が減少化しているにもかかわらず僅かではあるが増加した。その理由としては、高等学校の既卒者(浪人)の志願の減少以上に卒業見込者(現役)の志願率の上昇、特に女子の志願率が上昇したこと、センター試験利用大学の定員増などによるものと思われる。なお、現在、出願書類の点検を行っているところであり、確定志願者数は12月上旬に公表する予定である。

このほど中央教育審議会から「中間報告」が公表されたが、そこには、センター試験に関わる提言も含まれている。当センターとしては、同審議会や大学審議会からの提言について積極

的に対処していくつもりである。たとえば、外国語リスニングテストについて実施の方向で検討を開始している。その手始めとして、センター試験利用大学の放送設備の整備状況等についてアンケート調査を行う予定であるので、その節はご協力賜りたい。

新学習指導要領に基づく新高等学校教育課程が平成15年度から実施されるので、これに伴う平成18年度からの大学入試センター試験の出願教科・科目について委員会で検討を開始している。そこでは、国立大学協会第2常置委員会から要請されている科目選択の自由度の拡大の問題についても検討いたしたい。そして、平成13年度には中間的な報告、14年度には最終まとめを公表する予定である。

センター試験の試験問題作成委員として各国立大学から多くの教官を派遣いただいているが、来年4月には委員の半数が任期で交代することになるので、引続き委員の派遣方につきご配慮賜りたい。

平成13年4月から当センターは国立機関から独立行政法人へ移行することになっている。去る11月8日に独立行政法人大学入試センター法案(個別法)が国会に提出された。そこには、今の所長に当るセンターの理事長の任命に関しては、学識経験者の意見を聞いて主務大臣が任命することも盛り込まれている。

IV 協 議

1. 第8常置委員会の設置について

会長から、昼休中に開催された常務理事会の協議結果について次のように報告があった。

国大協として、大学評価に関して継続的に対応していくために現在の大学評価に関する特別

委員会に代って新たに常置委員会を設置する提案について常務理事会で協議した結果、これを了承するとともに、新たな常置委員会の設置は、「大学評価・学位授与機構」の設置と同時期の平成12年4月からとし、また、現行常置委員会委員の改選期の平成13年6月総会までの間を移行期間とし、この間の新常置委員会の委員(学長)は現に所属する常置委員会との兼任とする方針とすることが了承された。なお、議論の中で、常置委員会という呼び名は普遍性に欠けるので、それぞれの役割に相応しい名称をつけるべきではないかという意見や、委員長指名で実働部隊として働く教官委員を委嘱できるようにしてはどうかといった意見があった。

ついで、事務局長から、かつて、6つの常置委員会から7つの常置委員会体制に改編した際にとられた具体的な手続の手順等について説明があったのち、会長から、大学評価に関する特別委員会に代わって新たに第8常置委員会を設置することについて諮られた結果、異議なくこれが承認された。

引続き会長から、第8常置委員会の設置について、○委員会の委員長は、会則によれば原則として委員会委員の互選ということになっているが、設置当初の委員長は会長指名とする、○委員(学長)は、按分により各常置委員会から推薦いただく。その際、各委員長と相談のうえ決定する、○来年3月頃開催予定の理事会に案を諮り、承認を得る、○その後、6月総会で追認を得る、こと等の説明があったのち、配付の「大学評価に関する特別委員会を第8常置委員会とすることについての具体的方針」(案)について諮られた。その結果、異議なくこれが承認された。

2. 当面する諸問題について

◎ 日本の高等教育の将来像について

会長から次のように述べられた。

去る9月20日開催の国立大学長・大学共同利用機関長等会議において、文部省から「国立大学の独立行政法人化の検討の方向」が提示されて以後各地区で学長会議が開催され、それぞれ文部省担当官から「検討の方向」について説明を聞き、討議が行われたので、その状況報告をお願いする。

なお、この間、学長から個別に会長宛意見等が寄せられているので、披露する。(8件の意見等が披露された)

ついで、各地区学長会議の状況について、北海道地区丹保北海道大学長、東北地区徳田秋田大学長、関東甲信越地区石一橋大学長及び吉田図書館情報大学長、東海北陸地区仲井愛知教育大学長、近畿地区山田奈良先端大学院大学長、中国・四国地区生和広島大学副学長、九州地区池田長崎大学長から、予め提出された「意見等の取りまとめ」(配付資料「17-1~7」)をもとにそれぞれ報告・説明があった。また、オブザーバーとして出席の国立遺伝学研究所堀田所長から、大学共同利用機関における独法化問題についての検討状況について報告・説明があった。さらに、日本学術会議が国立大学の独立行政法人化問題に関し、平成11年10月27日付吉川会長名をもって発表された「会長談話」の趣旨等について、この文案作成に携わった松尾名古屋大学長から説明があった。

ついで、会長から、これよりご意見を頂戴するが、その前に二、三報告しておきたいと述べられ、次の報告があった。

○新たに文部大臣に就任された中曽根大臣と

国大協幹部との会談の機会はまだない。○政府・与党の中で国立大学の独法化についての統一的見解は今のところできていない模様である。○新聞等マスコミの、特に専門家の間で、通則法をそのまま適用して国立大学を独法化することには無理がある。もともと国立大学を含めることを想定して独立行政法人が制度設計されたのではない、ということが理解され始め、これまでの論調に変化の兆しがみられる。○会長宛個人的意見の中に、国大協もホームページをもってインターネットを通じて積極的に情報提供活動を展開するようにはどうかという提案があった。

以上の報告に引続き会長から、これからの討論は、独法化問題ということではなく、「日本の高等教育の将来像について」ということで、今後の日本の高等教育をどうすべきかという中で話を進めていただきたい旨述べられたのち、意見交換が行われた。その主な意見は次のようである。

- 聞くところでは、文部省が「検討の方向」の中で示した独法化にあたっての特例措置については、国立大学の既得権を擁護するものという見方しかされていないということである。そうであるならば、なおさら、国大協幹部が総理をはじめ、政党、中央省庁等改革推進本部等のしかるべき人に会って、国大協として独法化の問題についてどのように考えているか説明し理解を求めていくことが必要と思う。
- 文部省は来年4月頃までには独法化についての結論を出したいと言っている。この問題について、これまでに第1常置委員会から「中間報告」が出ているとはいえ、やはり国大協としての統一された意見が出されていかなければ

ならないと思っている。

- 私の大学では、教官有志が学内で独法化反対の署名と寄付を集め、地域の新聞に意見広告を行った。報告を伺ったかぎり、いずれの地区学長会議でも通則法をそのまま適用して独法化することには反対であるという方向が出ているように思われる。そこで、総会の議論の結果を踏まえて意見をまとめ、国大協として意見広告を出すことを考えておけばどうか。
- 独法化問題についての結論が出るのは、言われているような来年4月より早まる可能性も考えられる。そういう状況下で、当事者の国大協が何も言わないということでは済まされないとと思う。大学によって問題の理解も考え方も温度差があるので、99大学総体として意見を一体化するのは難しいとは思いますが、独法化絶対反対という状況にはないという判断が許されるならば、大学改革の大きな流れの中での選択肢の一つとして、理念がなければならぬし、慎重でなければならないということ前提に、独法化について前向きに真剣に考える用意があるという趣旨の意思を表わすべきではないか。そうでないと遅きに失することにならないかと危惧する。
- 新聞等で独法化に関し時に事実と反する報道があることがあり、中には個別の大学名を挙げて根拠のない記事を書く週刊誌等もある。それらがそのまま世の中で信じられれば、独法化に拍車をかける方向に誘導されかねない。場合によっては、誤りを正すべく会長として抗議表明ということも考えていただきたい。
- 国立大学がわが国を支えるさまざまな分野でどれほど重要な役割を担い、どれほど実績

をあげてきたかということが、社会一般の多くの方々に理解いただけていないのではないか。そのことが国立大学の独法化の流れをつくっている背景にあるのだと思う。したがって、ここは、国立大学はこれまでにどういう重要な役割を果たしてきて、また現に果たしているかを外に向かって、分かりやすく大胆に宣伝することが必要ではないか。

- これまで国立大学が何をしてきたかということについて、4年前に国大協として「白書」(『文化学術立国をめざして』)を刊行したが、多くの人に読まれているわけではない。今の時代は、情報媒体としてインターネットが強い影響力があるので、国大協としてホームページをもてば、いろいろな面で利便であろう。
- 今、国大協として緊急に対応を要することは独法化という大学の設置形態の問題である。独法化には賛否両論あろうが、教官の多くが何より不安なのは、国が国の責任として、将来国立大学をどういう方向にもっていこうというのか、基本的な理念、政策が見えず、その中で独法化という方法論が先行していることだ。戦後、新制大学がスタートしたときは、米国の教育使節団などの影響があったとはいえ、一国の高等教育をどうするかということに関する大方針がはっきりあったと思う。独法化し、今後は大学も自由競争だから、それぞれ経営努力せよということなのだろうが、それで国の高等教育・学術研究に対する責任を果たせるのだろうか。国として、日本の高等教育・学術研究の基本的スタンスを明示する責任があるが、それを待つのではなく、その理念、将来展望等について我々の方から提言していくことが必要と思う。
- 大学共同利用機関における独法化問題につ

いての検討状況の説明で、文部省の「検討の方面」に示されている種々の特例措置については、各機関ごとの個別法方式ではなく、別途、特例法をつくるべきという考え方が示されたが、これは重要な指摘と思う。それから、各地区学長会議の中でクローズアップしてきた一つの問題点として、学長選考ということがある。特例措置は、大学からの申出に基づき文部大臣が任命する学長について、その選考は評議会により実質的な選考を行うとし、従来の学長選考のやり方に変更を迫る考え方が示されている。この点は特例措置の中でも残されている大きな問題点と思う。

- 日本の高等教育研究についての基本政策が欠如しているという指摘があったが、同感である。ただ、実際には、我々国大協がリーダーシップをとり、英知を結集して政策提言をしていかなければいけないと思う。また、差し当たっては、国大協として新聞に意見広告を出すべきと思う。その際、特に、○通則法をみるかぎり官僚統制が強まり教育研究の自由が狭まる恐れがある、○独法化するしないの結論は急ぐべきでない、○国立大学が過去にどういった実績をあげ国の発展に寄与したか、○目下の大学改革の進展状況等を含めたい。
- 地区学長会議での文部省の説明によると、通則法で提出することとされている「中期計画」については、文部省と大学の双方で十分話し合った上で策定できるようにしたいということであったが、立場の弱い大学は文部省の意向に従わざるを得なく、結果的に独法化は大学の規制強化に繋がるのではないかと危惧する。それで、新聞への意見広告で、通則法を大学に機械的に適用することは適さない

ということを主張すべきである。

- 独法化は既に回避できないところにきていると思っている。戦後50年の間に新制国立大学体制というのが牢固としてでき上がり、制度疲労が起こっている。そういう中で大学改革に努力してきたが、あれこれ理由をつけて抵抗があり、思うに任せないのが実状である。特に、学部の自治、教授会の自治が壁になっている。そこを打破し大学改革を進める挺子として独法化を考えてみたい。確かに独法化には危惧されるような問題はあろうが、それもやり方によっては途は開ける可能性はあると思っている。
- 各地区学長会議において、文部省の「検討の方向」について特例措置についての考え方も含めてさまざまな質疑・要望等があり、それに対する文部省の応答があったが、国大協として「検討の方向」に対し一定の見解を示す必要があると思う。その際、単に国立大学の保身を言っているととられないよう、会長が言われたように、我々は長期的展望に立って日本の高等教育・学術研究がどうあるべきかを考える必要がある。その一環として独法化についても検討しているという姿勢でまとめるべきであらう。
- 独法化の問題はもう戻れないという見方はベスマスチックに過ぎると思う。独法化に反対しているのは従来の護送船団方式を護るためではない。最近は多くのところで大学改革が進んでいるということも社会に情報開示していくことが必要と思う。
- 国立大学の独法化問題は新聞等で頻繁に報道されているが、県下の経済界のリーダーや代議士と話をしてもよくは理解されていないようである。国民一般もこの問題に関心は薄

く、提案があった新聞への意見広告がどれほどの効果があるか分からないが、それをするのであれば、日本は科学技術立国を目指しており、それには人材育成が何より大事であるということ、高等教育研究に投入する公財政支出の対GDP比率を他の先進国並に上げるべきであるということ強調したい。また、国大協のメンバーが政府・政党のリーダーと会い、意思疎通を図っていくべきと思う。そういうところから、この問題を解きほぐしていくことが必要と思う。

- 独法化問題に関し、今日の段階で国大協がどうすべきかということについて明日までの議論で何らかの意見表明をすべきと思う。ただ、この場の議論で、独法化を受け入れるとか、受け入れられないとかの意見統一までもっていくことはできないと思うので、たとえば、「会長談話」といった形で、独法化問題について我々の共通の憂慮というものを表明していただくことがよいのではないか。
- 日本の学術研究を支え高めてきたのは国立大学であることは極めて明白であり、大学共同利用機関とともに今後さらにそのピークをつくる時期にきている。そういうときに、悪くすると、これまで築き上げてきたものを崩壊させかねない独法化が行財政改革の名のもとに提案されているわけであり、これに対し我々は声を大に手段を尽くして反対を主張すべきと思っている。しかし、仮に独法化が止むを得ないということになれば、その場合は、文部省が言っている種々の特例措置は特例法で規定されなければならないということは譲れない線である。法人化の最大のメリットは、自主性、自律性、自由度の拡大ということであり、これが容れられないなら、断固拒絶す

るしかないと考えている。

○ 独法化から戻れる、戻れないの議論があるが、独法化が潮流になっている事態にあっては、独法化で国大協として絶対に譲れないことは何かというものを抽出し、これが受け入れられなければ独法化にはっきり反対であるという姿勢をとるべきではないか。

○ 国立大学が外に向かって何か意見を言うていく場合、国立大学がもつ負の部分もさらけ出し、その上で主張するというでないこと、誰も耳を貸さないのではないか。

以上のような意見交換があったのち、会長から次のような総括と提案があった。

- 独法化の問題に関して多くのご意見をいただいた。その中には、独法化反対の考え、賛成の考え、反対についても我々の立場を主張しつつ妥協の途を探るべきであるという考え方があったと思う。しかし、国大協の中の考え方が割れたととられることは避けたいので、外に向かっては、さまざまな意見があったという言い方に留めたい。
- 国大協として新聞に意見広告を出すことについては、今の段階で、この問題についての意見の一致点は見出し得ないと思われるし、また、独法化についての危惧を一言で明快に言い表わすことも難しいと思われるので、これは見合わせたい。

• 独法化問題について、会長として何らかの表明をしなければならないとしたら、これは絶対に譲れないということを軸に文案を考えたい。その譲れない線というのは、防御的なものではなく、今後国立大学がどのような立場に置かれたとしても、それぞれの大学が自信をもって日本の教育研究を支えていけるようなものということである。また、これまで我々は、現在提起されている独立行政法人のスキームには反対であるということを書いてきたので、そこに関しては全員の同意はいただけたと思うが、個々の細部に関し賛成、反対の旗色を鮮明にすることは、独法化の方向に国大協が一步踏み込んだとみなされる。それは今はとるべき態度ではないと思っている。ご了承が得られれば、このような方向で文章化し「会長談話」をまとめることにしたいが如何か。

• 独法化問題について第1常置委員会に「中間報告」という形でまとめていただいたが、引続き同委員会で議論を深めていただき、独法化について国大協として外すことができない基本的条件の抽出についてもお願いしたい。

以上のような会長の総括と提案について、異議なく了承された。

以上をもって第1日目の総会を終了した。

第105回 総 会〔第2日目〕

日 時 平成11年11月18日(木) 10:00~12:10

場 所 学士会館(神田)210号室

出席者 各国立大学長

(オブザーバー) 堀田国立遺伝学研究所長

I 協 議

1. 当面する諸問題について

会長から次のように述べられた。

昨日に引続き当面する諸問題についてご意見をいただきたいが、昨日の会議で議論しとまったことが2つあった。その一つは、国立大学の独法化問題に関し「会長談話」を發表すること、もう一つは、国大協としても独法化問題について何らかの見解をまとめることとし、これだけは外せないという基本的な条件を抽出していただくことを第1常置委員会に付託したことである。「会長談話」については、昨夜私がドラフトを書き、それを両副会長、第1常置委員長等にご覧いただき、修文を施した。プリントが出来次第配付しご意見を頂戴することにしたい。

以上のように述べられたのち、意見交換が行われた。その主な意見は次のようである。

○ 独法化で譲れない基本的要件については2つあると思う。その場合の大前提は、わが国大学の歴史と憲法原理に照らして、学問の自由、大学に自治が実質的に確保されるということである。具体的には、通則法の中期目標・中期計画と人事に関わる問題である。前者は、主務大臣が指示、認可するとされ、主務大臣の関与が明確に謳われているが、如何なる理念・目標のもとに教育研究を展開するか、そのためにどのような実施計画を立てるかとい

うことは、大学が大学の責任で決定すべきことである。しかも、期間を3年とか5年に限って業績を評価するやり方は、基礎研究や教育の多様性・長期性・後発性を無視したものであり、容認しがたいことである。また、学長選考・身分・定員などの人事に関しても主務大臣の関与が予定されており、これも大学自治の根幹に関わる問題であり、このままでは容認しがたい。

- これだけは譲れないという条件の抽出をしていこうということは、逆に言えば、それらの点が容れられれば、独法化は止む得ないという立場で議論するのか、それとも、以前総会で決議した、独法化反対という看板をそのまま掲げて議論するのか、そこがはっきりしないと、この議論は収斂しないのではないかと。
- 国大協は、当初独法化に反対を表明した。それ以後、通則法の基本的枠組みが出た段階で、当初の態度を変更する理由は存在しないということで、これに対応してきた。通則法の枠内での独法化になじまないことは明らかではあるが、いつ事態が急変するともかぎらないので、それに備えて、第1常置委員会に独法化に関し多角的に検討願った。それは、形の上でみれば、条件付賛成へ回るための一つの手段のようにみえないこともないではない。しかし、ここでの議論は、当然、予め条件付きの賛成という方向に行くことを想定しているものではない。国立大学に残るという選択肢も勿論あり得ると思っているので、今

この時点で国大協として独法化に賛成、反対を表明することは極めて困難と思う。そして、個人的には、独立行政法人に賛成か反対かということが国大協の今後を決定するとは思っていない。現在の独法化賛成か反対かという間に対して違う文脈をつくらなければいけないと思っている。昨日、この問題の議論を始めるに当たって、独法化という以外の形で、日本の高等教育の将来展望という中でご意見をいただきたいとお願いしたのは、そのことを意味している。

- 会長が言われたように、独法化する、しないに関わらず、日本の高等教育、国立大学はいかにあるべきかを議論し、それをつきつめることによって独法化への態度がはっきりしてくるのだと思う。医科大学である私の大学で抱えている大きな悩みとして、研究支援体制の不備という問題がある。このために、たとえば、新薬開発に欠かせない試験も十分に行い得ない実状にある。これでは独法化して通則法のもとで課題をつきつけられたとき、どうなるか前途に展望がもてない。現在の日本の国立大学が研究支援体制も含めて多くの点で国際レベルで通用しないということを納税者に理解していただく必要がある。この機会に日本の大学が国際レベルで科学技術立国を支えていけるようにするために必要なことは何か、譲れない線は何かを出していくべきである。
- 独法化で国大協が右往左往しているような印象をもたれるのは好ましいことではない。ここは、独法化に対する対案を出していかないと世間の納得は得られないのではないかと。たとえば、会長が言われた、21世紀の高等教育、その中で国立大学の役割ということと

同時に、国立大学がもっている、運営面、制度面などの欠点を洗い出し改善方策を示すというように、こちらから打って出ることが必要ではないか。

- 99の大学間には歴然とした力の差があり、独法化は特に地方の小規模大学にとっては大きな問題である。大学間で独法化についての認識に温度差がある中で、国大協として一致点を見出すことは簡単なことではないが、日本の高等教育をどうするかというとき、たとえば、戦後、営々と学術と文化と地域の発展に貢献してきた、そういう地域の核となる大学の存在が重要であるということとか、学問は人の面も含め裾野がしっかりしていることが不可欠であり、それなくしては国際的に立ち遅れることになることと言えるのではないか。いずれにしても、99の大学が日本の高等教育、学術研究を担って存立していく、その条件を抽出することだと思う。
- 第1常置委員会の「中間報告」は不測の事態に備えた対応ということであったが、今回改めて同委員会で検討いただくについては、独法化を前提とすることなく、21世紀の高等教育は如何にあるべきかをきちんと検討されるべきと思う。
- 独法化問題は国の財政問題から発して、その解決策を教育の世界へ不用意に持ち込んだことから起こっていることであるから、我々としてはその根源を突かねばならない。将来に向けて日本の高等教育をどうするかということについて明確な理念を示すことが必要であると思う。しかし、ことは財政にも関わることであるので、この点も含めてきちんとしたシミュレーションが必要ではないか。それは、国大協のリーダーシップで大学が総力

を結集すればできないことではないのではないかと思うがどうか。

- これだけは譲れない線というのは、独立行政法人になるための最低の条件ということではなく、今後、国立大学が国立大学に留まるにせよ、独立行政法人に移行するにせよ、設置形態を越えて、より重要な問題があり、それが真に我々が考えなければならない問題ではないかということである。
- これまでの議論を通じて、国大協として、通則法をそのまま適用する形での独法化には全面的に反対ということでは意見は一致できると思う。平成9年11月総会で全会一致で独法化反対を決議し、声明を出したが、今回も、国大協として通則法のもとでの独法化に反対であるということ、記者会見で会長から言っていたきたい。
- 現米国の大統領もイギリスの首相も、ともに21世紀は教育の時代であると言っている。それに比べると、日本は、高等教育に対する公財政支出がGDP比率でみて欧米先進国の半分程度に留まっている。知の蓄積、人的資源がわが国の生きる道であり、そのため、これを欧米並に引上げる必要があるということ、これを国会議員に対して強くアピールすべきである。
- 独法化に賛成というわけではないが、国立大学の教育研究水準を今一層高めなければ国際的に競争できない。それができる環境にもっていくことを考えなければならない。それには、この機会を逆にチャンスと捉えて大学独立行政法人特例法をつくることも考えていかなければならないのではないか。
- 大学審議会答申では、国際的に通用する大学であるべしということが求められ、また医

学教育に関わっては、21世紀医学・医療懇談会から臨床教授制度が提言されている。大学として、これらに答えられるよう努力することは当然であるが、現状は、研究支援体制の面では、「科学技術基本法」で平成12年度までに達成するとしている研究者と研究支援者の比率（大学にあっては2：1）に遠く及ばない状況にある。また、臨床教育の面でも教官と学生の比率が米国の大学と比べて著しく劣っている。そこに、平成13年度から新たに10%の定員削減が始まれば、大学審議会等から求められていることは実現しがたい。設置形態以前に大学の存在に関わることである。

以上のような意見交換があったところで、「会長談話」（案）が配付され、会長から、これがまとめの趣意について次のように述べられ、意見を求められた。

国家公務員の10%削減の問題もあり、国立大学に残ったとしても苦しいであろうし、独法化も通則法をそのまま適用したのであれば、大学は多くのものを失うのは必至であろう。どちらをとっても大学にとっていい話はない。それならば、頑張って国立大学に残るという選択肢はあり得よう。また、この機会に、独法化を今後の変革の選択肢の一つとする考えもあろうかと思う。しかし、そのことの結論的なことを今この場で出すことは不可能と思っている。それから、近く文部大臣と懇談の機会が得られそうであり、それ以外にも政府与党関係者と会う機会もあり得ると思っている。また、来年の早い段階で事態が急展開するようなことがあれば、臨時総会を開くこともあり得る。そのようなことを考え、さらに文部省に対するスタンス等をも考え合わせてこれをまとめた。独立行政法人と

いう文言は使っていないが、現在提起されている独立行政法人のスキームそのものには反対であるという態度は貫く書き方はしたつもりである。

以上の説明があったのち、「会長談話」(案)について、賛成意見とともに修正意見が出された。

これに対し会長から、次のように諮られ、了承された。

いただいたご意見等を踏まえてこれに若干修正を加えることとしたい。その修正の文言等については、会長、副会長及び第1常置委員会委員長にお任せいただきたい。なお、終会終了後の夕刻予定されている記者会見でこれを発表したい。

II その他

1. 第106回総会の日時・場所について

会長から、次回総会は平成12年6月13日(火)、14日(水)の両日としたい旨述べられ、了承された。

2. 退任学長挨拶

会長から、次回総会までに学長を任期満了により退任予定の次の学長に対し謝辞が表されたのち、各学長から退任の挨拶があった。

有山 正孝(電気通信大学長)

高折 修二(島根医科大学長)

山口 雅也(佐賀医科大学長)

以上をもって第105回総会を閉会した。

第72回事務連絡会議

日時 平成11年11月19日(金) 10:00~15:30

場所 学士会館(神田)210号室

出席者 各国立大学事務局長

(文部省) 木谷企画課長, 竹下青少年教育課長, 金森高等学校課長, 布村医学教育課長, 合田大学課長, 清木研究機関課長, 河村研究助成課長, 伯井人事課副長, 萩原計画課長, 尾山教職員課長, 岩本専門教育課長

伊藤事務局長司会のもとに開会。

〔議事〕

開会にあたり蓮實会長から、次のような挨拶があった。

今回の総会は、これまでになく活発な発言のある会議となったが、大きく意見が分かれることなく終了した。いま大事なのは、国立大学の独立行政法人化の問題が迫り、国立大学にとって危機的状況であるとの認識をどのような形で国立大学の発展に結び付けるかである。総会では様々な意見があったが、自分はどうしたらいいのか迷う事態の時は、今こそ何事でもできるという方向に考え方を転じていくべきだと思っており、それに当たっては様々な伝統や慣習にとらわれず創造的に行動していくべきだと思う。危険なのは情報の共有度に濃淡の差があることであり、本日の会議で情報を共有していただき、各大学で何ができるかお考えいただきたい。

ついで、伊藤事務局長から、配付資料の説明及び会議日程の説明があった。

I 総会付議事項報告

伊藤事務局長から、総会における議事の概要について配付資料をもとに次のとおり説明があった。(詳細は、前掲の第105回総会議事録をご参照ください。)

(1) 学長・委員長の交替について

学長・委員長の交替が配付資料4のとおり行われた。

(2) 常置委員会委員(教員)の選出について

この10月で任期満了となる教員委員について、新委員が配付資料5のとおり理事会において選任された。

(3) 小委員会の設置について

次の小委員会が理事会の承認を得て設置された。

○第1常置委員会独立行政法人化問題に関する検討小委員会

○第5常置委員会短期学生交流計画小委員会

(4) 会務報告

前総会以後、配付資料7のとおり会務が行われた。主な点は次のとおりである。

○6月16日総会終了後、蓮實会長、杉岡第2常置委員会委員長、安藤検討小委員会委員が、「国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方について」記者会見を行った。

○6月17日、蓮實会長、阿部大学評価に関する特別委員会委員長が、木村学位授与機構長と、また6月24日、井村大学評価機関(仮称)創設準備委員会委員長と面談し、大学評価機関の在り方について要望した。

○7月14日、蓮實会長、梶井第4常置委員会委員長、伊藤事務局長が人事院に赴き、市川人事官、大村給与局長と面談し、国立大学教

官等の待遇改善に関する要望を行った。またその後大蔵省、文部省に赴き関係官に要望した。要望では、従前からの要望のほか、新たに学長の指定号俸の引上げ等が加わった。

- 9月13日臨時総会終了後、蓮實会長、中嶋副会長、長尾副会長、阿部第1常置委員会委員長、松尾検討小委員会委員長が「国立大学と独立行政法人化問題について」（中間報告）を配付し、記者会見を行った。
- 10月18日、鈴木第6常置委員会委員長及び伊藤事務局長が森自由民主党幹事長並びに亀井自由民主党政務調査会長と面談し、第2次補正予算を見込み「国立大学の施設の整備・改善について」要望を行った。その後大蔵省に赴き、武藤主計局長並びに細田主計官と面談し要望を行うとともに、関係官に要望書を提出した。

(5) 各委員会報告と協議

総会第1日目午前中に各常置委員会委員長及び特別委員会委員長から、前総会以降委員会において審議された事項について報告があり、提案事項について協議された。内容は配付資料10をお読みいただきたい。

(6) 第8常置委員会の設置について

来年4月から発足する大学評価・学位授与機構と国大協との連携を継続的に図っていくため、現在の大学評価に関する特別委員会を廃止し、第8常置委員会を設置することが承認された。

(7) 当面の諸問題について

総会第1日目午後及び総会2日目には、国立大学の独立行政法人化の問題について各地区学長会議で審議した状況の報告を含め討議が行われ、総会終了後、記者会見を行って、「国立大学の独立行政法人化の議論を越えて—高等教育の

将来像を考える—」（会長談話）を発表した。

前総会以後の独立行政法人化（以下「法人化」という。）の問題に関する経過の概略は次のとおりである。

前総会の付託を受け、第1常置委員会では、7月に小委員会を設置して法人化の問題を検討し、9月に「国立大学と独立行政法人化問題について（中間報告）」をまとめ、各国立大学長に送付し、文部省にも提出した。この間文部省でも「今後の国立大学の在り方に関する懇談会」を設置し、法人化問題について検討が行われた。また新聞もこの問題を報道し、9月20日に学長会議が開催されることを踏まえ、国大協として9月13日臨時総会を開催し、第1常置委員会作成の中間報告をもとに審議した。臨時総会では、国大協として意見を統一することはできないとのことで、この中間報告は第1常置委員会の中間報告として取り扱うことになった。しかし、9月20日の学長会議で示された文部省の「国立大学の独立行政法人化の検討の方向」（以下「検討の方向」という。）の中では、この中間報告の内容がかなり反映されている。臨時総会終了後、記者会見を行い、○通則法の下での法人化を支持する学長はいない、○前回総会の際に示した法人化反対の考えを変更する理由はない、○99大学の総意として法人化の是非に関する見解をまとめることはできなかった、ことを表明した。

今回の総会でも主として法人化の問題を審議し、活発な意見交換が行われたが、国大協として、今回の総会で法人化問題について何も発表しないのは良くないとのことで、総会終了後記者会見を行い会長談話を発表した。会長談話の内容は、法人化について事態は賛成反対を唱える以前の段階にとどまっている。文部省の示した「検討の方向」に対しての意見表明を避けて

いるのは、こうした独立行政法人化が、現状では、実現されるべき高等教育の改革にとって必ずしも有効な手段とはなりがたいと考えているからである。今必要とされているのは国公立を含めた高等教育総体の大胆な変革であり、そのための設計図はまだ描かれていない。真の問題はそこにある。日本の高等教育の貧困さを是正することがまず考えられるべきであるというものである。

なお、総会には大学共同利用機関の代表者も出席し、大学共同利用機関は大学と歩調を併せてこの問題に対応していきたいとの希望があった。また日本学術会議でも、会長談話を発表し、国立大学の法人化について、多様な意見を十分に聞いた上、慎重に進める必要がある旨発表した。

法人化問題について、来年早春には国大協として法人化問題について態度決定を迫られる事態が予測されており、今後、第1常置委員会で高等教育の発展に必要な条件とは何か検討することになっている。

ついで板橋東京大学事務局長から、次のような補足説明があった。

総会での意見としては、○通則法そのままでの法人化は反対であるのは一致している、○文部省の示した「検討の方向」についての問題点として、中期計画を策定して大臣の認可を得ることや学長の任命手続きは大学自治との関係で問題があるのではないかと、○「検討の方向」の実現さえ危うい。その実現に努力すべきである、○特例法という通則法とは明確に異なるものをつくるべきである等の意見があった。

会長は意見が分かれている現在、無理に意見をまとめることは国大協が分裂しているとの印象を外部に与え良くないと考え、一方、総会で

は国大協が意見表明することを社会的に求められているという意見も強くあり、それを踏まえて会長談話が出された。これは高等教育・学術研究の将来に社会の目を向けさせ、注意を喚起したいという趣旨であると思う。

II 大学入試センターからの連絡事項

井上副所長から、次のとおり大学入試センター試験について説明があった。

- ① 平成12年度センター試験の志願者数は、昨年より1,923人増加し、581,987人である。今後、試験実施について各大学のご協力をお願いする。
- ② 中央教育審議会から、中間報告が出されたが、その中では、総合問題の研究開発、過去出題問題の再利用、得点の情報開示、リスニングテストの実施などが提言されており、センターでもリスニングテストの実施に向けて具体的な検討を開始したところである。来春には各国立大学の放送設備について調査する予定であるので宜しく願いたい。
- ③ 高等学校新学習指導要領に基づく教育課程に対応する平成18年度からのセンター試験科目について、委員会で平成14年度に公表できるよう検討している。
- ④ 本年6月に国大協から、「国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方」が示されたので、センター試験の得点の情報開示について、国公立大学の意見を聞きつつ検討中である。
- ⑤ 独立行政法人大学入試センター法が国会に提出されたが、法人化後も業務内容は殆ど従来と同じであり、引き続きご協力方宜しく願いたい。

III 文部省からの説明及び連絡事項

文部省関係各課長から、次の事項について説明があった。

1. 当面の諸課題について

(木谷雅人企画課長)

- ① 大学評価機関について、創設準備委員会から機関の基本的枠組みについて検討した中間報告が出された。学位授与機構を改組し、大学評価・学位授与機構の形で平成12年度開設を目指し概算要求をしている。この機関は大学審議会答申に基づく大学改革の一環として設立するもので国立大学の法人化に伴うものではない。

この機関による評価結果を大学にフィードバックすることにより、更なる教育研究の向上を図るのが目的である。勿論、法人化後、主務省の評価委員会が大学を評価するとき結果的にこの機関の評価結果を活用していくことはありうることであるが、そのようなときは改めて必要な見直しも図っていかねばならない。この機関の評価は、専門家による純粋な評価を基本に有識者等の意見も反映させ、各大学の自己評価等の資料も重要な基礎資料とし、評価を行い、被評価者の異議申立の機会も設けられることになっている。今後、国大協とも連携を保ち、試行錯誤を重ねつつシステムを確立していきたい。

具体的な評価事業としては、平成12年度から全学テーマ別評価を全大学に、また分野別教育評価を3分野に限定し3大学に実施し、平成13年度から国立大学の毎年度活動のレビューについて実施し、平成15年度からは完全実施することが考えられている。

各大学で評価体制について永続的組織体制の整備などご準備をお願いしたい。

- ② 昨日、文部大臣から、中央教育審議会に対し、「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について」諮問された。具体的には、①国際的通用性・互換性を重視し、世界に開かれた大学づくりを推進するための方策について、②高等教育機関と社会との往復型による生涯学習を推進するための方策について、③高等教育における情報通信技術能力の育成と情報通信技術活用による教育提供等を推進するための方策について諮問したものである。なお、今回の諮問に対する答申は来年秋頃にいただく予定である。各大学でも先進的取組みが行われていると思うが、大学間でその取組みを紹介し広げていくようお願いしたい。

2. 生涯学習振興における大学への期待

(竹下典行青少年教育課長)

- ① 公開講座は、地域住民に身近なものとなっており、各大学の特性を生かした公開講座の開設・充実をお願いしたい。公開講座の実施経費について、受講料が予定に達しない状況が恒常化しており、広報に取組み、受講生の拡大に努め、学内講師に対する高額な謝金は避けた計画の立案をお願いしたい。
- ② 生涯学習審議会に対し文部大臣から、「新しい情報通信技術を活用した生涯学習の推進方策について」諮問された。衛星通信、インターネット等を活用した全国的公開講座システム、海外への大学の公開講座等の提供、海外の高等教育機関の講座等の日本での学習提供システムなど検討願うことになっている。
- ③ 放送大学は、現在、181の大学・短大と単位

互換協定を締結しているが、国立大学は19校のみであり、各大学でその推進についてご尽力賜りたい。学内に放送大学の授業の視聴設備を設置し、大学広報等でも放送大学の授業について広報をお願いしたい。さらに語学・会計の科目など職員研修にもご活用願いたい。

④ 昨年6月、一定の要件を備えた専門学校の卒業者が大学に編入する制度が作られた。この4月に専門学校から大学へ編入した者は490人であるが、国立大学では15人である。この制度について積極的に検討されるようお願いしたい。

⑤ 第12回全国生涯学習フェスティバルを平成12年11月初旬三重県で開催する。本年は広島で開催し120万人の参加者があった。関係者のご協力をお願いしたい。

⑥ 男女共同参画社会基本法が本年6月制定された。男女共同参画社会実現について各大学のご配慮をお願いしたい。

⑦ 大学入学資格検定規程が改正され、中学等の卒業資格を有しない場合でも満16歳以上の者については大学入学資格検定試験の受験資格が与えられることとなった。

これにより、外国人学校在学者や義務教育を修了していない者も受験が可能となった。その他は従来どおりである。

⑧ 国立青年の家、少年の家が独立行政法人化することになったが、引き続き各国立大学との人事交流が必要であるので、宜しく願いたい。

3. 新学習指導要領について

(金森越哉高等学校課長)

① 昨年改正の新高等学校学習指導要領に基づ

く教育は平成15年度から実施される。基本的目的は、学校完全週5日制の下で、ゆとりの中で特色ある教育を展開し、生徒が自ら学び自ら考える「生きる力」を育成することにある。内容としては取得総単位数の縮減、必修教科・科目の最低単位数の縮減、科目選択幅の拡大、総合的な学習時間の創設、情報及び福祉の教科新設、学校設定科目の新設などが含まれている。

なお、これにより教科の達成レベルが現行より低下することはないと考えている。

② 情報の教科については、平成15年度から全高校で開設できるよう、大学での教員養成を開始し、また現職教員の講習を行い、9,000人の教員が情報の教員免許を取得するよう予定している。

③ 新学習指導要領の趣旨を実現するためには、大学の入学者選抜の一層の改善が必要であり、調査書、小論文、面接、実技試験、学校内外の各種活動の評価など組み合わせ、選抜方法の多様化や選抜層の多元化を進めていくことが重要である。学力試験についても論理的思考力などを問う出題への改善などご努力願いたい。

④ 専門高校や総合学科からの大学進学促進について、調査によればこれら学校から特別選抜や推薦入学で大学に入学した者の授業理解度、学習意欲など普通高校出身者と比べ劣っていないこと、これらの者の入学で大学が活性化しているとの結果が得られている。これらを踏まえ、各大学でも専門高校や総合学科卒業生の特別選抜、推薦入学の導入・拡大について積極的に検討されるようお願いしたい。

⑤ 学校図書館法が改正され、平成15年度以降

は12学級以上の学校に司書教諭を配置することが義務づけられたので、今後司書教諭を養成していく必要があり、今年度は49の国立大学を含む72機関に司書教諭養成の講習会を実施していただいた。今後も引き続き各大学の積極的取組みをお願いしたい。

4. 医学・医療に関する諸課題について

(布村幸彦医学教育課長)

① 医学部長と病院長との連携，医療事故やセクハラ事件の防止，外部資金受け入れ手続きの不適正防止等についてご留意をお願いしたい。

② 21世紀医学・医療懇談会（以下「懇談会」という。）では、本年2月第4次報告を出した。その報告では、良い目的意識を持ち、幅広い人間性を持つ医師を養成する観点から、医学部の入学者選抜の改善（面接や学士編入学制度の導入）、学部教育の改善（チュートリアル教育、クリニカル・クラークシップ、臨床教授制度の導入）などが示されており、努力しているところである。

懇談会では、今後の課題として臨床実習に進む段階での各大学共通の適切な進級認定システムの構築が必要ではないかと指摘しており、研究会で検討中である。

③ 卒後臨床研修の充実について、現在医学部卒は2年間、歯学部卒は1年間の卒後臨床研修が努力義務となっているが、これを必修義務化するため、来年の通常国会に法改正をはかる動きがある。これに対し、医学部長・病院長会議等では、研修プログラムの策定、実施体制の構築が必要であり、必修化は望ましいが研修医に対する経済的支援の保証、指導医に対する経費措置等が必要であるという意

見であり、厚生省と折衝している。

④ 医学部・歯学部の学生入学定員の削減については、厚生省の作成した医師、歯科医師の需給見通しを踏まえ削減を行う必要があるが、昭和60年代に決まった第1次削減計画の10%分について、公・私立大学は未達成のところがあり、まずこの未達成分をどうするか現在の課題である。また歯科医師についてはさらに10%削減が必要で、この対応をどうするかが課題となっている。

⑤ メディカル・スクール等の構想については、学士編入学等の状況を踏まえ、引き続き検討すべきであるが、先行的研究も必要であり、「学士を対象とする医学教育の在り方に関する調査研究協力者会議」を発足させた。当面はまず学士編入学について入試の在り方、カリキュラム上の配慮、教員組織等の検討を始めたところである。

⑥ 平成11年5月、総務庁から行政監察の結果に基づき、国立大学附属病院に関する勧告が文部省になされた。その勧告では、附属病院の経営の改善、業務運営の改善、患者サービスの改善等が指摘されており、各大学でも引き続きこれらの改善に努力されたい。

⑦ コンピュータ2000年問題への対応については、附属病院等においてはほぼ完了しているが、今後、ライフラインや他機関のトラブルからの影響が懸念される。

年末年始に職員に負担をおかけするが、医療業務等に支障が生じないよう対応強化をお願いしたい。

⑧ 情報公開について、各大学では、国立大学附属病院長会議が示した「診療情報の提供に関する指針」を踏まえ、積極的に対応されるようお願いしたい。

5. 国立大学の当面の諸課題について

(合田隆史大学課長)

- ① 昨年10月の大学審議会答申、本年5月の学校教育法の改正に対応する各大学の改革準備について課題が多岐にわたるが宜しくお願ひしたい。
- ② 大学の独立行政法人化の問題について、9月に各地区学長会議等で説明したとおりである。大学外の社会では、大きな構造的転換が進んでおり、大学の在り方について深く検討していただきたい。東京地区の5大学の連合の話が新聞報道されたが、このような提案が次々と出てくるようになれば、社会の国立大学に対する目も変わってくると思う。
- ③ 平成13年1月から、10年間で少なくとも10%の定員削減が行われる。できるだけ定員削減の幅を少なくするよう努力するが、抜本的な仕事の仕方の見直しが必要であり、教官の定員削減もせざるを得ないと思う。全学的な合理的な人的資源の配分ができるか否かが試されており、事務局長各位のご努力をお願ひしたい。
- ④ 従来、大学院の重点化をしてきたが、大学院の組織編成上の部局化と教育研究拠点の形成ということを手法として分けて推進することになり、従来の大学院の重点化は平成12年度限りで見直したいと考えている。一方、大学審議会の答申にそって現に独立した部局としての実態を持っている研究科については、これを学部から独立した部局として制度上位に置くことは平成13年度以降も行っていく必要があると考えている。各大学で大学院改革の案件について検討する場合は、柔軟に対応されるようご配慮をお願ひしたい。
- ⑤ 現在、情報公開法制定に伴う政令を準備中

であり、情報公開法は平成13年4月から施行される予定である。情報公開について各大学でご工夫をお願ひしたい。

- ⑥ 独立行政法人大学入試センター法が国会で審議中であるが、大学との連携・協力体制、理事長の任命手続き、教育公務員特例法の準用などの点で特例が盛り込まれている。法人化後も基本的には事業内容等従来どおりなので、センター試験の実施について引き続きご協力をお願ひしたい。
- ⑦ 11月に発表された中央教育審議会の中間報告は、入試について、従来は大学が学生を選抜するという発想で過度の受験競争の緩和を基軸とした政策を進めてきたが、これを大学と受験生双方の主體的選択を支援するという政策へ転換することを示している。そのため、入学者受入れ方針を明示すること、また従来、センター試験と重複するような個別学力試験の試験科目の削減をお願ひしてきたが、試験科目削減の方針はとらないことなどが明確に示されている。
- ⑧ 人権教育の推進、大学におけるセクシャル・ハラスメントの防止、国旗・国歌について、資料をお配りしてある。これらの面についても、社会の大学に対する評価を高める方向で各大学で取組みいただきたい。

6. 当面の諸課題について

(清木孝悦研究機関課長)

- ① ロケットの打上げ失敗、東海村のウランの臨界事故等が続き、科学技術全体に対する不安の声も一部聞くが、科学技術、学術の裾野を支えるのは、大学とくに国立大学の研究であることは間違いない。その観点から、厳しい財政状況であるが、独創的・先端的研究の

振興を図るべく努力している。

② 学術審議会では、本年6月答申をまとめた。知的存在感ある国を目指し、世界最高水準の研究、21世紀への新しい学問の創造、社会への貢献を目標として掲げており、文部省の学術振興の施策はこれにそって行われる。

③ 科学技術会議では、平成12年度までの現行科学技術基本計画のフォローアップをし、次の科学技術基本計画策定に向けて審議している。現行計画では科学技術関係に17兆円の投資を計画していたが、平成11年度までに13.3兆円の投資が行われ、ほぼ目標を達成できる見込みとなった。

④ 2001年に省庁再編により、文部科学省が発足し、学術・科学技術の政策は科学技術学術政策局、研究振興局、研究開発局の3局を設け担当することになる。

また学術審議会と測地学審議会と科学技術庁の審議会が統合し、科学技術・学術審議会となる。

⑤ 国立大学の付置研究所、付属研究施設は多数あり、設置時点では、当該分野の中核拠点機関であることが期待されていたが、現在では必ずしもそのように言えない機関もあると思う。これらについては思い切った見直しが必要であり、学部、研究科の一部としての転換、幾つかの研究組織の統合再編も考える必要があると思われる。また大学と大学以外の機関が協力して研究することを前提に、研究組織を考えることも必要である。

⑥ 大学での毒劇物の管理について一部不適切である旨、総務庁の行政監察により指摘された。改めて毒劇物の管理体制の強化をお願いしたい。また核燃料物質の管理について、大学として管理体制を個人任せでなく組織的に

整え、法令にそった管理をされるようお願いしたい。

7. 当面の諸課題について

(河村潤子研究助成課長)

① 国立大学の研究費について、平成元年には教官当積算費が約50%強を占めていたが、平成10年度には校費、外部資金、科学研究費補助金が約3分の1ずつになっており、外部資金と科学研究費補助金が伸びている。この状況を大学でこれからの研究戦略を立てる際の参考としていただきたい。

② 科学研究費については本年4月から、定着している基本的な種目の萌芽的研究、奨励研究、基盤研究等の約800億円分について日本学術振興会で取り扱うこととなった。その他は従来どおりである。来年度概算要求については、科学研究費では経済新生特別枠を中心とする要求でバイオサイエンス等の分野に対応し、特定領域Cの創設を盛り込むなどして、150億円増の要求をしている。

なお、科学研究費補助金の研究成果報告書の不提出について、会計検査院から改善要求がきており、研究者への啓発、提出督促について徹底されるようお願いしたい。

③ 産学連携促進について、本年6月の学術審議会の答申でも示されているが、その後、産業競争力会議や科学技術会議でも産学連携の議論が行われており、大学に対し、色々注文が出されている。例えば、産業界に成果が移管できるような、あるいは国民生活に身近な研究の促進、産学連携について学内の横の連携や組織的対応の不十分さ、大学で行っている研究の情報発信、受託研究その他の手続きの簡素化・迅速化などについて要望・意見が

出されている。各大学で、どのような構想、戦略で産学連携を考え、研究構想全体の中に位置づけていくかについて、長期的にお考えいただきたい。

8. 国家公務員倫理法等について

(伯井美徳人事課副長)

① 国家公務員倫理法が平成12年4月から施行される。目的は、国民の疑惑、不信を招く行為の防止をはかり、公務に対する国民の信頼の確保をはかることにある。

そのため内閣は国家公務員倫理規程(政令)を定め、各省各庁の長は所属職員の仕事に係る倫理に関する訓令を定めることになっている。その骨子は次のとおりである。

- (1) 本省課長補佐級(行→7級相当)以上の職員を対象に事業者等から金銭、物品、その他財産上の利益の供与、供応接待、職務との関係に基づいて提供する人的職務に対する報酬の支払いを受けた時(1件5千円を越えるものに限る)は、四半期ごとに贈与等報告書を各省各庁の長等に提出しなければならない。
- (2) 1件につき2万円を越えるものの報告書は原則的に閲覧できる。
- (3) 本省審議官級(指定職4号俸)以上の職員は、前年の株取引、所得等の報告書を各省各庁の長等に提出しなければならない。
- (4) 人事院に国家公務員倫理審査会が置かれ、上記報告書の審査、任命権者に対する調査請求・勧告・懲戒処分承認、及び職員を懲戒手続きに付すことを行う。なお、これに対し、教育公務員には職務の特殊性から次の特例が認められている。
 - 1) 贈与等報告書の提出は、指定職俸給適

用者及び教育職(→4級以上の管理職手当て受給者を対象とする。

2) 株取引等及び所得等の報告は、国立大学の学長及び副学長(指定職4号俸以上)を対象とする。

3) 国家公務員倫理審査会の権限について、大学の教員に対して直接調査権・懲戒権を行使するのではなく、文部大臣を経由して、大学管理機関に必要な調査、懲戒審査を求める。

禁止制限される具体的な行為の範囲等は政令以下で定めることになっており、各大学でも対応方宜しくお願したい。

- ② 国立大学教官の民間企業役員兼業の問題については、現在、関係省庁からなる連絡会議で、国家公務員の国民全体の奉仕者という性質との調整をはかる中で一定の場合に兼業を認める余地があるのではないかという方向で検討が進められており、11月中には報告が出される予定である。
- ③ 人事院の研究会で国立大学教官について、勤務時間の割振りを行わず、週40時間勤務したものと見做す裁量勤務制を検討しており、今後、国大協等関係者の意見を聞きながら検討が進められる予定である。

9. 国立学校文教科施設整備の現状と課題について

(萩原久和計画課長)

- ① 国立大学の施設の現状は、大学院の整備、大学改革に伴う施設需要の増大と建物の経年による劣化により、老朽化・狭隘化が進んでおり、その施設整備に努力しているが追いつかないという状況である。科学技術基本計画でも1,200万㎡の需要があるのに、4年間で120万㎡の整備しか行われていない点を指摘

している。大学院生数は平成3年から10年間で1.8倍に増加しており、留学生も同じく1.5倍となっており、これらの施設需要で約480万㎡が不足している。

平成2年から11年度までの施設整備費の年平均は約2,100億円である。そしてそのうち半分近くが補正予算によるものである。また、収入のある病院等の施設整備として使途が限定されている財政投融资資金借入金の比率が平成11年度では約50%になっており、一般財源による施設整備がますます難しくなっている。

- ② 今後の施設整備の方針としては、昨年3月に出された「国立大学の施設整備の充実に向けて」という調査研究協力者会議の報告にそって、今後は百年維持できる建物を建築し、今ある建物は改修して百年使うという考え方で整備するつもりである。

国立大学の既存保有施設は2,300万㎡に達しており、これを改修して活用し、増築と合わせて一体的な整備をしていきたい。そして改修に際しては教育研究の流動化を支援する施設の整備を考え、大学院施設を核にし、総合研究棟のような形で関連する学部建物も整備し、色々なプロジェクトが交代で使用できるような開放研究室のようなものを併設していきたい。また、科学研究費の獲得など研究教育の評価を取り入れた評価に基づく施設整備をしていきたい。さらに寄付を伴う施設整備を優先的に採択していくことも検討していきたい。なお、施設整備予算の獲得は文部省の文教政策と一体的な予算獲得を目指していきたいので、各大学で組織・整備の要求と施設整備の要求を一体として提出されるようお願いしたい。

10. 養成と採用・研修との連携の円滑化について (尾山眞之介教職員課長)

① 教育職員養成審議会では、今年中に第3次答申を出す予定で検討しており、11月9日公表された審議経過報告では、次のような提言が考えられているので、その内容についてご注目いただきたい。

- (1) 教員の採用については、得意分野を持つ個性豊かで現場の課題に適切に対応できる力量ある教員の確保を念頭に、多面的人物評価を行う選考に一層移行することとし、新規学卒者、教職経験者、民間企業経験者等、それぞれに応じた採用選考の方法及び評価基準の設定、パソコンの実技試験の実施、外国語教員等の選考に TOEFL の成績考慮、求める教員像の明確化、学力試験問題の公表、採用選考基準の公表、良質な学力試験問題の開発、条件付き任用期間中の勤務成績の評価改善のための内容・手続き等評価システムの研究などを検討する。
- (2) 研修については、教員の自発的・主体的意欲に基づく研修を支援することを基本とし、勤務時間外の研修機会の提供、研修休業制度の創設、初任者研修の指導体制の充実と研修カリキュラムの改善、教職経験者の職務研修の内容の精選と選択制、参加型研修の導入、管理職研修についてマネジメント能力向上の研修の導入などを検討する。
- (3) 大学と教育委員会の連携方策の充実については、教員の養成・採用・研修についての両者の協力を充実する観点から、大学の教員養成カリキュラム改善についての大学・教育委員会・学校間の定期的協議、教員志望学生の学校現場体験の受入れ体制の

整備, 現職教員を大学教員とする人事交流の在り方, 大学教員を学校の非常勤講師として活用する方策, 新規卒者の採用選考の資料として大学の推薦等を活用すること, 良質な学力試験問題の研究開発, 教員研修プログラムの研究開発, 大学における研修実施体制の整備, 現職教員からの相談に応ずる体制の整備, カリキュラム・指導方法に関する大学と学校の共同研究・調査の実施, 大学教育と修士課程での研修教員との協力などについて両者で連携を図り検討する。

- (4) 教職課程の充実と教員養成に携わる大学教員の指導力の向上については, 大学が養成しようとする教員像を明確に持ち, それを達成するための組織を構成してカリキュラムを編成することが必要である等との観点から, 教員養成カリキュラムの体系的編成のための教員養成カリキュラム委員会の設置, 教職課程のモデルカリキュラムの開発研究, シラバスの作成, 大学の教授法の研究開発, 教育活動に関する外部評価の導入, 教育業績・評価システムの研究開発, 附属学校との積極的な連携, 現職教員との交流, 教育実践に関する研究会等の組織化, 教員養成のための大学院充実などについて検討する。
- ② 平成15年度から, 高校に「情報」「福祉」の教科が新設されることになり, 対応する免許状を新設するため, 法改正の準備をしている。各大学のこの教科の教職課程認定は法改正後速やかに行う予定である。
- ③ 現職教員が身分を保有したまま無給で業務に従事せず大学院で一定期間勉強する研修休

業制度についても関係省庁との協議が整い次第, 法改正を提出する予定である。

11. 当面の諸課題について

(岩本 渉 専門教育課長)

- ① 本年6月, 政府で緊急雇用対策及び産業競争力の強化についての方針が決定され, 雇用保険の加入者が一定の教育コースを受講する場合, その入学金及び授業料の80%を雇用保険から補助する労働大臣認可の教育訓練給付制度ができています。この制度はこれまで専修学校等の授業を対象として認められてきたが, 夜間大学院及び通信制大学院等についても労働大臣の認可を得れば, 教育・訓練給付が受けられることになったのでご活用願いたい。
- ② 総務庁の行った行政監察で, 国立大学の毒劇物管理の不適切な事例が指摘されている。各大学での毒劇物管理の徹底をお願いしたい。また東海村のウランの臨界事故が発生し, 技術者の倫理等その原因と防止策について色々意見があるが, 国立大学では, 原子力関係の学生に限らず, 原子力, 放射線に関する基礎知識を学生に教育していけるよう放射線測定機器等を各部局に設備する要求をしていきたい。
- ③ 高等教育機関における技術者教育プログラムの認定を行い, 技術者教育の国際的同等性を確保する目的で, 日本技術者教育認定機構が発足した。大学工学部の教育プログラム認定をしていくもので, 一種の評価であり, この機関は任意団体であるが, 文部省も支援しており, ご注目いただきたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第1 常置委員会

日時 平成11年12月27日(月) 13:30~16:15

場所 学会分館(本郷)8号室

出席者 阿部委員長

久保, 北原, 貴志, 赤岩, 町田, 小早川, 吉村, 示村, 田中(成), 岸本, 中谷, 山本, 森満, 田中(弘)各委員

宮脇, 宮腰, 奥野, 伊藤, 板橋各専門委員

(オブザーバー) 北川源四郎統計数理研究所企画調整主幹

阿部委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、学長交代に伴う山本晋平高知大学長の委員就任と、小早川専門委員の11月1日付教員委員就任の報告があった。
〔議事〕

1. 専門委員の委嘱について

宮腰英一東北大学教授を本日付で専門委員に委嘱することを承認した。

2. 「高等教育・学術研究の将来像に関するご意見について(お願い)」の回答の整理について

委員長から、初めに、前回以後の独法化問題についての経過について次のように報告があった。

前回9月7日開催の本委員会で「中間報告」をまとめた後、9月13日開催の臨時総会にこれを提出した。総会でこの「中間報告」について種々議論があったが、特に強い異論はなく、基本的には支持いただけたものと理解している。

その後、9月20日に、文部省招集の国立大学長・大学共同利用機関長等会議が開催され、文部省から「国立大学の独立行政法人化の検討の方向」が示された。「検討の方向」には、独立行政法人通則法そのままでは国立大学に適さないということが明記されており、文部省は、独法

化に対し特例措置によって通則法を乗り越えていこうとする姿勢が現われている。

「検討の方向」が示されて以降、10月から11月にかけて各地区学長会議が開催され、主として「検討の方向」について文部省担当官への質疑を中心に討議が行われた。

そして、11月17日、18日に国大協総会が開催され、各地区学長会議の状況報告を伺った上で独法化問題について議論が行われた。そこでは、通則法そのままの下での独法化には反対ということでは共通理解されたが、それ以上踏み込んで一致点を見出すことはできなかった。しかし、この問題について、対外的に国大協の姿勢を示すべきであろうということで、会長が会長講話「国立大学の独立行政法人化問題の議論を越えて高等教育の将来像を考える」(11月18日)をまとめられ、記者会見した。同時に、本委員会に対して、わが国の高等教育・学術研究の将来像を考えるうえで大学が具備すべき基本的要件について検討を付託された。この付託をうけて、11月25日付で、国立大学長及び大学共同利用機関代表あて「高等教育・学術研究の将来像を考える場合、大学が具備すべき基本的要件が何であるか」に関し意見照会を行った。その結果、全大学長及び大学共同利用機関代表から意見をいただいたので、取り敢えず、これら意見を一覧表(順不同)にして、12月17日付で全大学長

及び大学共同利用機関代表に送付報告した。

この間12月8日に、会長、副会長に私が同道して中曽根文部大臣に面談した。その際、独法化問題に関し会長から大臣に話されたことが3つある。一つは、高等教育・学術研究振興の観点からの議論がないままに形成された通則法をそのままの形で国立大学に適用することは、教育研究に関わる重大な問題を惹起し日本の高等教育一般の質の低下を招きかねない。したがって、国立大学を通則法そのままの下で独法化することに強く反対する。2つ目は、文部省は現在、個別法による特例措置で種々の問題を処理しようと各方面との折衝を行っていると理解するが、政府部内では特例措置の導入は困難とする意見が少なくないと聞く。国大協では、現在第1常置委員会で、設置形態を議論する前提として、高等教育・学術研究の将来を考えるうえで具備すべき基本的要件について検討しているが、当面は文部省の提起した特例措置は譲り得ない最低限のハードルラインと考えている。3つ目は、特例措置が文部省が提示した形で実現された場合でも、個々の大学の教育者、研究者は、それが教育研究のさらなる質の向上に繋がるかという点に関し、大きな不安を抱いており、それがモラルの低下を招きかねないことを深く憂慮している。高等教育と学術研究の国際的水準の不断の向上を社会的な使命とする国立大学は、たとえば、次期科学技術基本計画において、高等教育と学術研究への投資を欧米並の水準に近づけるなど、この問題に対するわが国の取組みが現在以上に積極的なものになることを強く願っている、ということを話された。これに対し、大臣は、①通則法をそのまま国立大学に適用する形で独法化することは適当でないと思っている、②独法化するについては、「検討の方向」

に示した特例措置が満たされなければならないと思っている、③現在の高等教育に対する公的財政支出が十分とは考えていない、これを高めるために努力したい、旨述べられた。

なお、この面談における会長発言に関して、読売新聞に「国立大学の独法化について、文部省が示している特例措置を条件に容認することを明らかにした。独法化に反対の立場をとってきた国大協が方針転換するものだ」とする記事があったが、これは事実と反するものであり、直ちに読売新聞社に抗議した。

また、12月17日には、国大協と文部省との懇談会（毎年12月定例で行われる。国大協側出席者は会長、両副会長、第1常置、第4常置、第6常置各委員長等）があった。そこでの意見交換の中で、文部省側から、独法化の特例措置を具体化する場合の法形式としては、特例法という形にならざるを得ないのではないかと考えているが、独法化に関する中央省庁等改革推進本部と文部省との協議は、これから本格的に始まるということであった。また、来年4月頃までには、文部省として、独法化問題についての考え方を整理し、一定の結論を得たいという話であった。

以上の報告に引き続き、委員長から、「高等教育・学術研究の将来像を考える場合の大学が具備すべき基本的要件—アンケート結果のまとめ—」（案）について次のように説明があった。

意見照会に対して全国立大学長（99名）及び大学共同利用機関代表（1名）からいただいた回答を次のように整理した。①全回答（2項目×100名＝200項目）を内容別に分類した。1項目に複数の内容が含まれている場合には、それらを「再掲」として重複掲載した。また、②類似の内容の回答を集約し、回答の多かった順に5

つのカテゴリーに分けて整理した。なお、回答を極力忠実に記載した。

ついで、宮腰専門委員から、「I 回答の要約」及び「II 全回答の分類・整理」の内容について詳細にわたる説明があった。

以上の説明の後、質疑応答並びに意見交換が行われ、「まえがき」及び「回答の要約」等につ

いて一部字句修正を施すこととし、後日委員長から修正案を各委員・専門委員に送付してさらに意見を照会し、その上での最終まとめを委員長に一任することとした。併せて、アンケート結果のまとめを速やかに全国立大学長及び大学共同利用機関代表に送付することとした。

以上をもって本日の議事を終了した。

第2 常置委員会

日 時 平成11年10月5日(火) 14:00~15:40

場 所 学士会分館(本郷)6号室

出席者 杉岡委員長

厚谷、小柳、江崎、吉田、板垣、服部、森本、辻野、吉川、奥田、野村各委員

山極専門委員

(文部省)生涯学習振興課樋口課長、高橋専門員、大学課野家大学入試室長、田中専門職員

(大学入試センター)丸山所長、法月事業部長

(説明者)東京大学日野入試課長、九州大学清野入試課長

杉岡委員長主宰のもとに開会。

〔議 事〕

1. 報告事項

(1) 大学入学資格検定等の受験資格の弾力化について

文部省生涯学習振興課樋口課長から配付資料に基づき次のように説明があった。

このたび、大学入学資格検定及び中学校卒業程度認定試験の受験(験)資格を弾力化する制度改正を行った。

我が国の学校教育は、小学校から大学まで一貫した学校教育体系として成り立ち、下級学校を卒業した者に上級学校の入学資格を付与するというシステムになっている。

大学入学資格検定については、従来、主として中学校を卒業したが高等学校へ行けなかった

者のためにあった制度であるが、近年は高等学校の中途退学者が増え、その受皿としての機能が強まっている。文部省としては、この制度を学校教育のバイパスとして堅持していきたいと考えているが、昨今、インターナショナルスクールや外国人学校卒業者についても大学入学資格の途を開いてほしいという要望が高まっている。また、不登校等さまざまな理由によって義務教育を終えないまま社会に出ている者がいる。そういった社会変化への対応ということとともに、生涯学習体系への移行を図る観点から、大学入学資格検定及び中学校卒業程度認定試験の受験(験)資格を弾力化したものである。

具体的には、中学校を卒業していない場合でも、満16歳以上であれば大学入学資格検定の受験を認めることとし、また、中学校卒業程度認定試験については、満15歳以上に受験資格を与

えることとした。

中学校卒業程度認定試験については、平成12年4月入学者から適用（平成11年11月試験実施）、大学入学資格検定については、平成13年4月入学者から適用（平成12年8月試験実施）ということで、それぞれ省令改正を行った。なお、省令改正に至る間には、中教審にこの制度の弾力化について意見伺いをし、基本的にご了解をいただいた。

(2) 中教審の審議状況について

野家大学入試室長から次のように説明があった。

中教審では、昨年11月以来、文部大臣から諮問があった「初等中等教育と高等教育との接続の改善」について審議を進めている。配付の資料は、去る9月14日に開催された小委員会で議論された主な事項であり、このうち、特に大学入試に関わって、どのような議論がなされたかご紹介したい。

○ 大学入学に当たって、一定の能力・適性を要求するという考え方について

高度化・複雑化する社会の中で活躍できる多様な人材の養成ということが高等教育機関の役割だと考えると、大学教育については一定の質を保つことが求められ、大学は、それぞれが行う教育に対応するために必要な能力・適性を入学者に要求することは当然必要なことであるという考え方を打ち出している。勿論、必要とされる能力・適性というのは各大学によって異なるので、その判断自体は各大学が行うことである。

○ 入学者選抜についての基本的な考え方について

一つは、これまでの入学者選抜は、振るい落とすことに力点があったが、今後の少子化を睨む

と受験生の能力や適性をみて、その結果を大学入学後の教育に生かしていくという機能を重視していくべきではないかということ、さらに、入試で何科目、どのような科目を課すかは、各大学がそれぞれの理念、教育目標に照らして自主的に設定すべきであるということが議論されている。また、高等学校卒業後、直ちに進学せず、就職したりボランティア活動などの多様な経験を積極的に評価し、大学に受け入れていくことが今後一層必要ではないか、特に18歳段階で大学に入らなければ一生の失敗というような風潮が生徒達に過重なプレッシャーを与えているが、そうではないということを入学者選抜においても打ち出していくべきではないかということが議論されている。

○ 大学入学者受け入れ方針の明確化について

各大学が学部・学科等の募集単位ごとにそれぞれの教育目標や教育課程、教育方法を明らかにし、それらに則して受験生に求める能力・適性についての考え方をまとめた受け入れ方針を明確化して公表していくべきである。このような入学受け入れ方針の明示を前提としたうえで、大学の責任において、多様な入学者選抜の一つの形態として、大幅に主観的な要素を取り入れた試験を行うことも考えられる。さらに、教科の試験以外に面接や論文試験等によって相当高度な思考力や判断力を問うことも各大学の責任において行うことは認められるべきだという考え方が示されている。

○ 大学入学者選抜の具体的な改善方策について

一つは、入学試験問題について、従来、すべての受験生にとって公平な問題であるという観点から新作の問題が望ましいとされてきたが、

良質な問題を出題する観点から過去に出題された問題、あるいは類似した問題を出題することは、必ずしも否定されるべきでないということ。二つ目は、共通第1次試験の導入以来、特に第1次試験と個別試験の試験科目との重複が受験生にとって大きな負担となっているということから、文部省として、個別試験の試験科目の削減に努力することを求めてきたが、これを見直すべきということ。三つ目として、入学者選抜にあたって、進学希望者の多様な能力・適性・意欲・関心、高校までの学習成果等を適切に評価するための取組みを一層推進すべきであるということ。

以上が主な論点であり、中教審では、引続き議論を深め、11月中に中間まとめを行い、その上で本年度中に最終答申を取りまとめるという運びで検討作業を進めていく予定である。

なお、大学入試センター試験についての論点はまだ深く議論されていないが、最終的なまとめの中には、その位置づけということも言及がなされる予定である。

(3) 大学入試に関する最近の新聞報道等について

野家大学入試室長から、中教審の審議に関連して新聞等で取り上げられている大学入試に関する事項について説明したい旨述べられ、①過去問の再出題、②受験教科・科目数の一律削減の見直し、③大学入試センター試験におけるリスニングテストの導入、の3点について、文部省の考え方を含めて説明があった。

(4) 大学入試センター試験について

大学入試センター丸山所長から、大学入試センター試験に係る次の事項について説明があった。

① 外国語のリスニングテストについて

かつて外国語のリスニングテストについて検討を行い、将来に含みを残しつつ、主として技術的な理由から円滑かつ安全に実施することが難しいとの結論となったが、文部省からの検討要請をうけて、改めて具体的方策について検討を開始したところである。については、これの検討資料とするため、大学入試センター試験を利用されている各大学の放送設備の状況について近々アンケート調査を予定しているため、その折にはご協力のほどよろしくお願ひしたい。

② 高等学校学習指導要領改訂に伴う大学入試センター試験の出題教科・科目等について

高等学校学習指導要領が改訂され、平成18年度から実施される新教育課程による大学入試センター試験出題教科・科目等について検討を開始した。これと併せて、第2常置委員会から検討を要望されている「理科」の受験における科目選択の自由度の拡大の問題についても検討いたしたい。今後の予定としては、平成13年度に中間的な考え方を発表し、平成14年度には最終まとめを公表することにしてている。この間、国大協を含めて関係機関からご意見を伺うことにしたい。

ついで、大学入試センター法月事業部長から、「平成12年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験案内」及び「受験案内別冊」(受験特別措置用)、平成12年度大学入学者選抜大学入試センター試験説明協議会及び入試担当者連絡協議会(第1回)の参加状況等について説明があった。

以上の説明について、「理科」及び「地歴」、「公民」を含めたセンター試験の選択科目の自由度の拡大について質疑があり意見が交わされた。

(5) 「国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方」について

委員長から次のように報告があった。

去る5月20日開催の本委員会で審議し了承された「国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方」について、その後6月10日開催の理事会及び6月15日開催の総会でいただいたご意見を踏まえて原案を修正し、翌16日の総会で最終的に了承された。

本委員会原案からの主な変更点は、①文書のスタイルが第2常置委員会から各大学に示す形になっていたのを、国大協が示す形に直した、②別紙1の「入試情報開示の実施方法について」を削除し、また、別紙2の「入試情報開示の実施時期について」の内容を、平成12年度入試から開示を実施する情報と平成13年より開示を実施することを目途とする情報とに再整理し、これを別紙とした。

なお、削除した別紙1について、これを送付してほしいとの要望が後日あったので、各大学が検討する際の参考資料として全大学に送付した。

(6) 大学編入学出願の手続きについて

委員長から次のように報告があった。

国立高等専門学校協会会長から、大学編入学出願の際に必要な健康診断の証明を学校長が行えるようにしてほしい旨要望があった。これについて6月24日開催の国立大学入試担当課長連絡協議会で趣旨を説明するとともに、別途、各大学に第2常置委員会委員長名でお願いした。

(7) 東北大学、筑波大学、九州大学における平成12年度 AO 入試について

九州大学清野入試課長から、平成12年度入試において東北大学、筑波大学、九州大学の各大

学で実施される、いわゆる AO 入試について、配付資料(『平成12年度国公立大学ガイドブック』からの抜粋)に基づき、それぞれの実施学部・学科等、募集人員、出願資格、選考方法等について説明があった。

この説明について、次のような質疑があり、意見が交わされた。

○ AO 入試というのは、一人一人のきめ細かい入試というイメージをもっていたが、伺うと既に各大学で行っている推薦入学と大きく変わらないように思われる。両者の差異はどこにあるのか。

○ AO 入試と推薦入学の違いの一つは、推薦入学は、学校長の推薦を必須の要件としているということである。九州大学の AO 入試の例でいえば、学校長の推薦を外し、調査書、志望理由書、面接、クラス担任等教諭による人物評価書などにより、時間をかけて丁寧に総合的に評価して選抜するものである。なお、農学部では、夏休み中に希望する高校生に体験授業を行った。

○ 文部省では、毎年「大学入学者選抜実施要項」を各大学に通知しており、その中には、推薦入学に関する規定はあるが、AO 入試に関しては規定がない。推薦入学については、学校長の推薦のもとに調査書を資料として可否を判定する方法であり、それとの比較でいえば、AO 入試については、学校長の推薦を要しない一般公募型の入試と位置づけられる。AO 入試は、一般に丁寧に受験生の能力・適性をみる入試といわれているが、丁寧な入試ということは、今後は AO 入試のみならず、一般選抜においても求められるようになっていく。この場合、AO 入試は今後どうなっていくべきか、どういう特色をもつべきかということこ

とについて検討する必要があると思う。大学審議会でも大学入試に関する専門委員会でもAO入試について検討されていて、そこでは、AO入試は、大学と学生双方のマッチングを図るという自主的な取り組みであり、当面、この新たな試みの芽を潰さないよう見守っていく姿勢が必要であるとの見方が示されており、文部省としてもそのように考えている。

(8) 横浜市立大学入試成績開示請求裁判に係る資料提出について

事務局から次のように報告があった。

平成4年に横浜市立大学入学試験に合格した受験生が大学入試センター試験を含む本人の試験成績の開示を求めて争われてきた裁判で、本年3月8日、横浜地方裁判所はこの開示請求を棄却したが、これを不服として原告から東京高等裁判所に控訴があった。この控訴に関わって、このほど、原告代理人からの要請をうけた東京高等裁判所から、裁判の資料として、この6月総会において国立大学協会として取りまとめた「大学入試情報開示に関する基本的な考え方」及びこれを取りまとめるについての審議経過に関する議事録並びに関連議事資料を提出されたい旨囑託があった。この取扱いについて杉岡委員長にお諮りした結果、「大学入試情報開示に関する基本的な考え方」及びこれに関連する第2常置委員会、理事会及び総会の議事要録を提出することとし、去る9月24日付第2常置委員会委員長名をもって東京高等裁判所宛送付した。

2. 平成12年度国立大学追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領(案)について

初めに委員長から、追加合格者決定業務に関する情報交換事務取扱要領の平成12年度版を作

成したので、ご審議いただきたい旨述べられた。

ついで、原案作成に携わった東京大学の日野入試課長から、追加合格業務を円滑、適正に行うため毎年度取扱要領を定めているが、平成12年度についても11年度と基本的に変わりなく、暦による曜日の変更及び若干の日にちの繰り下げ等を行った旨説明があった。

ついで、委員長から同案について諮った結果、特に異議なくこれが承認された。

3. 「国立大学の入学者選抜についての平成13年度実施要領、実施細目」(案)について

委員長から次のように諮られた。

去る6月総会において、平成13年度入学者選抜については「分離分割方式」入試を踏襲することが了承されたので、これに従って、その後この実施要領、実施細目の原案を作成し、各大学長宛意見照会した結果、2大学から意見等があったほか、私立大学関係団体からも要望があった。については、これらの内容についてご検討いただいたうえ本委員会としての最終案を作成することとしたい。

以上のように述べられたのち、審議が行われた。

寄せられた意見、要望等の内容及びその検討結果は次のとおりである。

- ① 「[大学入試センター試験を課す推薦入学]業務の日程が極めて過密なので、「2月7日から」としている大学入試センター試験成績請求・提供の始期を「2月5日から」または「2月6日から」に変更できないか。」との要望。

これについては、1月第3週の土曜日、日曜日に行うこととしている大学入試センター試験が平成13年度は1月20日、21日に

実施されるため、大学入試センター試験成績請求・提供の始期を「2月7日」以前に早めることは作業日程上困難なので、原案どおりとすることとした。

- ② 「大学入試センター試験受験票」を提出させ、これに入学手続完了済証として、当該大学名を押印し、これを本人に返却する。と表記されているのを、「平成12年度国立大学入学者選抜における留意事項について」の表記に合わせ、「大学入試センター試験受験票」(大学入試センター試験を課さない推薦、入学等の場合を除く。)を提示させ、これに入学手続完了済証として、当該大学名(学部名)、日付を押印し、これを本人に返却する。とすべきではないか。との意見。

これについては、「実施要領・実施細目」は入学者選抜についての基本的事項を記載し、さらに補足すべき詳細な事項を「留意事項」として通知している。従って、留意事項の内容を本則に盛り込むことは、ボリュームが増え、本来の趣旨にそぐわないので、原案どおりとすることとした。

- ③ 「実施細目」(案)の推薦入学に関する事項(3)の出願期日について、原則として平成11年11月1日以降から……、とあるのは、平成12年11月1日以降から……、の誤りである。との指摘。

これについては、ご指摘のとおりであり、このとおり修正する。

- ④ 私立大学関係団体から寄せられた「前期

日程試験の合格者発表期間の変更(「3月6日から3月10日」を「3月1日から3月10日」に変更)について再検討願いたい旨」の要望。

これについては、かつて、連続方式(A日程・B日程)・分離分割方式併存制のもとでは、B日程試験が3月5日からの開始となっていたため、その試験の実施に影響を与えることにならないよう3月6日から合格発表していた。しかし、国立大学については平成9年度から、公立大学については平成11年度から、それぞれB日程が廃止されたので、合格発表開始日を3月1日まで繰り上げたものであるが、大学からこれの繰り上げ等の要望も来ていないことでもあり、今回は従前どおり「3月6日から3月10日まで」ということに修正することとした。

以上の検討結果に基づき、原案を一部修正し、「平成13年度実施要領及び実施細目」(案)を来る11月1日開催の理事会に付議のうえ、11月17日、18日開催の総会に提案することとした。

4. その他

委員長から、国立大学工学部長会議・総会及び全国高等学校長協会家庭部会理事長・同進路調査研究委員会委員長から、それぞれ要望書が寄せられている旨報告があった。

以上をもって本日の議事を終了した。

第3 常置委員会

日 時 平成11年10月14日(木) 13:30~15:40

場 所 国立大学協会会議室

出席者 佐藤委員長

徳田, 岡本, 杉崎, 安永, 大澤, 後藤, 山田(代理:鳥居奈良先端大副学長),

村田, 森田各委員

豊岡(代理:磯田東京大保健管理センター講師), 斉藤, 岩元各専門委員

(文部省) 亀井学生課課長補佐, 井上厚生係長

(説明者) 中島メンタルヘルス研究協議会元運営委員長, 影山東京工業大学
保健管理センター教授

佐藤委員長主宰のもとに開会。

〔議 事〕

委員長から、本日は、大学におけるメンタルヘルスについてのご要望のため、中島、影山両先生が出席されている旨述べ、議事に入った。

1. 大学におけるメンタルヘルスについて

中島メンタルヘルス研究協議会元運営委員長及び影山東京工業大学保健管理センター教授から、配付資料(中間提言)により次のような説明と要望があった。

平成8年度から毎年メンタルヘルス研究協議会を開催しているが、その会議の3年間の成果を総括し、高等教育の運営にあたられる方々に提言するため中間提言を作成した。

今日の学生層の心性の変化には著しいものがあり、学生のメンタルヘルスにかかわる支援は、心病む学生の救済という部分的なものだけでは不十分で、学生全体を配慮しなければならない状況になっている。学生が変化した現在では、彼等が「人間として成長するのを支援する」必要性が高まっており、大学はそれを認識し、応えなくてはならない。そうした支援は教育・研究と並ぶ基礎的で重要な大学の機能である。これは時代の要請であり、このような認識を大学の皆さんが持って欲しいというのが要望の骨子

である。大学への具体的な提言として次のようなことをお願いしたい。

- ① 「学生への人間としての成長に対する支援」が大学の最も基礎的機能であり、近年その重要性が高まっていることを改めて認識すること。
- ② 教職員の意識改革と研修の充実を図ること。
- ③ 学生の人間形成にかかわる努力を、教職員特に教官の基礎的評価に組み込むこと。
- ④ 学生に対しては、入学後のオリエンテーションの工夫、チュートリアル・システムの充実、教授方法を工夫し全人的教育の模索、サークル活動を援助し、人間的交流施設の整備など、人間形成にとって豊かな環境を整備すること。
- ⑤ 学内に学生のための多様な相談窓口を設け、これら相互の連携の徹底を図ること。
調査によると、大学に入学したが、折りあそば退学をと考えている者が約15%、学業に意欲的でないという者が約17%いる。また学生の休学、退学、自殺の80%以上が保健管理センターが関与しないところで発生しており、このことは一般教職員が学生とかかわる必要性のあることを強く示唆しているので、一般教職員が学生の状態に目を向けるようお願いしたい。

以上について、次のような意見交換があった。

- 文部省では、「大学における学生生活の充実に関する調査研究会」を7月に設置し、検討を始めている。
- 大学には病気とまではいかなくとも、その直前という学生がかなりいる。この提言はあくまでベースであり、これをもとに各大学で問題を考えていかなければならない。
- 不景気で中高年の自殺者が増加しているが、学生の自殺率は増えていない。しかし、死亡原因不明者が増えているのは不安である。過去の話であるが、統合移転した大学で自殺者が全国平均の3倍になったことがあった。これは統合移転に伴う住居移転で人間関係を断絶され、再構築できず追い詰められたためのように思える。
- これから色々競争が激しくなって教官・学生とも負担が増え、問題が生じると思う。
- 中央教育審議会答申で心の教育ということを提言しているが、それとの連携がより緊密になった方が、より効果があがると思うので連携を考えて欲しい。
- それは文部省にお考えいただきたいと思う。中央教育審議会の答申は、一生懸命に高校以下の心の教育を提言しているが、大学については入試選別で元気な者だけ入学させれば良いという感じであり、入学した元気な者が挫折することはあまり考えてなく、片手落ちの感じである。

以上のうち、委員長から、次のように述べ承された。

本中間提言について意見があれば早急に各委員から提出願ひ、中島先生にお伝えし、文案を確定していただいた上で、11月の総会にこの提言・要望を配付・説明する。そして各大学で全

学的にこの問題に取り組み、工夫するようお願いすることとしたい。

2. 男女共同参画社会実現について

委員長から、次のとおり諮られ、了承された。国大協の代表として、自分が総理府の男女共同参画推進連携会議に参加しているが、その会議で、国大協として男女共同参画推進についてどのような努力をしているか、いずれ報告しなければならない。また本年5月に蓮實会長あてに女性科学研究者の環境改善に関する懇談会より、「大学・研究機関における研究者の性別構成の公正化について」の要望が出され、会長より、この問題について、本委員会と教職員の待遇改善を所管する第4常置委員会で共同で検討するように依頼があった。男女共同参画社会基本法も制定されており、この問題を無視するわけにはいかない。ついては、本委員会と第4常置委員会で作業部会を設け、国立大学における男女共同参画推進について検討したい。作業部会は11月1日の理事会以後に発足し、来年3月末までに審議結果をまとめるようお願いしたい。なお、本委員会からの作業部会の委員は次の方をお願いしたい。

杉崎 昭生（東京商船大学長）

丹羽 雅子（奈良女子大学長）

川嶋 瑤子（お茶の水女子大学ジェンダー研究センター教授）

3. 今後の委員会の審議事項について

委員長から、次のとおり9月10日の作業委員会で検討した結果について説明があり、意見交換が行われた後、委員長の説明に沿った方向で今後の委員会審議を進めることが了承された。

① 教養教育の問題について

大学設置基準の大綱化以後、各大学で教養教育について色々な改革があったが、大学審議会答申を踏まえ、さらに動きが出てくると考えられるので、いずれ時期を見て実態調査を行い、その上で学部教育等との連関を含め教養教育の問題を検討したい。

② インターンシップ推進の問題について

後藤委員に、積極的な中部地区のインターンシップの実情と問題点をまとめていただくようお願いしたのでご説明願ひ、今後も継続審議とし、各大学の取組み、経験を交流し問題点を詰めていきたい。

ついで後藤委員から次のような説明があった。

東海地域でのインターンシップの第1回モデルプロジェクトは平成10年2～3月に実施し、2～4週間の期間で25大学、99企業、学部学生186人、大学院学生44人が参加した。学部系統は文系58%、理系42%で、受入れ先は製造業が約半数、サービス業・小売業が約3割強であった。インターンシップ実施の結論としては学問教育に役立つというより、礼儀、態度等の涵養、人間教育に非常に役立つと言える。第2回のプロジェクトは平成10年7～10月に実施した。本年5月から東海地区インターンシップ推進協議会が発足し、その規約ではインターンシップを毎年春と夏に実施し、期間は原則として2週間以上とし、参加大学は1校当たり年20万円を会費として負担することになっている。インターンシップは期間が短いので、特別講義と併せて単位認定を考える大学もあり、本年夏に実施のインターンシップについて正式な報告が出たらまた本委員会にご報告したい。

③ 奨学金制度について

本委員会で審議し、日本学術振興会の特別研

究員の給付金と日本育英会の大学院生の奨学金との金額の格差是正を希望する意見も出されているが、日本育英会に関係している委員長と岡本委員で奨学金の問題点を整理したのち本委員会で審議したい。

④ 放送大学との連携、単位互換について
本委員会で、いずれ広島大学からいただいている資料をもとに実情も伺い審議したい。

⑤ 学寮の問題について

大学院生、女子学生の増加に伴い、大学院生の学寮、女子専用寮の整備の要望があるので、各大学から実情をお聞きし本委員会で検討したいが、当面は現状で各大学が工夫していくしかないと思う。

なお、文部省担当者から、次のような説明があった。

大学院大学を除いて、予算も厳しく既存寮の改修で精一杯であり、新規に大学院生用の学寮を整備することは考えていない。各大学が有する学寮を大学院生寮、女子専用寮、男女混在寮、男子専用寮にするかどうかは、大学に任されている。地方では学寮を増やすと地域の民間アパートなどが影響を受け、地元との軋轢も生じる問題があり、国立大学ではその辺も視点にいれて考える必要がある。

⑥ 身体障害者の学習環境の整備について

大学受験を希望しても、大学での学習環境が整備されていないために、受験を認められない身体障害者が多くいると思う。身体障害者の入試の門前払いの実態把握、学習設備の整備、学習支援のボランティア組織作り等を検討する必要があると思う。各大学の実情と意見を伺い、作業委員会で具体的な進め方を検討することとしたい。

ついで各委員により、次のような意見交換が

行われた。

○ 四肢不自由の学生について、階段の改修等はすでに各大学で対処されていると思う。これからはむしろ聴覚障害者、視覚障害者等の学習支援の方が問題である。高等学校の話では、唇の動きを見て学習できるとのことで、聴覚障害者を入学させたが、外国語を学ぶ場合など特別な教官がコンピュータを使用して教育しており、入学後のケアは大変である。また全盲の学生が英文科を卒業したが教員の採用試験では学力試験の成績は良いのに、緊急時に生徒を誘導できないとの理由で、3、4年間採用されず、今年やっと採用された。

○ 身体障害者の学習について支援する設備経費もあるようであるが、十分にない。それに設備だけではなく、ボランティアで学習を支援する人達の組織作りも必要である。

○ 大学入試センターは、身体障害者のセンター試験受験を色々な方法で行っており、そのことは、大学で身体障害者を入学させる体制をつくることを意味しているが、実際になると、例えば教育学部で公立校の教育実習をさせるには教育委員会の協力が必要であり、また成績優秀者であっても実際に就職するとなると、行政上の問題もあり、まだ積極的なことにはなっていない。こういう問題は徐々に段階を経て進むものと思うので、まずメンタルヘルスを含め、在学者数、障害の種類、受験の門前払いの人数その他各大学の実態を調査することが必要である。

⑦ 学生の就職問題について

就職協定が廃止となって3年目になる。不景気で学生の就職状況が悪いのはご承知のとおりであり、なかなか妙案が見出せないが、ご意見があれば伺い、いずれ作業委員会で問題の進め

方について検討したい。

ついで各委員により次のような意見があった。

○ 国立大学は、学生の就職指導について私立大学ほど熱心でない。教官も学生も言葉や服装、礼儀等良くないとの指摘を企業関係者から受けた。我々は学生の入口のみに目を向け、出口のことを怠っていたのではないかと反省している。人間教育をはじめ私立大学と同じように学生の就職について国立大学も企業努力をしなければならない。

○ 私立大学は学生の就職がうまくいかなければ大学が成り立っていかないとの思いで、就職専門の担当者がいて学生の就職を支援している。

○ フリーターや大学院進学なども増え、学生の求職率も下がっており、学生の質も変化していて、各国立大学でも努力していると思うが、簡単には対処できない。根本は大学が社会の要請に応える教育を行っているか、行えるかということである。

○ マイクロソフト社では、学生の新規採用を来年度以降は10月以後に行うことを決定したとのことである。これはこの流動する時期に4月の時点で人事計画を立てるのが困難であることからであるが、大学の教育課程の面から見ると朗報である。

4. リベラル・アーツ特別委員会報告書の配布について

委員長から、次のように諮られ、了承された。大学教育におけるリベラル・アーツの役割について、特別委員会で報告書をまとめ、6月の総会で報告し、また会報に掲載し各大学に送付したが、蓮實会長から、さらに各国立大学の教

官に教養教育を重視し、その中身を考えてもらうため、この報告書に会長の序文等を加え、増刷し配布したいとの希望があった。ついでには本委員会の了承を得て理事会に提案したい。配布範囲、印刷部数等については会長と相談して決めたいのでご了承願いたい。

5. 専門委員の交替について

委員長から、次のとおり諮られた承された。

東京工業大学教務部長として、本委員会の専門委員に就任願っている齊藤委員が11月1日付で教務部長を交替されることになった。ついでには後任として教務部長に就任される東京工業

大学の森泉豊栄教授に専門委員をお願いし、齊藤専門委員と交替していただくこととしたい。また、併せて中長期の就職採用問題研究会の委員も交替していただくこととしたい。

6. その他

委員長から、次のとおり説明があった。

商工会議所から、会長あてに配付資料のとおり商工会議所で実施している簿記等の検定試験を各大学で単位認定の対象とするよう要望があった。総会で紹介し、各大学をお願いすることとしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第4 常置委員会

日 時 平成11年11月8日(月) 13:30~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 梶井委員長

久保、海妻、椎貝、仲井、矢谷、井本、大久保、川本、近藤、孤口、二神各委員

菅原、中村各専門委員

(文部省) 嶋貫人事課給与班主査、松本審査班主査、下間大学課課長補佐、阿部給与第4係長

梶井委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、新たに委員に就任された大久保哲夫奈良教育大学長の紹介があった。

〔議 事〕

1. 教員委員の選任について

委員長から、次のように説明があり、了承された。

10月末で任期満了となる教員委員の選任について会長より依頼があったので、現教員委員の又坂常人信州大学教授及び川本謙一島根大学教授に再任を依頼し、また新たに富田房男北海道

大学副学長に就任を依頼した旨述べ承された。

2. 男女共同参画に関するWGの設置について

委員長から、次のように説明があり、了承された。

配付資料のとおり、本年5月会長あてに、女性科学研究者の環境改善に関する懇談会より、「大学・研究機関における研究者の性別構成の公正化について」の要望が出され、会長から、第3常置委員会に対しこの問題について、第3常置委員会と本委員会で共同で検討するよう依頼があった。そこで佐藤委員長からの話を受け、

両委員会で作業部会を設置してこの問題を検討することとした。作業部会の設置は11月1日の理事会で了承を得ており、来年3月末までに審議結果をまとめるようにしたい。については本委員会からの作業部会の委員は次の方をお願いすることとしたい。

梶井 功（東京農工大学長）

仲井 豊（愛知教育大学長）

土器屋由紀子（東京農工大学教授）

鳥養 映子（山梨大学助教授）

なお、第3常置委員会からの作業委員は次のとおりである。

杉崎 昭生（東京商船大学長）

丹羽 雅子（奈良女子大学長）

川嶋 瑠子（お茶の水女子大学教授）

3. 独立行政法人化の問題について

委員長から、次のとおり説明があった。

仮に国立大学が独立行政法人化（以下「法人化」という。）したら、職員の給与、処遇も様変わりすると思う。本日、文部省から説明を受け、法人化について意見交換し勉強したい。

ついで文部省担当者から次のような説明があった。

① 総論（下間課長補佐）

- 現段階での文部省の法人化についての考え方は、9月20日の学長会議で配付した資料「国立大学の独立行政法人化の検討の方向」に示したとおりである。
- 現行制度の中では少なくとも平成13年度からの定員削減10%を受け、教育研究に大きな影響を受けることになる。また現行制度でも独立行政法人でもない第三の制度形態では法人化で認められる国の予算措置の保障、予算措置の弾力化、定員削減の対象からの除外等

の利点も必ず認められるという保障は無い。文部省としてはこれらを総合的に判断し、独立行政法人の枠の中で、大学の教育研究の特性を踏まえた特例措置（以下「特例措置」という。）を実現して法人化をはかることが、国立大学の将来的な発展のために適切かつ現実的選択であろうと判断している。

- 特例措置が殆ど認められないこととなった場合は、法人化は困難と考えており、その場合は改めて国立大学の在り方について検討することになると思われる。
- 法人化しても独立採算制はとらないこと、及び法人化当初は現在の予算措置が保障されること等が国会の審議でも答弁されており、その点の懸念は薄い。
- 文部省としては、平成12年度のできるだけ早い時期に特例措置の基本的方向について結論を得たいと考えている。
- 中期目標を3～5年の期間で定めることについても、それは必ずしも期間内に完結すべき事項だけでなく、その期間内に達成すべき水準・到達度目標を示すことも考えられるということであり、大学の教育研究の長期性に配慮した目標設定も可能であろうと思われる。
- 教育公務員特例法は大学の自主性を人事面から確保する措置であり、法人化後もその内容が確保されることを前提に、立法形式等今後検討していきたい。
- 法人化後も現在国立大学が果たしている役割は変わらない。各法人が定めることになる授業料の額等についても、国立大学の役割、法人化の趣旨を総合し判断されなければならない。
- 法人化後は、その職員は、国家公務員の定

員管理外となり、定員削減の対象外になる。しかし中期計画に人件費の見積りを記載し、常勤職員数は毎年国会に報告することになっており、制約はある。人件費の枠の中でどのような職員を置くかはその法人に任されることになる。

② 兼業及び勤務時間について（松本主査）

- 現在は、兼業については、職員全部が国家公務員法第103条及び第104条により制約があるが、特定独立行政法人となった場合は、兼業の取扱について役員と職員で違いが出てくる。役員については、任命権者の承認のある場合を除くほか、報酬を得て他の職に従事し、または営利企業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならないことになる。
- 職員については法人の長の申出により、人事院の承認のある場合を除くほか、営利企業の役員の職を兼ね、自ら営利企業を営んではならない。また報酬を得て営利企業以外の事業の団体の役員の職を兼ね、その他いかなる事業に従事し、事務を行うにも法人の長の承認を得て行わなければならないことになる。
- 勤務時間については、役員は特別職としての国家公務員であるが、勤務時間に関する定めはない。職員については法人が、国家公務員の勤務条件その他の事情を考慮し、勤務時間や休暇等について規定を定め、主務大臣に届け出ることになる。
- 国立大学教官の民間企業の役員兼業問題については、現在関係省庁の連絡会で検討している。また人事院の国立大学教官の勤務時間の在り方に関する研究会から、近く国立大学の教官に裁量勤務時間制を導入することについて報告が出される予定である。

③ 給与（役員の報酬を含む）及び退職手当について（嶋貫主査）

- 給与は、役員についてはその業績、職員については職務の内容と責任に対応し、職員の発揮した能率を考慮して支給されるのが原則であり、国家公務員の給与、民間企業の役員・従業員の給与、当該法人の業務実績、中期計画における人件費の見積りを考慮し、法人が給与の支給基準を決定する。
- 法人は支給基準を主務大臣へ届け出るとともに、これを公表しなければならない。
- 役員の給与の支給基準については、主務大臣は支給基準を評価委員会へ通知し、評価委員会は当該支給基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて主務大臣に対し意見を申し出ることができる。
- 退職手当については、役員は法人の定める退職手当支給基準に基づいて支給し、国の在職期間は通算できない。職員はこれまでと同様、国家公務員退職手当法に基づいて支給されることになっており、従前どおりの取扱いとなる。
役員の退職手当の支給基準の決定に当たり考慮すべき事項、支給基準の決定手続きは給与の場合と同様である。

ついで、各委員により次のような点について質疑応答・意見の交換が行われた。

- 法人化した大学の教職員の給与は、法人が支給基準を決定することになるが、事務職員等については、国家公務員行政職の俸給表があり、それを参考にすることもできる。しかし教官については教育職俸給表(一)の適用対象が殆どいなくなり、それを参考にする事ができないのではないかと。各法人が民間企業の

給与実態など精密に把握できず、労使の交渉により給与基準が決められるようになることを考えると、業績に応じて給与を支給するという給与の弾力化は法人化の利点であるが、少なくとも当初は各法人が教職員の給与を決定するための参考とする給与水準の標準的なものをどこかで作成する必要があるのではないか。

- 中期計画の中の人件費の見積りを主務大臣が認可し、運営交付金を積算するにも、給与の標準は必要ではないか。また人件費の見積りについて各法人がバラバラではおかしい。何か基準が必要である。中期計画に記載する事項の決め方によっては却って大学の運営が硬直化する。その辺を具体的に示すことが制度設計には必要である。
- 教職員の定数について、現在は職種別に決められているが、法人化後は、人件費の見積りがあるので、定員の総数は規制があるが、どのような職種を配置していくかは各法人に委ねられるのではないかと思う。
- 大学等は、なるべく従来と変わらないことを望む一方、法人化後は規制緩和、競争原理で様々な面で大学の足並みが崩れていくと思う。その点について対応を検討する必要はないか。私学は経営努力しているが、国立大学も無縁ではいられない。国大協でもその辺のことを考えなければならない。
- 文部省はこれまで、大学の制度設計の都度、各大学の意見を聞きつつ様々な準則を定めてきた。法人化後、全く大学の自由裁量にするのか、各大学の均衡を図りつつ全体の発展を図る観点から、ある幅の中で準則を定めるのか今後の検討課題であり、国大協でもお考えいただきたい。

- 中期計画で人件費の見積りを定めることになっているが、これは国家公務員の定員削減に準ずる目標を設定するという事にならないか。
- 各大学に共通するサービス条件等是一个の個別法で規定することになると思うが、職員の協約締結権に基づく労使の交渉は各法人が個々の組合と交渉するのか、それとも法人の団体と組合の団体で交渉することになるのか。
- 一つの法人に国家公務員型と非国家公務員型の職員が混在することは通則法上は規定されていないとのことであるが、大学には後援会等外部資金によって非公務員の人を雇用するようなことも必要である。それができなくなると、内部組織を各法人が定め、運営の弾力化を目指す法人化の趣旨に反することになる。
- それは内部組織の議論とは異なると思う。通則法でいう職員は永続的に雇用する者を予想しており、そうでない者をどのように雇用すべきか通則法は定めていない。それは各法人が必要に応じ雇用できるのではないか。詳しくは今後検討していくことになる。
- 特例措置について、どのような立法形式とするか、種々考えられるが、文部省としては通則法で定めている個別法として全大学共通の特例措置を大学独立行政法人法のような形で制定し、各大学の個別の教育・研究内容、学部、研究科の設置などは省令等に委任して規定したいと考えており、各大学の法人ごとに法律を制定していくことは考えていない。
- 法人の役員の退職手当について、国家公務員退職手当法の対象となる期間と役員の在職期間は通算されないことになるが、現在同様、職員である教授が役員の副学長を併任す

る場合、あるいは副学長本務の者が教授を併任する場合は大学には必要である。

それらの者が教授に戻る場合、その退職手当の期間通算はどうなるのか。

- 通則法では、同一人が本務として役員と職員の二つの身分を併せ持つことは想定していない。その場合は、おそらく役員ということになるだろうが、詳細は今後明らかになっていくものと思う。
- 国大協は、法人化後の大学の運営組織として経営と教学の一体化を提案しているが、私学は経営の理事長と教学の学長が分離している。法人化した場合、理事長に相当する者がなく、その辺なじみにくい問題が出てくるのではないかと思う。

4. 作業委員会委員及び専門委員の交替について

委員長から、次のとおり説明があり、了承された。

本委員会作業委員会委員の小泉千秋東京水産大学長が11月17日の学長の任期満了に伴い退任されるので、その後任として隆島史夫東京水産大学長に作業委員会委員をお願いしたい。また、専門委員で作業委員会委員である長松昭男東京工業大学教授が来年3月末で定年退職されるので、その後任については、前例に従い東京工業

大学から推薦願い、委嘱することとしたい。

5. その他

委員長から、次のとおり説明があった。

近く人事院から、教官の勤務時間の在り方に関する研究会報告が出るようになっており、その案について、国大協に意見を求められたので、第1・第4・第7常置委員会委員長が文部省人事課長から説明を受け意見を述べた。報告の内容は、現在は国立大学教官は週40時間の勤務で勤務時間の割振りで個々人の勤務時間を弾力化しているが、面倒な書類を事務的に作成している。これを教官は週40時間勤務したものと見做し、個々人の勤務割振りはしないで、一定期間ごとに教育・研究・大学の運営業務等への従事状況について報告を求めること、1日のすべてについて出勤しない場合には大学が所在を確認できるようにすること等の裁量勤務時間制にしようということである。これに対し、理系・文系の教官の勤務態様の違い、本人の同意の要否、管理職や乗船教官等厳密な時間管理の中で勤務している者、助手への適用の可否、同一集団として仕事している技術職員等の勤務時間と教官の裁量勤務時間とのズレによる軋轢発生の懸念等問題点を指摘し、意見を述べた。

以上をもって本日の議事を終了した。

第5常置委員会・JUSSEP小委員会合同委員会

日時 平成11年10月13日(水) 13:30~14:40

場所 学士会分館(本郷)6号室

出席者 内藤委員長

村山, 吉田(豊), 有山, 石, 高久(代理:本田富山医科薬科大学副学長),
金城, 加藤, 松浦, 赤木, 吉田(將), 佐古各委員

(JUSSEP小委員会委員)田口, 中野, 高田, 塚越(代理:野水名古屋大学留
学生センター教授), 中村, 二宮, 河野各委員

(文部省)小林留学生課海外留学官, 田中留学生課短期留学係

内藤委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、委員長から新たに第5常置委員会委員に就任された、村山紀昭北海道教育大学長、また JUSSEP 小委員会委員に就任された、中野 賢千葉大学留学生センター長の紹介があった後、代理出席者及び文部省出席者の紹介があった。

[議 事]

1. 「日米共同の新しい短期留学プログラム」の出張報告及び2年目の参加大学の照会について

委員長より次のように諮られ、了承された。

昨年度より、国立大学5校がそれぞれ米国のカレッジを含め3大学ずつと協定を締結し、授業料不徴収の枠の中で、短期学生相互交流を行うという、2年間の事業が開始された。初年度の参加大学は、事情により4大学になったが、4大学の代表者は先般、訪米した。引き続き、2年目の参加5大学を選抜する必要がある、配付資料「『日米共同の新しい留学プログラム』[2年目]の参加希望について」の通り、短期留学プログラム実施大学長宛に参加の照会をしたので、ご了承いただきたい。

なお、参加表明が5大学を越える場合、昨年度と同様、選択の方法及び参加希望大学との折衝等を含め、委員長に一任いただければ幸いで

ある。

続いて、河野委員より配付資料「Japan-U. S. Initiative 参加報告」に基づき、概ね次のような報告があった。

今回、北海道・名古屋・広島・九州大学の代表者が9月7日~16日にわたり、ワシントンで開催された全体会合への参加をはじめ全米各地の大学を訪問して来た。全体会合には、日米参加大学代表者、AAC&Uメンバー、米国連邦教育省、文部省教育アタッシュ等が一堂に会し、まず両国の高等教育の概要の相互情報交換を行い、続いて AAC&U の J. Spalding さんの司会の下、細かな問題について討議に移った。ここでの討議はある程度一般的な話となったが、それぞれの個別大学の事情を反映しての話であったので、交流実績のない参加校にも有益な会合であったと考える。

翌日は、日本の1校と米国の相手校3~4校が1グループとなり、それぞれミーティングを行った。その成果については、各大学より報告書が提出されているので、それを参照いただきたいが、前日の全体会合の討議を踏まえた上で、個別の国立大学の経験と事情について更に突っ込んだ話合いや質問を受けることが出来て極めて意義深かった。

その後は、4大学の代表者は協定校訪問のため、全米各地に旅立った。個々の大学の感想は

若干の差異はあろうが、個別大学訪問は更に有意義であったと認識している。それは日本の国立大学との学生交流を望んでいる点は共通しているが、個々の大学が独自の教育ポリシーを持ち、しかも交流開始の動機づけも微妙な差異があり、それを先方の学長・副学長や教育に従事している教官方から生の声を聞けると共に、キャンパスまで視察でき、実務的にも極めて意義深かった。

九州大学は、初めから相手校をリベラル・アーツ・カレッジに絞り、話を進める方針で臨んだ。結論から申し上げますと、大変良かったと思っている。その理由は色々あるが、今回の訪問大学が一番大きな大学でも学生総数3,000人、小さい大学は1,500人で、非常に風通しが良く、先方の国際交流担当の教官や事務官に情報が行き渡っていて、訪問の趣旨等もよく把握していて、極めて正確かつ柔軟な対応をしていただけたということである。また、今回は研究よりも教育に重点をおいた大学に絞ったので、今後、九州大学にとって教育に対して新しい経験ができるのではないかと期待もしている。

以上の報告に関して、次のような意見交換があった。

- 大学毎の微妙な差異とは具体的にはどのようなことか。
- 例えば、先方は1対1でもよいから、相互に勉強の優秀な学生を交換しようというポリシーの大学もあれば、人柄優先で日本体験を優先したいという大学もあった。私どもとしては敢えてその差異を意識せず、むしろ派遣学生を先方に合わせて、全体として推進させるという姿勢で対応したい。また、各大学からのレポートにもあるが、日本から派遣する場合、TOEFL 550~560点を要求されると、そ

のちょっと手前に大きなプールがあるが、要求に合う点を越えることが仲々困難なので、ハードルを下げる交渉を各大学で行った。この要望に対して、理解を示した大学と、ルールを堅持したいという大学があり、それは大学のポリシーで尊重せざるを得ないと考え、帰国した。

2. 放送大学における授業科目の開講希望について

委員長より、次のように諮られた。

去る6月総会の際の第5常置委員会において「日本語・日本事情」科目の開講を放送大学に申し入れたらどうかという提案があり、了承された。それを受けて、これ以外にも新規開講希望があれば併せて申し入れることとなり、アンケート調査を実施した。その結果、配付資料の通り弘前大学から意見が出されただけで、その他は特に希望はなかった。この件に関して、事前に吉川放送大学長のご意見を伺ったところ、放送大学でもどのような科目を開講すべきかは最大の課題で、意味ある科目であれば努力する旨の返事をいただいた。

については、第5常置委員会で文案を作成し、理事会・総会に付議した上、会長名をもって要望したい。

これについて協議の結果、①文案作成は吉田委員にお願いする、②単位取得にお金がかかるが、この科目を留学生が取得する場合は免除されたい旨を希望事項として入れることとし、放送大学に要望書を提出することが了承された。

なお、今後、細かい点は、要望が実現した段階で、改めて討議いただくこととなった。

3. 第7回 UMAP 総会について

委員長より、去る9月16日～17日、韓国・ソウルにおいて第7回 UMAP 総会が開催され、日本からは中嶋東京外国語大学長（国際事務局事務総長）、猪口東京大学教授（国際事務局次長）、児玉大阪市立大学長（国際事務局理事）、谷岡大阪商業大学長（国際事務局理事）が日本代表として出席した他、文部省の芝田留学生課長や小職を含め、18名が参加した旨の報告があった後、概ね次のような報告があった。

- (1) 豪州のカントリー・レポートで、1999年の UMAP プログラムに関連して、266名の豪州学生を海外で勉強させる予算を組んだ旨の報告があった。その内訳は、中国56名、インドネシア38名、日本37名と割り振っている。今回、具体的な数字を出したのは、日本（短期留学推進制度の中で、UMAP 枠として40名の短期留学生の受入れ枠を設けた）と豪州のみで他の国でも何れは同様な動きが出てくる可能性はあるが、現段階ではそこまで取り組みが進んでいない。本格的な学生交流が始まるのは、もう少し時間がかかろう、というのが私の率直な印象である。
- (2) 配付資料「UMAP 国際事務局主催国支援委員会」の通り、日本から、国際事務局の業務遂行のため中嶋事務総長をサポートする委員会が必要との趣旨で、委員会の設置が提案され、総会において承認された。
- (3) 今次総会は韓国で開催されたのにも関わらず、韓国の大学関係者の出席は殆どなかった。UMAP という言葉は国際的には出回っているが、国内的には認識が浅いことを実感した。日本や豪州の政府機関が UMAP 枠の奨学金制度を創設し、実際に学生の交流が開始され

て、それが何年が継続して初めて浸透していくのではないかというのが正直な印象である。

- (4) 来年の理事会は日本で、また第8回総会は韓国で開催されることが決定した。

続いて、UMAP 国際事務局等の関係者でもある二宮委員より、折角の機会でもあるので、UMAP の案内をしたい旨の前置きがあった後、次のように述べられた。

UMAP はこれからだということ、また各国で奨学金制度を創設し、学生に留学機会を提供すれば、いずれは学生や研究者の相互交流の活性化が図れるのではないかと委員長の指摘はその通りと思う。しかし、もう一つ重要なことがあり、それは欧州と同様なフォーマットで、近い将来個別大学同志で、単位互換を実験的に試行する計画がある。

については、日本の国公私立大学は各大学団体を通じて全大学が UMAP に参加願っており、UMAP で試行計画中の UCTS（UMAP 単位互換スキーム）への参加については既に各地で開催された国公私立大学の留学生協議会において説明し参加を働きかけているが、1大学でも2大学でもこの新しい単位互換のシステムで実験的にご協力いただければと思い、この席を借りてお願いする次第である。

4. 教員委員候補者の推薦について

委員長より、次のように諮られ、了承された。

教員委員の任期は2年間で、本年10月末で任期が満了する。先般、会長名をもって委員長宛に「常置委員会委員（教員委員）候補者の推薦」の依頼があった。教員委員の方々及びそれぞれの所属大学の学長等とも相談した結果、下記のように推薦したい。本日、ご了承が得られれば、

来る11月1日開催の理事会に付議し、正式に委嘱することになる。

(再任) 松浦 好治 (大阪大学教授)

(新任) 鮎澤 孝子 (東京外国語大学教授)

〔前任: 水岡不二雄一橋大学教授〕

(新任) 河野 俊行 (九州大学教授)

〔前任: 西村重雄九州大学教授〕

5. JUSSEP 小委員会の設置継続及びドイツ等の大学との学生交流について

委員長より、次のように諮られ、了承された。

JUSSEP 小委員会は、本年12月14日をもって2年間の設置期間が終了するが、日米共同の短期留学プログラムも本年10月から2年目の事業に入ることもあり、また後程説明するが日本の国立大学との短期交換留学を希望する国々もあり、第5常置委員会としては従来の日米両国の問題に限定せず、全ての短期交換留学プログラムを一括して取り扱う形で、名称も変更し、また委員の方々には再任をお願いして、設置継続を理事会に付議したらどうかと考える。

現在、ドイツ大学総長会議からドイツ人学生の日本留学は約200名、それに対して日本人学生のドイツ留学は約1,600名の現状に鑑み、日独間の学生交流(短期交換留学)の促進、特にドイツ人学生の受入れ増の要請があるし、またフランスからは阿部前一橋大学長が会長当時、日仏大学間の学生交流の話があった。前者は第5常置委員会に検討が付託されており、これの対応策としては設置継続を諮る小委員会で行うのが最適と考える。また後者は付託されておらず、実現の経過等は知らないが、今年度から2大学で仏国留学生の受入れを開始すると聞いている。またこれは先般開催された第7回 UMAP 総会の際にカナダの代表者より要請があったも

ので、検討は白紙の状態であるが、日加間の学生交流の要請があった。今後、留学生交流の話は増えることはあっても減ることはないと思う。

以上の説明に関して、概ね次のような意見交換があった。

- 小委員会は UMAP 枠の留学生の問題も取り扱うのか。
- UMAP 日本国内委員会が設置されており、国大協も一員であるので、そこで意見を述べることは出来るが、全体方針はその審議を経て出るものとする。原則的には、小委員会は UMAP の問題は検討の対象外としてもよいのではないか。
- 短期留学推進制度の予算で、本年度は受入れ1,800名、その内、特別枠として40名は UMAP 枠、60名をインターンシップ枠としている。派遣は国公立合わせて585名である。なお、来年度は派遣は同数だが、受入れは200名増の2,000名の概算要求をしている。UMAP 枠も短期留学推進制度の中で推進を図っていきいたい。
- UMAP 国内委員会は UMAP に関する事業の推進を目的として、参加の各国・地域に設置することになっている。日本でも、UMAP 日本国内委員会が独立した組織として設置され、各大学団体推薦の委員により構成されている。国内委員会は各大学団体等の拠出金で運営されており、効率的、効果的かつメリットのあるプログラムを準備する等、国公立大学団体に対して大変な説明責任があると思っているが、ボランティアな小規模な組織で直接、事務を取り扱うとか、具体的なプログラムを作成するとか、JUSSEP 的なものではないと思う。UMAP の精神は優れたものと思

うので、今後とも各大学団体・文部省にご支援いただくと共に、その活動に関して監視・助言いただければ有り難い。

- 九州大学は既にミュンヘン大学から短期留学生を受入れて3年目になる。ドイツ人学生受入れの問題は奨学金枠のことを含め、小委員会で検討いただけると有り難い。ドイツにはDAADという組織があり、日本の持ち出しだけでなく、DAAD予算を活用しての受入れも考えられる。また、九州大学が2校の内の1校かは承知していないが、フランスとの交流の話は本年急に動きだし、学生交流協定も10月1日付で発効し、先週2名の学生が来日した。

以上のような意見交換の後、委員長より次のような提案があり、了承された。

小委員会の名称はお考えいただき、ご提案があれば来る10月20日頃迄に事務局宛お寄せいただきたい。また、UMAP関連の事柄については、具体的に各大学団体に持ち帰り検討する必要がある場合は小委員会や本委員会に諮るということで、全部の事柄を必ず小委員会等に諮ることはしないということとしたい。

6. 日豪学術交流協定について

委員長より、次のように述べられた。

本日、お手元に資料「日豪学術交流協定」を配付したが、例えば協定の第2条で、学部学生の交換留学、研究プロジェクト実施のためのスタッフ・助手の交流、大学院生・若手研究者の受入れ等、当該分野で協力を進めるものとする旨の条文がある。国大協として、特に協定書に記載された事柄について検討していないので、本日はこれに関してご議論いただきたい。

これとは別に、豪州から「Asia-Pacific Higher

Education Research Network」の創設の話があり、中嶋副会長や小職宛に会議出席の招待状が来たが、中嶋副会長とも相談し、UMAP国際事務局の設置の問題でも国大協事務局に大変な苦勞をかけたという経緯もあり、この件は暫く様子を見るのが適当と判断し、今回は出席を遠慮したので、ご報告申し上げる。

以上の説明に関して、概ね次のような意見交換があった。

- 協定書に盛り込まれた事項は、各大学が個別に行っている。この協定は資金面等の合意もないし、これを取り扱う事務局の設置の条文もないので、単に更新するだけで、終わるのではないか。
- 第2回 UMAP 総会で、日豪大学間交流の試行事業として提案され、国大協においてもAVCC(全豪州大学長協会)と協力して推進することが承認され、それを受けて日豪交流に関心を持つ国立大学がAVCCの協力を得て、2回(平成4年と5年)にわたり調査団を組織し交換留学制度の可能性と問題点を調査するために豪州の大学を訪問視察すると共に、豪州からも同様の調査団が2回にわたり訪日した。平成4年の相互調査団の派遣の経験を踏まえて、基本的な事柄をアンブレラ協定として締結したものが当協定である。その後、調査団に参加した各大学がそれぞれ豪州の大学と個別協定を締結し、実質的に動きだしたと聞いている。ただし、既に相当の時間が経過し、関係した方々も去られたので、この協定自体は若干形骸化しているようにも考えられる。
- 私の大学ではこれが契機となって、豪州の大学と短期留学や教官の共同研究等の実施を合意し、実際に現在でも相互に派遣・受入れ

を行っている。その意味では空文ではない。
以上のような意見交換の後、委員長より次のように述べられた。

第7回 UMAP 総会のところで、豪州政府が短期留学生派遣の予算を組んだ旨の報告をしたが、これと文部省の UMAP 枠を活用すれば、豪州との学生交流も更に活発化できよう。また、只今意見があったように、本来なら協定締結後、国大協と AVCC が実際に日豪大学間で、個別大

学間で交流協定の締結状況、協力分野、交流学生数等の実績を追跡調査を行えば良かったが、国大協事務局も人的余力がなく実施困難だったと思う。しかし、肝心な点はそれによって実際に動いたかどうかである。研究者交流等は別だが、UMAP を通じて実施すると、その実績がはっきり分かるので、その点は若干改良されよう。

以上をもって本日の議事を終了した。

第6 常置委員会・学生納付金等検討小委員会合同委員会

日時 平成11年10月26日(火) 13:00~15:15

場所 東海倶楽部 三保の間

出席者 鈴木委員長

田頭、山田、宮田、宮島、林、岡島、小澤、西塚、田中、江口、中山、江田、金子各委員

原、板橋各専門委員

(文部省) 合田高等教育局大学課長、永山視学官、吉原国立大学第二係長、高塩学生課長、亀井課長補佐、井上厚生係長、清木研究機関課長、赤塚研究機関課長補佐、西原研究所第二係長、河本第二予算班主査、平野専門職員

鈴木委員長主宰のもとに開会。

議事に先だち委員長から、新たに委員となられた林金沢大学長及び文部省の合田大学課長、永山視学官、高塩学生課長、清木研究機関課長、河本第二予算班主査他関係担当者の紹介があったのち、議事に入った。

[議事]

1. 学生納付金等について

高塩学生課長から、配付資料に基づき国・私立大学の授業料等の推移等について説明があったのち、引き続いて意見交換が行われた。その主な発言内容は次のとおりである。

○ 国立大学における学部別授業料について、常に話題として出て来るが、その後の動きについてお教え願いたい。

○ 昭和52年の財政制度審議会以来、一貫した財政当局の主張であるが、文部省としては従来より、学問の自由、教育の機会均等などの見地から、基本的には、現段階において、学部別授業料を導入することは困難であると主張しているところである。

○ ある一部の私大では、最近の経済状況、家計への圧迫を考慮して、授業料の値下げを実施するところがある。国立大学においてもそのような社会状況も見据えた措置を講じてもよいのではないか。

○ 困難な状況にあるが、文部省としても国立大学の果たす役割等も考慮に入れつつ、財政当局と折衝していきたいと考えている。

○ 例年行っている学生納付金の要望について、今年も国大協から関係機関へ陳情すべき

かどうか、その辺りの感触をお聞かせ願いたい。

○ 是非、従前どおりお願いしたい。

以上のような意見交換があったのち、委員長から、例年提出している要望書に関し具体の経過説明があり、その文案及び提出期日等については委員長に一任することで、了承された。

2. 平成12年度概算要求並びに大蔵省との折衝状況について

委員長から、平成12年度概算要求並びに大蔵省との折衝状況について、文部省からご説明願いたい旨発言があり、永山視学官から配付資料に基づき、平成12年度国立学校特別会計概算要求額の概要について報告があったのち、国立大学の整備充実のための平成12年度概算要求に関する主な次の事項について説明があった。

1. 大学院の教育研究の高度化・多様化

(1) 大学院創造性開発推進経費

① 大学院重点整備経費

I. 教育研究拠点形成支援経費

II. 大学院重点特別経費

III. 専門大学院形成支援経費

② 大学院充実支援経費

I. ティーチング・アシスタント経費

II. ペンチャー・ビジネス・ラボラトリー経費

(2) 大学院拠点形成設備費

2. 教育研究の活性化等大学改革の推進

(1) 教育改善推進費（学長裁量経費）

(2) 教養教育改善充実経費

(3) 運営諮問会議経費

(4) 教育研究活性化推進経費

① 教員流動化促進経費

② 若手教員研究支援経費

(5) 大学改革推進等経費

① 外部評価実践支援経費

② ファカルティ・ディベロップメント推進経費

③ 産学共同教育プログラム開発経費

④ 国際交流推進等経費

3. 人間性豊かな医療人の育成のための実習の充実等

(1) 学外医療機関実習連携推進経費

① 医学部等学外実習経費

(2) 大学附属病院における感染対策等経費

① 結核対策経費

4. 創造的な人材養成を目指す理工系教育の推進等

(1) 理工系教育推進経費

(2) インターンシップ推進経費

5. 高度情報化社会に対応した教育研究の推進

(1) マルチメディア教育推進経費

(2) マルチメディアを活用した情報教育施設の充実

6. 研究支援体制の充実・強化（優れた若手研究者の養成・確保）

(1) リサーチ・アシスタント（RA）経費

(2) 非常勤研究員経費

7. 所長のリーダーシップ発揮支援

8. 卓越した研究拠点（COE）の形成

(1) 中核的研究機関支援プログラム

(2) 中核的研究拠点形成プログラム

9. 産学連携の推進

10. 学術情報基盤の整備充実

11. 研究設備の高度化

12. 基礎研究の重点的推進

13. 留学生受入れ施策の充実等

14. 国立学校施設の高度化・多様化の推進

これ以外に国公立大学にも通ずるものとし

て、科学研究費補助金、育英奨学事業等についても増額が図られている。

なお、機構整備関係では、研究科・専攻の新設、専門大学院の新設、大学の管理運営の整備、大学附属病院の整備充実、学位授与機構の改組、大学共同利用機関の創設等について、逐次その整備を進めていく予定である。また、大蔵省との折衝状況については、国立学校特別会計に対する種々の問題意識を持っているようであり、これが予算の査定にどのように繋がるか定かではないが、現下の国の赤字財政のもとでは、この予算要求の査定が従来より厳しいものになるという感触であった。

以上の説明を受けたのち、これに対し、活発

な意見交換があり、文部省退席後も、引き続き、独立行政法人化との関連で、財政面における諸課題について討議が行われ、今後さらに、この問題を検討していく必要があるとの認識で一致した。

3. その他

委員長から、次のように述べられた。

国立大学の施設の老朽化、狭隘化に対する整備・改善についての要望書を、去る10月中旬に第6常置委員会委員長と伊藤国大協事務局長とで、自由民主党を始めとする各関係機関等へ要望した旨報告があった。

以上をもって本日の議事を終了した。

医学教育特別委員会

日 時 平成11年10月19日（火） 13：30～16：00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 鈴木委員長

吉田（豊）、荒川、吉田（洋）、山崎、小澤、西塚、杉岡、江口各委員
大山専門委員

（文部省）布村医学教育課長、浅野医学教育課課長補佐

鈴木委員長主宰のもとに開会。

〔議 事〕

1. 独立行政法人化の問題について

委員長から、次のとおり説明があった。

国立大学の独立行政法人化（以下「法人化」という。）について、法人化した場合、医学部、歯学部では、他学部と少し異なる問題もあると思うので、その辺をご審議いただきたい。

特別会計制度はそのまま存続するようであるが、法人化した場合は一般会計からの繰入れが徐々に減らされるような感じがする。その場合、授業料値上げや病院収入増等色々考えなければ

ならない。そうすると国立大学附属病院が私立大学の病院と競争していくことができるかという問題にもなる。資料をみると1病床当りの看護婦数は、国立大学は0.52人で私立大学は0.77人となっており、私立大学の方が多い。このくらいの看護婦や技術者が居ないと、国立大学病院はフル回転しないのが現状である。法人化して国立大学の教育、研究、診療を十分行っているかどうか心配である。国立大学は臓器移植など先端医療で十分活動しているが、それだけに特化すると他の疾患の治療を制限しなければならず、医学教育に関しては病気の多様性を欠き問題が出てくる。文部省の資料「国立大学の

独立行政法人化の検討の方向」(以下「文部省資料」という。)を見ると、法人化すれば、教職員の定数は、法定定員制度の対象外で各法人が自主的に決定する(但し、中期計画に人件費の見積り、人員・人件費の効率化目標を記載)となっている。この辺についてもご議論願いたい。

ついで各委員により、次のような意見交換が行われた。

○ 99大学を大学毎に法人化するのが原則のようであるが、文部省として、現在の教育・研究のインフラストラクチャー不足のまま各大学を法人化して、国際競争に耐える十分な教育研究をしていける見通しがあると考えているのかどうか。

○ そこまで詰めた議論はできていない。大学の自主的統合であれば、文部省として歓迎するということと思う。

○ 文部省は、12年4月までに法人化についての結論を出すよう、国立大学と文部省の意見のすりあわせを早く行い、行政改革本部と交渉したいという考えのようである。

法人化すれば各大学で自由に人を雇えるということのようであるが、法人化すれば一般会計からの繰入が減らされ、人件費・職員数を減らすことになる。その点、法人化した方が良いのかどうか、良く判らない。また文部省は、行政改革本部で特例措置を認めてもらえない場合は、法人化はできず、国立大学の在り方について改めて相談するとのことであった。我々としては特例措置として文部省資料の検討の方向で示されている点について、これだけは譲歩できないという点を明確にし、特例措置の内容に順位を付けて文部省に伝えることが必要である。

○ 地区学長会議での文部省の見解が説明者に

よりニュアンスに違いがあるように思う。

○ 文部省は、特例措置として死守したいのは、文部大臣が学長会議で示した大学の自主性確保など挨拶の中身の部分であると言っていた。また、国立大学でも、法人化でもない第三の国立大学法人のような形は、学校法人と比較され、さらに厳しい形になるので、文部省としては法人化の枠内で勝負したいと考えている。しかし、行政改革本部は特例措置を認めるのを渋っている。

○ 法人化すれば定員削減を受けないという理由が良く分からない。

○ 法人の職員は、総定員法の枠外とし、定員削減から外して法人化を促進するという狙いがある。職員も任用、給与体系、兼業など一般公務員とは異なってくる。

法人化すれば各大学で制度上は職員を自由に採用できるが、それは予算の範囲内であり、どの程度自由になるかは定かではない。

○ 大学の基本的なことに手をつけるのであるから、日本の高等教育の将来はどうあるべきか、日本に大学がいくつあればよいのか、大学卒業者の需要供給も考え、ビジョンを出していただきたい。それがなくて各大学で考えよといわれてもなかなか難しい。

○ 総合大学は他学部への職員の配置替え等も可能であり、法人化する場合、総合大学と単科大学では分けて考えるべきである。文部省は総合大学を念頭に動いているようだが、単科大学も議論の中に入っていかなければならない。法人化は単科大学にもっとも厳しいものになる。

○ 現状のまま医科大学を法人化したら、収入源となる診療を優先し、国立大学が支えてきた日本の基礎医学、医学研究はストップして

しまう。

- 国立大学が行ってきた基礎研究ができなくなれば、それは国家的損失であること、またそれを誰がどのようにして今後守っていくのか、それを政治家に理解させなければならぬ。それは理念を示すということでもある。国立大学のこれまで果たしてきた業績のデータを示して国立大学の必要性を相手に納得させる努力が必要である。
- 原則論や政治家等関係方面への要望は今まで行ってきた。もう法人化について後戻りできない時点に入ったのではないか。
- 要はお金のかかる場所を守らなければならない。法人化したら、授業料を私大なみにせざるを得なくなり、普通家庭からは医学部に進学できなくなることを国民に説明し理解してもらう必要がある。これは国民に判り易く大きな社会問題とならう。
- 我々として、低廉な授業料をどうして維持していくかのプランをつくるべきである。低廉な授業料で家庭が貧しくても優秀であれば高等教育を受けられ、高級技術者にも医師にもなれるというのが国立大学であり、その制度が日本のために必要ということである。それなくしては私大との差もなく、国立大学の存在意義はない。
- 現在のように全国立大学が一律に授業料が低いことが社会的に認められるかどうか。国立大学の学生の父兄も低所得者だけではなくなっている。
- 国立大学卒業者に国費で教育を受けた見返りとして、辺地勤務等一定の就職義務を課すことも考えられる。
- 自分の大学の予算は年間約500億円であるが、自己収入は授業料約100億円、病院収入約

150億円であり、授業料を倍増しても焼け石に水である。法人化したら一般会計からの繰入がどのくらいになるのか、その見通しが判らないと議論にならない。

- 私立大学病院は、収入を上げるため看護婦や栄養士などを多く配置し、薬の院外処方も殆ど無く、また研修医の手当てがないところもある。さらに個室の高額のベッドを設ける等の努力もしている。
- 国立大学の病院は、看護婦等が少ないが皆良く働き、病院はフル稼働している。しかし、法人化して労働協約で勤務条件を決めることになると、研究支援を減らして看護に回すより方法がなくなるかも知れない。
- 法人化して、医学部だけ収入があり、他学部が少ないと学内で対立が起こる。

以上のうち、各委員が、文部省資料の検討の方向に示された点を検討し、医学系の視点から見ると、重要で必ず実現したいという事項を抽出し、11月5日までに委員長に提出することとなった。

2. 「生物」を医学部入試に加えることについて

委員長から、次のとおり説明があった。

米国の大学医学部の資料を配付してあるが、メディカル・スクールに入る前に、カレッジで学習してくるべき科目が示されており、例えば物理、化学、数学、生物等が必修になっており、平均点が4点満点中約3.6程度ないとメディカル・スクールを受験できない。日本の高校でこれらの科目をきちんと学習できないとしたら、日本でもカレッジのようなところでこれらの科目を学習し、医師になる希望がはっきりした者が医学部に入学するようにしないと、日本の医学のレベルが低下してしまう。そして、また医

学部入試に生物を課すことが、1大学でなく、古い大学10校くらいがまとまり実施すれば、高校でも生物を学習するようになってくる。

ついで、次のような意見交換が行われた。

○ 米国の教養教育を学習した者を医学部に入学させるのと、日本の学部卒を医学部に入学させるのは違う。日本の学部卒は、米国のような教養教育を受けてきたとはいえない。教養教育を行う昔の旧制高校のような制度があれば良いが。

○ どの学部卒であろうとメディカル・スクールで学ぶために必要な科目を学習してくることにしないとイケない。

○ 高校で生物を学習してくるようになるには、センター試験や各大学の2次試験で生物を課さないといけない。そうしないと実際に生物を学習してこない。

○ 大学入試センターで、物理と生物の両科目を同時時間帯に受験できる方法を検討するとしても、生物の受験者が少数では工夫して他科目の受験時間まで変える意味がない。

全国医学部長会議で、医学部入試については、センター試験で物理、化学、生物の3科目を必ず課すと決めてもらう必要がある。

○ 大学は入試科目を減らす方向で動いてきたが、昔のように色々な科目を入試に加えた方が良い。

○ メディカル・スクールは入るのは易しく、出るのは難しい大学にしておくべきであり、そのためには、学習してくるべき科目の必要点数をかなり高いレベルで規定しておく必要がある。

以上のうち、医学部入試に生物を課すことについて、大学、高校の教育レベルを上げる点からも、再度、全国医学部長会議において早急に

結論を出すよう強く求めることになった。

3. 卒後臨床研修の義務化について

布村医学教育課長から、次の通り説明があった。

厚生省で、研修医等の手当ての財源を明確にしないまま、医学部卒業者の卒後臨床研修の義務化を考え、そのための法案を1月の国会に提出する動きがある。厚生省としては、一般会計や診療報酬をこの手当ての財源にするのは困難とのことであるが、文部省としては、昔のインターン制度と同様に問題を生ずるので、研修医の手当ての財源を明確にしないまま、卒後臨床研修を義務化しないよう要望しており、折衝は膠着状態にあるのでご承知おき願いたい。

ついで、次のような意見交換が行われた。

○ 研修医の指導は、これまで大学教官のボランティアで実施しているが、卒後臨床研修を義務化するためには、研修指導のための経費もきちんと出す必要がある。

○ この問題が始めて出て来た時に、厚生省では、研修医に司法修習生なみの手当てを考え、経費は約800億円が必要であるとの考えがあったが、その時、全国医学部長会議・病院長会議で検討し、卒後臨床研修のためには、①指導医、②プログラムが確実で、③研修医の経済的支援がきちんと確保されることが絶対的条件である、との要望を出している。

○ 手当ての無いまま卒後臨床研修を義務づけるのは、教官にも指導医にもタダ働きを強制するもので、昔の徒弟制度に帰るようなものである。自分の大学で医療訴訟が4件起きているが、全部医療事故ではなく、研修医の患者との意思疎通がこじれた事件である。厚生省は研修医の教育の重要性が判っていない。

以上のような意見交換ののち、本委員会としても文部省の考え方を支援していくことを了承

した。

以上をもって本日の議事を終了した。

教員養成特別委員会

日 時 平成11年10月21日(木) 13:30~16:15

場 所 国立大学協会会議室

出席者 岡本委員長

吉原、貴志(代理:太田宇都宮大学教育学部長), 矢谷(代理:川口三重大学教育学部長), 仲井、溝上、野村各委員

横須賀、八尾坂、羽田各専門委員

議事に先立ち、委員長から、代理出席の太田宇都宮大学教育学部長及び川口三重大学教育学部長の紹介があり、続いて、7月23日開催の本委員会における審議内容等について報告があったのち、議事に入った。

〔議 事〕

1. 国立大学における教員養成と教育学部の在り方に関する調査について

委員長から、次のように述べられ、了承された。

この調査に関しては、先の第一次報告が本年3月に刊行され、既に総会等にもご報告したところであるが、さらに、この第一次報告後における補充の追加調査等も加えた次の報告に向けての具体の作業をしていく必要があると考え、去る9月10日に、作業委員会を開催し、この調査に対する今後の方策等についてご審議願った。

その結果、第一次報告を基に、さらなる考察を加えたいえ、今年度内に最終報告書を作成し、刊行することにした。そのための作業を、専門委員を中心に分担願ひ、第一次報告の調査結果の考察を踏まえつつ、さらに多角的な視点から十分な補充を加えて、今後の方向、在り方等を

提言する内容にしたい。

その補充分担作業として、①国立教員養成系大学・学部の改組・改編については浦野専門委員、羽田専門委員に、②教員免許基準の改定に伴う教員養成カリキュラムの現状と新しい対応については横須賀専門委員、山崎専門委員に、③教員養成と大学院の役割については篠田専門委員、八尾坂専門委員に、それぞれ分担願ひ、まとめていただくことにしている。また、数値的な面での補充として、平成12年度概算要求における教員養成学部の学生定員の削減状況、同概算要求における新課程への移行状況他、数点の事柄に対し数量的な補充を加えることにしたい。

2. 独立行政法人化問題について

委員長から、本日の第2議題である「今後の教員養成の在り方について」は、大学の設置形態とも大きく関わることなので、次の議題の独法化問題に絞ってご審議願ひたい旨述べられたのち、この独法化問題については、先の作業委員会でも話題となり、その際に、羽田専門委員から、今までに得た情報等をもとに、説明をいただいた。

については、本日も同専門委員が集めた配付資

料をもとに説明願ひ、そのあとで、ご討議願うことにしたい旨述べられたのち、続いて同専門委員から配付資料に基づき詳細な説明があり、引き続き活発な意見交換が行われた。

次いで、委員長から、この問題については、国大協から9月7日付けで「国立大学と独立行政法人化問題について（中間報告）」が出され、

さらに9月20日には国立大学長・大学共同利用機関長等会議が開催されるなど大きな動きがあった。このような状況も見据えつつ、この問題における、特に、教員養成との関係について、今後さらに検討していく必要があるとの説明があった。

以上をもって本日の議事を終了した。

(第11回) 国立大学協会50周年記念行事準備委員会

日 時 平成11年11月5日(金) 10:00~12:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 佐藤委員長

兵藤、板橋、渡邊、伊藤各委員

中野専門委員

(鑑ぎょうせい) 鈴木出版課担当課長、飯田出版部出版第一課主幹、黒沢編集部制作課主幹

佐藤委員長主宰のもとに開会。

〔議 事〕

1. 記念祝賀会について

初めに委員長より、次のように述べられた。

去る11月1日開催の理事会において、第10回国大協50周年記念行事準備委員会（以下、準備委員会と略す）の協議に基づき、記念式場の変更（学士会館201号室→如水会館“スターホール”）及び記念式典の省略を付議した結果、承認されたので報告する。

次に、伊藤委員より配付資料「国大協創立50周年記念祝賀会の進行方法（案）」「国大協創立50周年記念祝賀会（案）」に基づき、要旨の説明があった後、概ね次のような提案があった。

- (1) 祝賀会に関しては、総会開催の際の懇親会と余り変わらず、祝賀会としては寂しいので、鏡割りの実施を提案したい。
- (2) 祝賀会の招待者に関しては、昨年「招待者

の基準（案）」を作成し、準備委員会の了承も得たところであるが、その後、理事会において、某理事より、招待者範囲の拡大の要請があり、30周年記念の記録も調べた結果、同様に取り扱うこととし、学長に関しては、3年前に廻り、前学長を招待することを提案したい。

以上の説明・提案について協議の結果、概ね次のように取り扱うこととなった。

- (1) 予算や会場キャパシティの関係もあるが、理事も役職の一つであるので、過去に廻りかつての理事全員を招待することも考えられるが、既に別の招待者基準で対象者となっている者も多く、また理事は特定大学に片寄る傾向もあり、かつ招待者には出席の有無に係わらず記念品を贈呈する予定でもあるので、現段階では提案の範囲に留める。
- (2) 招待状の発送は文部省等の人事異動も勘案すると、9月初め頃が適当と考えられるので、

それを目途に諸準備を進める。

- (3) 今回、記念式典を行わないので、祝賀会の会長挨拶の中で国大協の歴史等を簡単に触れていただくよう予めお願いしておく。なお、その内容に関しては、委員長と相談する。
- (4) 乾杯の音頭は、元会長で出席者の内、最長老の方に依頼するのが適当である。
- (5) 提案の鏡割りは、来年6月総会の頃には国立大学の独立行政法人化問題の方向性も見えてくると推測するので、その状況を見て判断する。
- (6) 祝電披露は基本的には行わない。

2. 国立大学協会50年のあゆみについて

益ぎょうせいの黒沢主幹より、配付資料「国大協五十年史の原稿完成迄の工程(案)」に基づき、概ね次のような提案があった。

「国大協50年のあゆみ」(以下「あゆみ」と略す)等との関係で微調整が必要と思うが、執筆資料としての年表は固まったので、「あゆみ」の原稿執筆に入っている。しかし、年表作成に時間がかかり、原稿執筆が遅れ気味であるので、最終的に当初の予定に合わせるため、短期の「工程(案)」を提案したい。

前回準備委員会の協議を踏まえ、スケジュール案(12月24日迄に「あゆみ」の第一次原稿を作成し、「年表」と一緒に各委員等に送付し、年末年始に原稿を校閲願ひ、来年1月中旬に準備委員会を開催願ひご意見をいただき、それを踏まえ原稿を修正し、2月末迄に「あゆみ」の原稿を完成させ、3月から編集・割付け作業に入る)を立てたので、ご審議いただきたい。

引き続き、飯田主幹より、配付資料「国大協50年のあゆみ：目次、見本原稿及び各章毎のキーワード」に基づき、「あゆみ」の構成に関して、

詳細な説明・提案があった。その要旨は次の通りである。

- (1) あゆみの構成は、10年を1期とし5期に分け、準備委員会で決定した章立て(仮称)に従って、細項目を考えた。
- (2) 各章毎、その冒頭に、国立大学を取り巻く制度の変遷等、10年間の大きなトピックスを中心に、社会的な大きな流れを“概況”として記載する。また、各章の第1節は、各期毎の流れを受けて、国大協として、どのような組織的な整備を図ったか、ということを中心に纏める。
- (3) 第2節以降は、概況及び第1節を受けて、具体的にどのような事柄に対して、どういう対応・活動をしたか、項目(トピカルな事項は独立して項を起こすが、基本的には50年間を通して同じ座標軸で構成)に沿って具体的に記述することを考えた。

以上の説明及び提案について協議した結果、「あゆみ」の構成、「国大協五十年史」原稿完成の工程等について、次のような結論となった。

- (1) 年表の括弧の使用法に関しては見直しを行ったが、かなりの部分は文意を損なわず括弧は取れるという感触を得た。正確さを期する意味で、原典である会報に当たる必要等があり、未だ終了していない。見直し作業は工程上に支障が生じないよう行う。
- (2) 特別寄稿の督促は、11月総会終了後、委員長名の文書をもって行う。なお、国立大学の独立行政法人化問題に関する特別寄稿については暫く様子を見て判断する。
- (3) 第1章の概況で、新制国立大学の発足の記述があるが、これは国大協前史とも関係する事柄であるので、概況では省略し、前史で記述する。

- (4) 各章の冒頭に、概況を置くことは賛成する。但し、概況は項の柱立てはせず、例えば文頭にゴシックで小見出しをつける等の工夫をする。どのような問題を概況に記載するか、齟ぎょうせいが判断するのは困難な面があるかもしれないが、財政問題を含めて、国立大学を巡る高等教育制度等の重要事項や社会的動向等、その時期の特徴的な問題は概況の中に書き込む。そして概況で取り上げた項目に沿って、各章の第2節以下で詳述する。
- (5) 事項別に国大協の50年の流れを追えるよう、各章の節毎にある纏まりをもって記述することは賛成するが、節のタイトルは各時期の内容を表すよう工夫する。
- (6) 節の中の項の数は、余り多くならないよう配慮する。
- (7) 節の体系は、必ずしも全章を通じて統一する必要はなく、章毎に独立したものと捉え、その重要性を勘案し構成する。
- (8) 第3章で第3の教育改革、第4章で大学審議会と別個に出てくるが、両者を並べた流れもあると思う。章のタイトルは、現在仮称で、取り敢えず以前の準備委員会で決まったものを記載しているが、正式には原稿が完成した段階で、適切なタイトルを考える。
- (9) 足並みが揃わなかった等の理由で、要望書

提出や声明等の具体的行動に至らなかった場合でも、重要問題で真摯に審議した事柄は、それを記述項目として拾い上げる。

- (10) 来年春頃までにはある程度、国立大学の独立行政法人化問題の方向性が見えて来ると考えるので、第5章で節を立てるか否かは別として、国立大学の設置形態の問題については触れる。
- (11) 国大協50年の歴史のうち、前半30年は既に「国大協三十年史」に纏められており、第1章から書き起こすと、その影響を受け、またその執筆上の制約をとる意味でも、各委員にとっても同時代的感覚で見ることが出来る第4～5章より原稿を書き起こす。そして12月24日を目途に第4～5章の第一次原稿を取りまとめ、「年表」と一緒に各委員・専門委員宛に送付し、校閲いただいた上、来年1月中旬に次回準備委員会を開催し、第4～5章の原稿の意見を伺い、かつ第1～3章の取りまとめの方向性を出して、原稿執筆にかかる。最終的に来年2月末迄の修正期間内に、原稿を完成させる。
- 最後に委員長より、中野専門委員には齟ぎょうせいより第4～5章の原稿執筆に際して相談があれば乗っていただくようお願いしたい旨述べられ、本日の議事を終了した。

／ 諸 会 合 ／

平成11年10月～12月

- | | | |
|-----------|-------|---------------------------|
| 10月5日(火) | 14:00 | 第2常置委員会 |
| 13日(水) | 13:30 | 第5常置委員会・JUSSEP小委員会合同委員会 |
| 14日(木) | 13:30 | 第3常置委員会 |
| 19日(火) | 13:30 | 医学教育特別委員会 |
| 20日(水) | 13:30 | 第4常置委員会作業委員会 |
| 21日(木) | 13:30 | 教員養成特別委員会 |
| 26日(火) | 13:00 | 第6常置委員会・学生納付金等検討小委員会合同委員会 |
| 11月1日(月) | 13:30 | 理事会 |
| 5日(金) | 10:00 | 国立大学協会50周年記念行事準備委員会 |
| 8日(月) | 13:30 | 第4常置委員会 |
| 17日(水) | 10:00 | 第105回国立大学協会総会〔第1日目〕 |
| | 12:00 | 常務理事会 |
| 18日(木) | 10:00 | 第105回国立大学協会総会〔第2日目〕 |
| | 16:30 | 男女共同参画に関するワーキンググループ |
| 19日(金) | 10:00 | 第72回事務連絡会議 |
| 12月13日(月) | 10:00 | 男女共同参画に関するワーキンググループ |
| 24日(金) | 13:30 | 教員養成特別委員会作業委員会 |
| 27日(月) | 13:30 | 第1常置委員会 |

第105回総会国立大学協会事業報告

(第104回総会より今総会まで)

1. 諸 会 合 (41回)

(1) 第104回総会

11. 6.15 (水)

11. 6.16 (木)

(2) 臨時総会

11. 9.13 (月)

(3) 臨時理事会

11. 8.20 (金)

(4) 理 事 会

11.11. 1 (月)

(5) 第71回事務連絡会議

11. 6.18 (金)

(6) 常置委員会 (22回)

1) 第1常置委員会〔理念, 体制・組織, 管理運営〕

(主要審議事項) ○独立行政法人化問題について

(委員会開催状況)

11. 6.16 (水) 本委員会

11. 7.23 (金) 本委員会

11. 7.29 (木) 本委員会

11. 8. 4 (水) 拡大小委員会

11. 8.20 (金) 拡大小委員会

11. 8.25 (水) 拡大小委員会

11. 9. 7 (火) 拡大小委員会・本委員会

2) 第2常置委員会〔入学者選抜〕

(主要審議事項) ①大学入試の情報開示の問題について

②国立大学の入学者選抜についての平成13年度実施要領・実施細目（案）
について

（委員会開催状況）

11. 6.16（水）本委員会

11. 8. 5（木）大学入試情報開示に関する検討小委員会

11.10.10（火）本委員会

3) 第3常置委員会〔教養教育，学部専門教育，学生生活〕

（主要審議事項）①大学におけるメンタルヘルスについて

②男女共同参画社会実現について

（委員会開催状況）

11. 6.16（水）本委員会

11. 9.10（金）作業委員会

11.10.14（木）本委員会

4) 第4常置委員会〔教職員の待遇改善〕

（主要審議事項）①男女共同参画社会実現について

②独立行政法人化問題について

（委員会開催状況）

11. 6.16（水）本委員会

11.10.20（水）作業委員会

11.11. 8（月）本委員会

5) 第5常置委員会〔学術交流〕

（主要審議事項）①日米共同の新しい短期留学プログラムについて

②ドイツ等の大学との学生交流について

③放送大学における授業科目の開講希望について

④第7回UMAP総会について

（委員会開催状況）

11. 6.16（水）本委員会

11.10.13（水）本委員会・JUSSEP小委員会

6) 第6常置委員会〔財政〕

（主要審議事項）①教官当積算校費の改善について

（委員会開催状況）

11. 6.16（水）本委員会

11. 8.20（火）本委員会

11.10.26（火）本委員会

7) 第7常置委員会〔研究, 大学院, 生涯学習, 学術情報〕

- (主要審議事項) ①公務員倫理法について
②情報公開法について
③助手問題について

(委員会開催状況)

11. 6.16 (水) 本委員会

(7) 特別委員会 (9回)

1) 医学教育特別委員会

- (主要審議事項) ①当面の諸問題, 特に独立行政法人化問題について

(委員会開催状況)

11.10.19 (火) 本委員会

2) 教員養成特別委員会

- (主要審議事項) ①国立大学における教員養成と教育学部の在り方に関する調査について
②今後の教員養成のあり方について
③独立行政法人化問題について

(委員会開催状況)

11. 7.23 (金) 本委員会

11. 9.10 (金) 作業委員会

11.10.21 (木) 本委員会

3) 大学評価に関する特別委員会

- (主要審議事項) ①大学の評価の在り方について

(委員会開催状況)

11. 6.29 (火) 本委員会

11. 8.13 (金) 本委員会

(8) 国立大学協会50周年記念行事準備委員会

- (主要審議事項) ①国立大学協会創立50周年記念行事について
②国立大学協会五十年史年表について

(委員会開催状況)

11. 7. 1 (木) 本委員会

11. 9.17 (金) 本委員会

11.11. 5 (金) 本委員会

(9) その他の諸会合

- 11. 6.29 (木) 就職問題懇談会
- 11. 9. 6から AAC&U (米国大学協会) オリエンテーション・ミーティング等 (9.17まで)
- 11. 9.15から UMAP 総会 (於ソウル・9.17まで)
- 11.11.12 (金) 就職問題懇談会
- 11.11.16 (火) UMAP 日本国内委員会

2. 要望その他の諸活動

- 11. 6.16 入試情報開示について記者会見
- 11. 6.24 大学評価機関 (仮称) のあり方について要望
- 11. 7.14 国立大学教官等の待遇改善について要望
- 11. 7.26 大学審議会「大学院部会における審議の概要—大学院入学者選抜の改善について—」に対する意見提出
- 11. 8. 5 教育職員養成審議会「養成と採用・研修との連携の円滑化について (論点整理)」に対する意見提出
- 11. 9.13 独立行政法人化問題について記者会見
- 11.10.18 国立大学の施設の整備・改善について要望 (10.22まで)

3. 要望書の受理

前回総会以後、本協会宛に提出された要望書は下表のとおりである。

受付日	提出団体等	要望事項等	関係委員会
11. 6.28	神奈川県教育庁管理部参事	「全国高等学校統一応募用紙の趣旨に基づいた『公正な入学試験の選考』のお願い (入学願書等の改善)」の取扱について	第2常置委員会
11. 7. 1	全国連合農学研究科研究科長会議	連合農学研究科の代議 (委) 員等に対する俸給の特別調整額支給に係る要望	第4常置委員会
11. 7.28	第49回国立大学工学部長会議・総会	1. 文教施設整備費関係の増額について 2. 工学系大学院の教官の充実について 3. 民間から採用する教員の俸給基準の改善について 4. リサーチ・アシスタント制度等の拡充と経費の充実について 5. 助手及び教育・研究支援職員の定員削減の廃止と待遇改善並びに充実について 6. 地域共同研究センターの整備充実に	第4常置委員会 第6常置委員会 第7常置委員会

		<p>ついて</p> <p>7. 学部別授業料制度の実施に対する反対について</p>	第6常置委員会
11. 8. 3	全国大学演習林協議会	<p>1. 教育・研究林としての基盤整備について</p> <p>2. 大学演習林職員の充実について</p> <p>3. 自然災害に伴う被害林の復旧整備費の新設について</p>	第4常置委員会 第6常置委員会
11. 9. 8	第47回大学院博士課程を置く国立大学教育学部長会議	<p>1. 大学院の重点的な整備拡充について</p> <p>2. 教職教育・教育実習の管理運営組織の充実について</p> <p>3. 教育職員免許法改正に伴う教官負担増への措置について</p> <p>4. 専修免許状の資格取得の促進について</p> <p>5. 高校教諭及び社会教育主事等の大学院入学の条件整備について</p> <p>6. 非実験講座の実験講座化について</p> <p>7. 教育心理学等における実験的研究・臨床的研究・指導体制の充実について</p> <p>8. 心理教育相談室の省令化について</p> <p>9. 研究・教育の国際交流の推進とその条件整備について</p> <p>10. 建物基準面積の改定について</p> <p>11. 学部図書室等の拡充について</p> <p>12. 定員削減の抑制について</p>	第3常置委員会 第6常置委員会 第7常置委員会 教員養成特別委員会
11. 9. 28	全国高等学校長協会家庭部会	<p>1. 家庭に関する学科の卒業生を対象とした推薦入学枠の設置または拡大</p> <p>2. 家庭に関する学科の卒業生を対象とした特別選抜枠の設置または拡大</p> <p>3. 専門教科としての家庭科の科目を入試科目に加えることについて</p>	第2常置委員会
11.10.12	日本商工会議所	商工会議所検定試験の単位認定資格採用について	第3常置委員会

4. 刊 行 物

平成11年8月 【会報】第165号

平成11年9月 【国立大学と独立行政法人化問題について】(中間報告)

平成11年11月 【会報】第166号

要 望 書

国立大学の施設の整備・改善について（要望）

平成11年10月18日
国立大学協会
会長 蓮實重彦
第6常置委員会
委員長 鈴木章夫

国立大学等の予算につきましては、毎年、厳しい財政状況にも拘らず、種々御配慮頂いていることに対し、感謝を申し上げます。

現在、国立大学は国民の負託に応え、21世紀の世界的競争に勝ち抜くために大学改革を行い、その成果をあげるべく不断の努力を重ねているところであります。

先般、科学研究費の増額や、若手研究者の研究を支援する諸種の制度等を創設していただきましたことを深く感謝しているところであります。

しかしながら、我が国の高等教育費への公財政支出は1997年の例によれば、対国内総生産（GDP）比にして先進諸国に比べ遙かに低いのが現状であります。例えば、アメリカ1.1%、フランス・ドイツ0.9%、イギリス・イタリア0.7%、カナダ1.6%、スウェーデン1.5%に対して、我が国は0.5%であります。

したがって、教育研究を行うための各国立大学の人的資源が乏しいことはもとより、施設・設備の現状を見れば残念ながら老朽化・陳腐化を来し、このままでは21世紀の科学技術をリードすることはおろか、多くの国立大学は現在の教育研究水準の維持さえ困難な現状であります。言うまでもなく、教育への投資は国家百年の計であります。

国立大学の施設の整備・改善は別途資料に示す通り、未だ多くの改善すべき課題を抱えており、このことは諸外国の教育者や研究者からも強く指摘されているところであります。この窮状を是非ともご賢察頂き、教育研究の根幹をなす施設の整備・改善を促進するための財政措置を強く要望するものであります。その際、従前の老朽・狭隘化施設の改善はもとより、加えて下記の施設について格別の御高配を頂きたく、重ねて要望いたします。

記

- (1) 大学院の教育研究及び高度専門職業人養成を推進するための施設
- (2) 大学改革に対応した学部等の施設
- (3) 産学連携及び教育研究活動の活性化・流動化を促進するための施設
- (4) 国際的レベルの先端的研究を支援するための施設

（要望先：自由民主党幹事長，自由民主党政務調査会長，
自由民主党文教制度調査会長，文部大臣，文部
政務次官，文部事務次官，大蔵省主計局長等）

国立大学の学生納付金について（要望）

平成11年12月2日
国立大学協会
会長 蓮實重彦
第6常置委員会
委員長 鈴木章夫

国立大学の予算につきましては、厳しい財政事情のなかで、種々ご配慮を頂いていることに対し、深く感謝の意を表すものであります。しかしながら、来年度の予算編成に当たり、国立大学の学生納付金について、入学料の増額改定と学部別授業料の導入が検討されていると伝えられていることについては、国立大学協会として強い危惧の念を表明いたします。

I. 国立大学における学生納付金について

1. これまで、授業料と入学料が隔年ごとに改定されてきたことにより、その家計への負担は著しく増大しており、近年の少子化現象に拍車をかける要因ともなっております。
2. 国立大学は、我が国の高等教育が総体として均衡のとれた発展をとげるよう、国の責任において全国的にバランスをとって配置されているものであり、高等教育の機会均等の実現を基本的な使命の一つとするものであります。学生納付金のさらなる増額は、この機会均等の最小限の保証をも奪いかねず、ひいては、国立大学の重要な使命達成を危うくするものであります。
3. また、国立大学は、国家、社会の要請に応じて有為な人材の養成を行っており、その教育の成果は学生個人に帰するばかりでなく、国と社会とがその最大の受益者であります。したがって、国立大学の学生納付金については、いわゆる受益者負担主義の原則を単純に適用し、学生納付金を値上げすることは、不適切であり、容認できないものであります。

II. 授業料の改定について

授業料の改定問題については、既に隔年ごとに授業料の増額改定が行われ、私立大学との格差は、昭和50年度の5.1倍から1.6倍にまで縮小しています。加えて、平成11年度入学者からは授業料のスライド制が導入され、在学者に対する影響も少なくありません。また、現下の厳しい経済情勢を反映し、人事院勧告や消費者物価指数の伸び率も、非常に低率に留まっ

ている状況であることを考慮され、十分慎重な取り扱いをされますよう、ここに重ねて強く要望いたします。

Ⅲ. 国立大学における学部別授業料について

1. 国立大学においては、家庭の経済状況に左右されることなく、学生自身の能力や適性に
応じて希望する学部へ進学できるように、学部の種類を問わず、同一の授業料を設定して
いることが大きな特徴であり、国民周知のこの優れた特徴は今後も堅持すべきものと考え
ます。
2. 国立大学に学部別授業料を認めた場合には、家庭の経済力の差により専門分野を選択せ
ざるを得ない事態が生じ、所得の少ない家庭の子弟は理・工・農学系や医・歯・薬学系学
部に進学できないこととなります。このことは、国立大学の在り方、目的からみて到底容
認できないところであります。
3. また、学部別授業料は、理・工・農学系や医・歯・薬学系学部へ進学する学生数の減少
を招き、理工系離れを促進するとともに、学生の質の低下をもたらし、科学技術創造立国
を目指す我が国にとって大きな痛手になると危惧します。

以 上

〔要望先：文部大臣，大蔵省〕
主計局長他関係官

放送大学での科目の開講について（要望）

平成11年12月10日
国立大学協会会長
蓮 實 重 彦

貴大学はメディアを活用した多様な分野での教育を行うとともに、各大学と単位互換を行うなど、今日の生涯学習時代に即応した教育を担う正規の高等教育機関として貢献されていることに敬意を表するものであります。

さて、今日の留学生の増加に対しては、21世紀初頭における10万人の留学生受入れを目指す「留学生受入れ10万人計画」の下、各大学において留学生に対応したカリキュラムを編成し、日本語・日本事情科目を開設するなど基礎教育の充実を図っております。しかし、近年の私費外国人留学生の増加などにより、さらに多様化したカリキュラムの編成や教官の配置などが求められていますが、各大学では必ずしも十分な対応ができていない状況にあると推察されます。

つきましては、放送大学での授業科目として、外国人留学生への基礎教育である日本語・日本事情科目の充実を図るため、日本語をよく理解できない留学生を対象とした母国語による初級日本語講座を開講くださるようお願いいたします。

開講に当たっては、母国語として、英語及び中国語を希望いたします。

なお、外国人留学生が受講する場合の授業料免除につきましても御配慮くださるよう併せてお願いいたします。

（要望先：放送大学長）

資 料

国立大学協会会長談話

国立大学の独立行政法人化問題の議論を越えて 高等教育の将来像を考える

1999年11月18日

蓮 實 重 彦

設計図が不完全な場合、建築物は必然的に歪んだものとならざるをえない。ところで、独立行政法人化の通則法が明らかにされた段階から、それがそのままのかたちでは、国立大学を真に変容せしめるにたる設計図たりえないことが明らかになり始めていた。その事実は多くの人が指摘しており、国立大学協会も、第一常置委員会の「中間報告」として、かりに独立行政法人化が現実のものとなった場合、設計図そのものの修正が不可欠であることをすでに指摘している。

設計図としての通則法の問題点が誰の目にも明らかになった以上、事態は、賛成反対をとなえる以前の段階にとどまっているといわねばならない。にもかかわらず、昨今の行財政改革の流れの中で、国立大学の独立行政法人化の問題はにわかに現実味を帯びたかたちで議論されており、文部省も「検討の方向」において、独立行政法人化の基本的な枠組みを提起している。勿論、国立大学も行財政改革に協力を惜しむものではない。その意味で、文部省をはじめ関係省庁等との真摯な意見交換が行われねばならないのは当然だが、「検討の方向」に対しての意見の表明をさしあたり避けているのは、こうした独立行政法人化が、現状では、実現さるべき高等教育の改革にとって必ずしも有効な手段とはなりがたいと考えているからだ。

こうした状況下で、設計図の不備を改めて指摘することは、その修正の可能性を模索することと同様、二十一世紀における教育研究のさらなる発展と人材養成という見地からして本質的な問題の解決とはなりがたいし、かえって問題の所在を隠蔽する振る舞いともなりかねない。いま必要とされているのは、次世代の国民への責任を踏まえての、国公立を含めた高等教育総体の大胆な変革にはかならないからである。だが、そのための設計図ははまだ描かれてさえおらず、真の問題は、まさにそこにあるといわざるをえない。

一例を挙げるなら、高等教育・学術研究の財政環境の不備である。国民の納める税金の何パーセントを高等教育に投入すべきかという国家的な合意さえいまだ形成されてはいない。それ故、高等教育予算の国民総生産あたりの比率が、先進国においては最も低いという異常な現実が常態化しか

ねないのが現状である。その現実を深く憂慮せざるをえない私たちは、その改善のための新たな枠組みが必要とされるなら、その設計に積極的に加担する意志があることをここに表明したい。真の変化を実現しようとする者にとって、設計図の不備に対する肯定や否定の表明など、二義的な意味しか持ちえないはずだからである。

あるアメリカの著名な学者は、「結局は何も変えずにおくために、人びとはたえずすべてを変えるべきだと提言する」と述べている。私たちが危惧しているのは、行財政改革の流れの中での国立大学の独立行政法人化が、「結局は何も変えずにおくため」の口実として機能してしまうことにはかならない。それを避けるための国民的な議論の高まりを期待せずにはいられない。大学は、その社会的、国際的な役割にふさわしい真の変革の実現を強く望んでいるからである。

教育職員養成審議会「養成と採用・研修との連携の円滑化 について（審議経過報告）」に対する意見

平成11年11月18日
国立大学協会会長
蓮 實 重 彦

はじめに

今回の「審議経過報告」は、前回の「論点整理」を基本として具体的に肉付けされたもので、本協会としては「論点整理」への意見（以下、「本協会意見」）において「いくつかの疑問点、意見はあるとしても基本的に賛成である」と述べた通り、今回「審議経過報告」についてもその立場は変わらない。今後、本答申に向けてこの内容、立場が維持されることを期待する。

しかし、「本協会意見」で述べた点で十分にご理解いただけていないと思われる事項があることと新たに加わった「VI 教職課程の充実と教員養成に携わる大学教員の指導力の向上」については、国立教員養成大学・学部はもとより教職課程を置く一般大学を会員大学にもつ本協会としてその立場を表明しておくべきと考え、以下若干の意見を申し述べることにする。

1. 条件付き採用制度の運用の改善について

「本協会意見」の④において、この制度の運用は新任教員に対して、「排除のシステム」としてではなく、「支援のシステム」として機能すべきことを要望した。この点に関して、「審議経過報告」の記述はなお不分明と思われる。本答申の際にはぜひこの点について明確にしてほしい。

2. 初任者研修の見直しについて

「本協会意見」の「はじめに」で「学級担任となっている講師等が研修の谷間に置かれるという逆転現象」を指摘したところであるが、今回「審議経過報告」においても8頁「教員採用の現状」の項で、新規学卒者の採用数が全体の33.2%であるのに対して非常勤講師や臨時採用等の実績ある「教職経験者」が41.2%と、それを上回っていることが指摘されている。これは全国の数値であり、県市によってはさらに後者の比率が高くなっている場合がある。こうした現状の指摘がありながら、この点は「IV 研修の見直し」において留意されておらず、具体的対策や改善点も提案されていない。非常勤講師や臨時採用等で採用された者の内で、初任に当たるにもかかわらず学級担任となっている者の割合は決して低くない。そうした者たちが制度化された研修はもとよりたいの研修の域外に置かれていることは、学級崩壊が社会的に問題になっている現状では黙過できないと思われる。採用された各学校の実情に応じた支援体制を整えることは当然として、教育委員会レベルで資質能力を保障する研修施策が求められている。

一方、「教職経験者」の中で数年を経過して採用となる者の数も例外的ではなくなっている。こう

した者も一律同じ初任者研修の該当者とされている点は矛盾であり、初任者研修の形式化、空洞化の一因となっている。

初任者研修の見直しが提言されているが、上記の観点欠缺していることは残念であり、ぜひ再考されたい。

3. 中・長期的採用計画の策定について

「本協会意見」の「はじめに」において採用数の確保、増加が教員の資質向上にとって不可欠の課題であることを指摘したが、「審議経過報告」14頁における「(6) 中・長期的採用計画の策定」は都道府県教育委員会等への要望にとどまっている。現在のシステムにおいては教員の定数の策定が国の基準に則っているものであることは自明であり、都道府県段階を超える課題としての把握を希望する。

4. 採用に関する連携について

「審議経過報告」33頁において、教員採用面でも大学が教育委員会と連携すべきことを提言していることは大切な指摘であると考え。この内、良質な学力試験問題の研究開発における連携はただ教員養成大学・学部のみならず一般大学にとっても課題とすべきことを付言しておいてほしい。

しかし、採用にあたって大学の推薦、教育実習・養護実習の評価等を選考の資料とするという提言は今後大学側においても課題として自覚するべきものと理解するが、現段階ではこれら資料の作成が恣意的要素に左右されている現状を考えると早急な導入にはためらいを感じるところがあることを述べておきたい。

5. 教職課程の充実と教員養成に携わる大学教員の指導力の向上について

「論点整理」に独立項目として取り扱われていなかったこの課題が新たに付け加わり、かなり詳細にその基本的立場が述べられ、具体的提言がなされていることは、貴審議会の従来審議、答申に照らしても画期的なことと承知し、従来この課題について検討と提言を行ってきた経緯をもつ当協会として基本的立場について同意できることを表明したい。

大学における教員養成教育の充実、特に教員を志望する学生への実践的指導力の養成については従来から強く求められ、そのため大学・学部と教育現場との連携が要請されてきたところである。今回の「審議経過報告」においては、従来要請から一歩踏み込んで、「教員養成カリキュラム委員会」の設置と教員養成を担当する大学教員の養成のための大学院の充実が提言されている点が画期的と理解する。こうした施策が実施に移されるならば、長く課題とされ、建て前としては誰もが認めながら実際面では停滞していた諸問題が前進するものと考えられる。

しかし、留意すべき点もある。大学における教員養成と教育現場との連携は一般的なものではなく、さらに学問・芸術などの裏付けを必要とするものである。教育現場における教育行政上の必要性が直截に養成内容となることはむしろ避けるべきことであり、この点での大学・学部の自主性、自立

性があらためて強調されなければならない。

さらに、最近における教員養成大学・学部における学生の学力低下，理数科離れの傾向にも注意が払われなければならない。実践性，現場即応が強調されるあまり，基礎学力はもとより一般教養及び専門に関する基本的学力がなおざりになるようなことがあってはならないのは当然である。それ自体は大学・学部の本来の任であることは言うまでもないが，本答申においても言及されればさらに万全といえよう。

なお，本協会の立場からは上記課題に関わって，37頁において「一般学部の教職専門の教員についても同様」との指摘がある点は特に同意であることを付言する。

次に，教員養成を担当する大学教員の養成と，この課題に関わる教員養成系大学院の博士課程の役割について言及されていることは，きわめて時宜を得ているものとする。しかし，この博士課程の設置は一部の教員養成系大学・学部に止まっているのが現状である。大学・学部側の努力が必要な課題であることは言うまでもないが，この推進に関してさらに提言してほしい。

以 上

中央教育審議会「初等中等教育と高等教育との接続の改善 について」(中間報告)に対する意見

平成11年11月22日
国立大学協会

○中間報告の全体について

- ・一年に及ぶ審議の経過についてはその労を多とするものであるが、中間報告の全体の印象は総花的であり、具体的な提案についての踏み込みが足りない。
- ・大学、短大の総数は今日1,200に近く、4年制大学だけに限ってもその数は600をこえる。大学といても、どこに焦点をあてるかによって問題の所在も改善策も大きく異なり、一般化した記述のままでは甚だ不都合を生じる。その為か、通読していても、矛盾とを感じる箇所が少なくない。
- ・大学像以外でも、前段と後段で見解が一貫しないものがある。例えば、「学力低下」においても第1章では断定しがたいと述べているが、後半第5章の受験教科・科目の考え方等においては明らかにその前提が変わっているように見える。
- ・実際、高等学校から進学してくる学生に、大学教育に必要な基礎学力(受験教科・科目の削減によって、受験対策として切り捨てられた教科などの基本的知識の欠落など)の低下により「自ら学び、自ら考える力」の不足している者は少なくない。これを深刻に受け止め、その対策を打ち出すことを要望したい。
- ・これまでに提出された過去の中央教育審議会答申との連続性、あるいは省内の各種審議会との横の連携を意識する余り、発想が限定され、21世紀の学校教育の指針となるべき内容が甚だ新味に欠けるものとなっている。

○後期中等教育段階における多様性

- ・今日の高等教育の量的規模のもとでは、後期中等教育の大半は完成教育よりも、中間の教育段階としてその存在意義が期待されている。したがって、高等教育における専門分野、進路等の選択の自由を確保するためには、むしろ後期中等教育の標準化、基礎基本の徹底こそが求められるべきである。高校教育のさらなる多様化を期待することは時代の要請と逆行することになりはしないか。

○高校教育の到達度評価

- ・「学力試験における受験教科・科目」の削減傾向を見直すことは当然としても、この少子化の時代に、望む通りの教科科目を試験に課すことのできる大学は多くはない。もはや、大学入試が入学者の学力保証をすることは難しいと考えねばならない。入口での評価が難しいとすれば、大学だけでなく高校においても出口段階の教育評価が重要になる。
- ・センター試験受験を進学の為のミニマムチェックとし、5教科程度をまとめて受験させることも

ひとつの方法として考えるが、序列化、偏差値批判を再燃させる懸念がある。この際、選抜評価の分散化を進める意味でも、高校の出口段階での到達度評価を新しいシステムとして構想するべきではないか。

・「飛び級」制度など、修学年限を短くする提案が近年導入され始めているが、高等学校の課程履修が3年間で足りなければ、高校4年制の類型も多様化の一環として考えてよいのではないか。

○学部段階の教育

・「高等学校の教育内容が多様化し、大学に入学してくる学生の履修歴の多様化が一層進むこと」(15頁)に対応するうえで、教養的教育のあり方が改めて問われている。報告の中にも「教養教育の重視」の記述があるが、教養部の解体が結果的に多様な学生への対応を困難にしている現状にも注目する必要がある。

○接続の改善のための連携の在り方

・本文18頁に述べられた「科目等履修生制度」の活用では、高校生向けに用意された集中講義を大学でも入学後に単位認定するなど、工夫を求める記述があるが、これには異議が寄せられた。

・「学生の履修歴等に応じ、大学教育の基礎として足りない部分は(中略)高等学校側の協力を得て補習授業を実施することも」(20頁)とあるが、大学が入学許可し、学生を受け入れた以上、その教育義務は大学にあり、補習授業の実施もまた大学側の責任で行うべきである。

○大学と学生との相互選択

・実際には、入れない大学に入りたい受験生、「求める学生を見いだす」ことの難しい大学が多いのではない。より良い相互選択の実現は容易ではなく、より具体的な仕組みの提示が必要である。また、各大学は入学者の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)を確立すべしとあるが、専門性という横の多様性を別にすれば、その内容はさほど多様になるとは考えにくい。

○入学者選抜を行うための体制の整備

・現在のスタッフの仕事量はすでに限界にきており、さらなる改善のためには組織の整備、スタッフの増員、新たな予算措置が必要であり、その点を強調したい。

・アドミッション・オフィス(AO)は単にAO入試を実施するための組織ではなく、高校との日常的な情報交流、大学志願者にとっての窓口、また大学入学者選抜の為のさまざまな研究のために活用されるべきものである。AO入試は今後、さまざまな展開が期待されるが、学生の青田買いにならぬよう配慮が必要である。

○大学入試センター試験の改善

・大学入試センター試験の位置づけ

現行制度のもとでは、センター試験は高校教育の到達度を測る試験であり、内申書と同等の選抜資料として位置づけられている。しかし、実態はセンター試験を個別学力検査と同様の選抜試験として利用している大学がほとんどである。もしセンター試験の継続を前提とするなら、この制度と実態の矛盾を解決することが望まれる。同時に地歴、理科のA、B科目の扱いも平等を期すべきであろう。

・大学に必要な受験教科・科目は試験に課すべきである、という趣旨に従えば、例えば、センター試験においても物理と生物の組み合わせも、試験の時間割上可能となるよう努力されるべきではないか。

・リスニングテストの実施

大学が必要に応じて個別学力検査において実施するのが望ましく、施設設備の不十分な段階での導入はセンター試験の実施そのものを害する恐れがある。

・センター試験の受験条件の緩和

「公平」の概念の多元化をいうのであれば、センター試験の受験を2年次から認め、早期の大学受験も可能とすべきであろう。年齢主義を緩和すれば、「飛び級」制度なども特別扱いせずに済み、試験制度の合理化にもつながる。

平成12年度大学、短期大学及び高等専門学校 卒業予定者の就職・採用活動について

標記のことについて、別途、文部省から各国立大学に通知されておりますが、このたび大学側及び企業側においてそれぞれ「平成12年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職について（申合せ）」（別紙1。以下「申合せ」という。）及び「平成12年度新規学卒者の採用・選考に関する企業の倫理憲章」（別紙2。以下「倫理憲章」という。）が定められ、これらについて、双方がそれぞれ尊重に努めることを内容とする確認（別紙3）が大学側及び企業側の両代表によりなされました。また、大学側から企業側に対し、採用活動に当たって、特に理解を求める事柄について「平成12年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職に関する要請」（別紙4）を行うとともに、企業においても「倫理憲章」の趣旨を徹底するため、各企業に対し、秩序ある採用活動を進めていくことについて「平成12年度新規学卒者の採用・選考に際して特に配慮いただきたい事項についての要望」（別紙5）を行うこととされました。

ついては、これら申合せの趣旨にそって、大学等卒業予定者の就職・採用活動の秩序の確立、正常な学校教育環境の確保、学生の就職機会の均等を期するとともに、学生の就職活動が早期化することなく、学生が自己の能力、適性に於じて適切に職業を選択できるよう、ご協力、ご配慮をお願いします。

なお、同和問題の正しい理解と認識のもとに適正な就職指導及び就職事務を行うこと、女子学生が、男子学生と均等な機会を与えられるよう企業への働きかけを行うこと、また大学における就職業務担当者の明確化、職業紹介体制の整備、教官を含めた全学的な就職指導の体制の整備等についてもご留意くださるようお願いいたします。

（別紙1）

平成12年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職について（申合せ）

平成11年12月6日
就職問題懇談会

大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）は、平成12年度卒業予定者の就職活動の秩序を維持し、正常な学校教育環境を確保するとともに学生の就職機会の均等を期するため、高等学校卒業予定者の就職活動にも配慮し、下記のとおり申し合わせる。

なお、この申合せを行うに当たり、大学等は、学生に高い学力と豊かな人間性を身に付けさせた上で卒業生として社会に送り出すという、本来果たすべき社会的使命と責任を十分認識するとともに、その責務を果たすため、各大学等において全教職員が協力し、全力を挙げてこれを実行することを確認する。

記

1. 採用情報の開示について

インターネットによる採用情報の公開や通年採用の拡大等に鑑み、求人依頼文書の発送、求人票の受理及び公示の時期は、各大学等の自主的判断によって行う。

2. 就職・採用活動の早期化への対応について

正常な学校教育環境を確保するとともに、就職・採用活動の秩序を維持するため、学校教育上重要な時期である卒業学年当初及びそれ以前は、企業が学内で実施する採用選考のための「企業説明会」に対して会場提供を行わない。

また、この趣旨を踏まえ、この時期の学生に対する就職指導を適切に行う。

3. 学校推薦の取扱いについて

学校推薦は、原則として7月1日以降とする。

4. 正式内定開始について

正式内定日は、10月1日以降である旨学生に徹底するとともに、正式内定に至るまでの間において、複数の事実上の内定の状態が継続しないよう、学生を指導する。

5. 学生の応募書類について

学生の応募書類は、「大学等指定書類（『履歴書・写真・自己紹介書』、『成績証明書〈卒業見込証明書を含む〉』、『健康診断書』）」とし、企業に対して、就職差別につながる恐れのある「会社指定書類」〈エントリーシート等を含む〉、「戸籍謄（抄）本」、「住民票」の提出を求めないよう要請する。

6. 男女雇用機会均等について

採用活動は、男女雇用機会均等法及びその指針の趣旨に沿って行われるべきであり、その旨を企業側に徹底するよう要請する。

※ 備考

各大学等は、企業等に求人依頼文書を発送する際、この「申合せ」を添付して行うものとする。

(別紙2)

平成12年度新規学卒者の採用・選考に関する企業の倫理憲章

平成11年12月
日本経営者団体連盟
会長 奥田 碩

企業は、自己責任原則に基づいて自主的に行う、平成12年度大学等新卒者の採用・選考にあたり、下記の点を十分配慮して行動する。

記

1. 情報の早期公開

学生の就職機会の均等を期するため、企業情報ならびに採用情報（採用人数、説明会日程、選考期日・場所等）については、可能な限り早期に、適切な方法により詳細に公開する。

2. 採用内定開始日

正式内定は、10月1日以降とする。

3. 公平・公正な採用の推進

公平・公正で透明な採用の推進に努め、学生の自由な就職活動を妨げる拘束や、男女雇用機会均等法の精神に反する採用活動は行わない。

4. 学事日程の尊重

採用活動にあたっては、大学の学事日程を尊重し、学生が学業に専念でき、より教育効果が上がるような教育環境の確保に努める。

5. その他

高校卒業者については、教育上の配慮を最優先とし、安定的な採用の確保に努める。

以上

(別紙3)

平成12年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者の就職・採用活動については、企業側の「倫理憲章」と、大学側の「申合せ」を双方が遵守し、行動することを期待する。

平成11年12月14日

日本経営者団体連盟会長

大学等関係団体就職問題協議会代表

奥田 碩

鳥居 泰彦

(別紙4)

平成12年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職に関する要請

平成11年12月6日

就職問題懇談会

就職問題懇談会においては、平成12年度大学等卒業予定者の就職活動の秩序を維持し、正常な学校教育環境を確保するとともに、学生の就職機会の均等を期するため、別添のとおり「申合せ」を行い、全国の大学等に趣旨の徹底を図っております。

この「申合せ」を行うに当たり、大学等は、学生に高い学力と豊かな人間性を身に付けさせた上

で卒業生として社会に送り出すという、本来果たすべき社会的使命と責任を十分認識するとともに、その責務を果たすため、各大学等において全教職員が協力し、全力を挙げてこれを実行することを確認したところであります。

つきましては、貴職におかれては、平成12年度大学等卒業予定者の就職採用活動の秩序を維持するため、上記「申合せ」の内容について十分御理解いただくとともに、採用活動に当たっては、企業側で定める「倫理憲章」の趣旨に沿い、特に下記事項について御配慮をいただきますようお願いいたします。

なお、平成11年度の採用活動においては、採用情報の公正・公平な公開、秋季採用や通年採用の拡大、採用選考の複数回実施等、学生の就職活動の機会の均等や拡大が進んできており、更にこのような取り組みが推進されることを期待いたします。

記

1. 採用活動の早期化は、大学等の教育機能の低下をもたらすものであり、十分な教育を受け得なかった学生を採用することは企業にとっても不利益をもたらすことを考慮し、採用活動は、学校教育環境が悪化することのないよう、可能な限り休日や祝日に行う等、学事日程を尊重して行うこと。
2. 学生の応募書類は、「大学等指定書類（『履歴書・写真・自己紹介書』、『成績証明書〈卒業見込証明書を含む〉』、『健康診断書』）」とし、就職差別につながる恐れのある「会社指定書類」〈エントリーシート等を含む〉、「戸籍謄（抄）本」、「住民票」の提出を求めないこと。
3. 男女雇用機会均等法及びその指針の趣旨に沿った採用活動を行うこと。
4. 採用情報の公平・公正な公開が進んできているが、更にこのような取り組みを推進し、学校名や地域により就職情報の提供や採用選考に差異を設けない等、就職の機会均等について一層の改善を図ること。
5. 10月1日以前に内定承諾書、誓約書、連帯保証書の提出を求める等、学生の拘束を行わないこと。

(別紙5)

平成12年度新規学卒者採用・選考に際して特に配慮いただきたい事項についての要望

平成11年12月
日本経営者団体連盟
会長 奥田 碩

平成12年度の大学等新規学卒者の採用・選考にあたり、企業の行動規範を示す「倫理憲章」を定めた。各企業におかれては、大学側の指摘や要請に応えるためにも、倫理憲章の趣旨に沿って下記事項を踏まえた秩序ある採用活動を進めていくことを期待する。

1. 採用・選考は、本来、各企業の自由な意志と発想に基づき実施されるべきものであるが、そこには勿論、社会的・道義的な責任が伴う。当然のことながら、卒業学年に至らぬ学生に対して実質的な選考活動を行うことや、学生、大学等関係者の反発を招くような行為は企業として絶対に慎まなければならない。
2. 情報を早期公開することと採用活動を早期化させることは、全く意味が異なる。「企業情報の早期公開」は、就職活動に先立って業界や企業の研究を行う学生に必要な情報を十分に提供するという意図によるものである。また「採用・選考に関する情報の早期開示」は、学生たちの不安やあせりの気持ちを沈静化させることにつながる。当然ながら、公表した内容を誠実に守ることは企業の責務である。
3. 大学側の強い要望である「学事日程の尊重」に応えるためには、企業説明会や採用選考を土日、祝日、あるいは平日の夕刻に設定したり、日程を分散の上、応募する学生が希望日を選択できるといった工夫が必要である。
4. 如何なる理由づけをしようと、身柄を拘束したり、他社の内定を強制して断らせるなど、学生の自由な就職活動を妨害する「公平公正な採用」の精神にもとる行為は断固排除されなければならない。

以上

その他

(平成11年10月2日～平成12年2月1日)

■小委員会の設置

○ 第5常置委員会 短期学生交流計画小委員会

Japanese National Universities Short-Term Student Exchang Program (略称: JANUSSEP)

審議課題: 短期交換留学の促進について

設置期間: 2年間 (平成11年12月15日～平成13年12月14日)

委員名簿: 委員長 内藤 喜之 (東京工業大学長)

委員 長谷川 淳 (北海道大学教授)

〃 田口 喜雄 (東北大学教授)

〃 細野 昭雄 (筑波大学教授)

〃 中野 實 (千葉大学教授)

〃 高田 康成 (東京大学教授)

〃 塚越 規弘 (名古屋大学教授)

〃 中村 収三 (大阪大学教授)

〃 二宮 皓 (広島大学教授)

〃 河野 俊行 (九州大学教授)

■学長等の異動

○ 学長の交代

(大学)	(新任)	(前任)	[発令日]
東京水産大学	隆島 史夫	小泉 千秋	平成11年11月17日

○ 委員の委嘱

(委員会)		[発令日]
第1常置委員会	小早川 光郎 (東京大学教授)	平成11年11月1日
第2常置委員会	廣瀬 幸雄 (金沢大学教授)	平成11年11月1日
第4常置委員会	富田 房男 (北海道大学教授)	平成11年11月1日
第5常置委員会	鮎澤 孝子 (東京外国語大学教授)	平成11年11月1日
第5常置委員会	河野 俊行 (九州大学教授)	平成11年11月1日

第3常置委員会
男女共同参画に関するワーキンググループ

土器屋 由紀子(東京農工大学教授)	平成11年11月18日
川 嶋 瑠 子(お茶の水女子大学教授)	平成11年11月18日

鳥 養 映 子(山梨大学助教授)	平成11年11月18日
------------------	-------------

第7常置委員会
情報公開法に関する検討小委員会

若 松 澄 夫(北海道大学事務局長)	平成12年1月10日
--------------------	------------

○ 専門委員の交代

(委員会)	(新 任)	(前 任)	[交代日]
第3常置委員会	森 泉 豊 栄 (東京工業大学教授)	斎 藤 彬 夫 (東京工業大学教授)	平成11年11月1日
特別会計制度協議会	大 澤 幸 夫 (京都大学事務局長)	黒 川 征 (京都大学事務局長)	平成11年12月1日

○ 専門委員の委嘱

(委員会)	[発令日]
第1常置委員会	宮 腰 英 一(東北大学教授) 平成11年12月27日

○ 小委員会の廃止

第5常置委員会JUSSEP小委員会 [平成11年12月14日付をもって廃止]

編集後記

- * 国大協は昭和25（1950）年7月13日に創設され、20世紀最後の本年、50周年を迎えることになり、平成10年に「国大協50周年記念行事準備委員会」を設置し、記念品の作成、記念祝賀会の開催、記念史の編纂等、準備作業を進めてまいりましたが、いよいよ日数も残り少なくなり、最後の追込み作業に入ることになりそうです。
- * 国大協では総理府の“男女共同参画推進会議”より、その取組み方に関する報告を求められていると共に、“女性科学研究者の環境整備に関する懇談会”からも大学等における研究者の性別構成の公正化等、男女共同参画の問題の検討要請を受けて、先般、丹羽奈良女子大学長を座長とする「男女共同参画に関するWG」を設置し、審議を開始いたしました。新しい問題への取組みの第一歩として注目されるところです。
- * Y2K問題のため、各大学では年末年始の区別なく、その対応に努められ、大きな支障もなく新年を迎えることができたこと聞き及んでおります。関係の皆様方のご尽力に改めて敬意を表します。
- * 本号の「巻頭エッセー」には、有山電気通信大学長にお願いして「言っておきたいこと」をご寄稿いただきました。ご多忙のところご執筆の労を煩わし有難うございました。厚く御礼申し上げます。（伊藤）
会報発行=年4回（2月・6月・8月・11月）

平成12年2月22日 印刷
平成12年2月29日 発行 (非売品)

会 報 第167号

(第50巻第1号 通巻第167号)

編集兼
発行者 伊藤 才一郎

発行所 国立大学協会事務局

郵便番号 113-0033(東京大学構内)

東京都文京区本郷7丁目3番1号

電話 03 (3811) 4760, 03 (3813) 0647

FAX 03 (3818) 8656

E-mail janu@iris.dti.ne.jp

印刷・製本 文唱堂印刷株式会社

国立大学協会の組織

創 立：昭和25年7月13日
会員大学：99国立大学
目 的：国立大学相互の緊密な連絡と協力を図り
その振興に寄与することを目的とする。

- 総 会 （春秋2回開催。各国立大学の代表者）
- 理 事 会 （会長・副会長を含む理事21名。各常置委員会委員長）
- 常務理事会 （会長，副会長，各常置委員会委員長）
- 監 事 （2名）
- 常置委員会
 - 第1常置委員会（理念，体制・組織，管理運営）
 - 第2常置委員会（入学者選抜）
 - 第3常置委員会（教養教育，学部専門教育，学生生活）
 - 第4常置委員会（教職員の待遇改善）
 - 第5常置委員会（学術交流）
 - 第6常置委員会（財 政）
 - 第7常置委員会（研究，大学院，生涯学習，学術情報）
- 常置委員会小委員会
 - 第1常置委員会独立行政法人化問題に関する検討小委員会
〔設置期間：平成11年7月29日～平成13年7月28日〕
 - 第2常置委員会大学入試情報開示に関する検討小委員会
〔設置期間：平成10年6月1日～平成12年5月31日〕
 - 第5常置委員会短期学生交流計画（JANUSSEP）小委員会
〔設置期間：平成11年12月15日～平成13年12月14日〕
 - 第6常置委員会学生納付金等検討小委員会
〔設置期間：平成10年6月1日～平成12年5月31日〕
 - 第7常置委員会情報公開法に関する検討小委員会
〔設置期間：平成10年11月1日～平成12年10月31日〕
- 特別委員会
 - 医学教育特別委員会
〔設置期間：平成10年4月1日～平成12年3月31日〕
 - 教員養成特別委員会
〔設置期間：平成10年4月1日～平成12年3月31日〕
 - 大学評価に関する特別委員会
〔設置期間：平成10年6月16日～平成12年6月15日〕
- 国立大学協会50周年記念準備委員会
〔設置期間：平成10年8月1日～平成12年12月31日〕
- 特別会計制度協議会（国立大学協会と文部省との協議会）